定　時　総　会

日　時　　平成23年５月26日（金）15時00分～16時20分

場　所　　レベル21　東京會舘　スタールーム

東京都千代田区大手町2－2－2 アーバンネットビル21階

電話（０３）５２５５－１５１５

＜議　　案＞

第１号議案　平成22年度事業報告に関する件

第２号議案　平成22年度収支決算報告に関する件

第３号議案　会員の動向に関する件

第４号議案　会費の額及び徴収の方法に関する件

第５号議案　平成23年度事業計画案に関する件

第６号議案　平成23年度収支予算案に関する件

第７号議案　役員の一部改選に関する件

第８号議案　定款変更に関する件

第９号議案　公益法人制度改革への対応に関する件

第10号議案　その他

懇　親　会　16時30分～17時30分

以　上

平成22年度事業報告

概　況

平成22年度を顧みると経済環境としては、2008年秋の世界同時不況からの回復過程にあったが、夏以降は海外経済への懸念や円高の進行あるいはデフレ、政策効果の息切れ等が響き、足踏み状態となり、回復感の乏しい年度であった。

食品流通業界は、少子高齢化、人口減少、消費不振の影響が顕著になる中で需給調整を一気に加速させるようなかってない規模でのメガ再編成の動きがあった。市況としては猛暑の恩恵を受けた季節商材が急上昇を示す一方で、異常気象が食品の売れ筋傾向を狂わせたり、PB商品が価格の優位性を打ち出せないほど商品全体の価格帯が下がるような厳しい状況で、物流をはじめコストダウン、効率化の自助努力を最優先する動きが主流であった。また、３月11日に東北、関東を襲った「東北地方太平洋沖地震」は未曾有の惨状を招き、食品産業にも大きな打撃を与え、食品供給の大動脈を担う卸業界も甚大な被害を受けた。深刻な被災状況の中で、多くの関係者のご支援、ご協力のもと農林水産・食品行政と連携して被災地域に対する食料物資の供給について業界としてできうる限りの体制で対応した。

こうした状況の中、弊協会の事業活動は、業界として流通秩序を維持し、適正価格による円滑な食品流通を行う公正取引の推進を提言し、それぞれが社会的責任と倫理観をもって公正取引に取り組むことがより重要と考え「政策委員会・食品取引協議会」を組織の枢軸として経営環境の改善に取り組んだ。

各支部においても、地域事情に応じた事業計画を実践して支部活動の活性化に取り組んだ。こうした活動を行えたのは、例年の如く賛助会員各位の全面的ご協力や所管の農林水産省をはじめとする諸官庁の適切なご指導とご協力、加えて(財)流通システム開発センター、全国卸売酒販組合中央会、(財)食品産業センター、(社)日本缶詰協会、(社)日本パインアップル缶詰協会、日本製罐協会等の諸団体の皆様方の、多方面にわたるご配慮があったからに他ならない。あらためて御礼を申し上げる。

以下、事業別に概観し、その後に個別事業別に報告する。

Ⅰ．調査研究事業

食品業界は、消費力の停滞と圧倒的な供給過剰を背景とした需給の不均衡から依然として不況感を拭えず､先行きの不透明感が漂う厳しい経営環境を強いられた｡こうした中で弊協会は、流通構造の変化に伴う新取引制度のあり方やメーカーの期待する卸売業の方向性について賛助会員と意見交換を重ねた。また変化する制度、関連法規へ業界として適確に対応すべく「米トレーサビリティ法」についてはアンケート調査を行い実態を公表した。

「独占禁止法の改正（優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方）」については19項目についてパブリック・コメントを提出した。

年度の重点調査事業としては、流通事情が大きく変動し物流環境が変化する中で、全国規模で「**物流コストの実態調査**」を行った。加工食品の物流コストの基礎データを把握し蓄積する事は、産業としての社会的基盤を検証する意味からも意義があるとの考えから実施した。この

調査は、物流問題研究会の下部組織として物流コスト実態調査委員会を設置し、11企業が委員として参画しとりまとめた。

環境問題では、2008年度における「改正省エネ法」の改正により輸配送部門に加え、倉庫における保管・荷役業務や事務所内での管理業務等、企業活動全般において省エネルギー対策を講じる必要が生じ、原油換算で年間1,500KLを超えるエネルギーを消費する事業者は特定事業者として指定された。したがって弊協会の今年度の環境自主行動計画の環境数値としては、従来の輸配送部門の特定荷主12社分に加え、事業場部門の特定事業者16社分の環境数値をとりまとめ、はじめて両部門の環境数値を所管省である農林水産省食品環境対策室に報告した。尚、特定事業場部門の原単位の計算にあたっては環境数値算定標準化協議会において検討し、特定荷主の倉出売上高ではなく使用面積を使用することにした。

情報システム・EDIの分野においては、インターネットを使用した流通BMSの標準維持と普及拡大を目指す「流通システム標準普及推進協議会」の本格稼動に合わせ、各委員会委員に情報システム研究会やEDI W･Gから積極的に委員を派遣し標準化の推進に取り組んだ。また流通BMS導入済み企業として弊協会の会員卸44企業を公開した。国際会計基準・IFRSの導入に向けたメーカー・卸間の業務環境整備のため、協会が定める標準EDI書式の修正が必要かどうかEDI活用メーカーを対象にアンケート調査を行い、改善の方向性について議論を開始した。焦点は出荷案内データへの着荷日項目の追加の是非であった。

物流問題研究会では、昨年度から継続して百貨店の共同配送事業に取り組み、２企業が先行的に実践し具体的成果を得た。また物流コストの低減を図る目的から、毎回テーマを決めて情報の共有化に努めた。

商品開発研究会は、今年も日本蜜柑缶詰工業組合の幹部の方と国産蜜柑缶詰の現況について、JAS規格の維持なども含めて生産や販売の立場から意見交換を行った。

法務研究会では、「電子手形について」「優越的地位の濫用の運用指針について」「卸間での売買共用の基本取引契約書について」「食品卸売業者としての倉庫登録について」「優越的地位の濫用ガイドラインについて」等時宜にあった法務問題を取り上げて意見交換を行った。「優越的地位の濫用の運用指針」については課徴金が適用になる事もあり積極的に委員会からパブリック・コメントを発信し、新たな運用指針を得る等大きな成果を得た。

労務管理研究会では、「育児・介護休業法の改正に伴う対応及び同規定の運用状況について」「メンタルヘルス対策について」「派遣法への対応」「採用活動の総括」「障害者雇用の実態について」「人材育成について」「リテールサポート研修について」「車輌管理について」「各社の加入団体状況について」等を議題として食品流通に関する労務管理問題について幅広く意見交換を行い見識を共有化した。

支部活動では**関東支部流通業務委員会**が今年度も継続事業として、「物流コスト」「返品」「在庫の回転日数状況」「傭車及び物流動向」について実態調査を行い、各担当企業が分析を行った。

Ⅱ．研修・普及・啓発・実践事業

本部活動としては、各支部の定時総会や研修会時の本部活動報告の場面で、具体的本部活動の実態を報告して情報の共有化を図った。

今年も継続して、**情報システム研修会**を全国卸売酒販中央会と共催して開催し、クラウドコ

ンピューテイング等情報システム部門を取り巻く諸問題について専門の講師を招いて最新の知見を共有化した。

この他研修事業としては、中国支部が６月８日、東海支部が６月16日、関東支部が６月18日と11月12日、九州・沖縄支部が７月１日、四国支部が７月２日、北海道支部が７月６日と11月17日、東北支部が11月16日、北陸支部が11月24日、近畿支部が２月14日にそれぞれ経営実務研修会を開催した。近畿支部は大阪府食品卸同業会との共催にて地域量販店との実務研修会を開催した。また商品開発研修会としてメーカーの工場見学会が、例年の関東支部、東海支部、東北支部に続き、新たに北海道支部で実施され商品知識を深めることができた。情報システム研究会は、流通現場で臨場感のある研究会を開催したいとの考えから(株)トーカン、伊藤忠食品（株）の協力を得て、課外研究会として名古屋で開催した。

Ⅲ．本部活動

公益法人制度改革への対応として、理事会、定時総会の決議を経て、公益社団法人の認定申請を10月初旬に内閣府公益認定等委員会宛電子申請にて行った。結果は、残念ながら弊協会は公益社団法人の認定を得られず、あらためて平成23年度の定時総会において、一般社団法人としての認可申請を行う決議をすることになった。

昨年からの継続事業として国内食品市場全体を俯瞰できる公益性の高い販売統計データである「**加工食品卸売統計調査**」を実施した。

また、関連省庁や団体が事業する「**食品廃棄物発生抑制推進検討会**」「**食品流通情報サービス展開委員会**」「**次世代流通情報インフラ調査検討委員会**」「**卸売業・小売業連携モデル開発検討委員会**」「**中小卸売業の実態及び戦略的施策に関する調査研究委員会**」「**取引慣行実態調査検討委員会**」「**モーダルシフト等推進官民協議会**」に委員として参画し、加工食品卸売業界としての意見を述べると共に業界としての将来展望に知見を得た。

本部事務所の所在地である日本橋室町地区の再開発に伴い、事務所の移転について本格的な打ち合わせが始まり、最終的には現ビルオーナーが移転所有する日本橋本町二丁目ビルの４階に移転する事を決め理事会にて承認された。

３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に対しては、発生直後から行政と連携して被災地に対する緊急支援の食料供給や緊急通行車輌確認標章の交付要請、被害状況の調査と報告、また壊滅的ダメージを受けた仙台空港岩沼臨空工業団地の復旧に向けての要望等を行った。また会員卸に義援金の寄託をお願いし、１億円を超える義援金を日本赤十字社を通じて被災地に送ることができた。

食品流通業界の電力需要抑制対策に資するため、業界の「環境自主行動計画」の遵守を基本的な考え方として施策をまとめ提出した。特に国民生活の様式の変革を求めるような事態を考慮し、食品流通業界の電力抑制策は、SCMレベルで考えるべきと提言し、流通業界全体が協調して国難に対処するため行政からの指導、支援を要請した。

事業担当別活動状況

総　務　関　係

［監　査］

上半期（平成22年４月１日～平成22年９月30日）については、10月26日（火）に、下半期（平成22年10月１日～平成23年３月31日）については４月15日（金）に監事の方にて監査が実施された。また監督官庁である農林水産省総合食料局流通課の担当官による監査、「公益法人検査」が平成22年12月２日（木）及び15日（水）の両日実施された。

［登　記］

平成22年５月28日（金）の定時総会終了後、平成21年度の登記事項について、平成22年７月５日に東京法務局にて登記が完了した。

［定時総会］

平成22年度の第17回定時総会は、平成22年５月28日（金）15時より東京大手町レベル21東京會館に於いて開催された。主な議案内容は、平成２１年度事業活動報告や平成22年度事業活動計画及び任期満了に伴う役員改選や公益法人制度改革に伴う対応等についてであった。総会終了後は業界のトップコミュニケーションの場として懇親会を行った。

［理事会］

平成22年度は理事会を４回開催した。

◆第１回　理事会　平成22年４月22日（木）

議　　案	第１号議案	平成21年度事業報告に関する件	
	第２号議案	平成21年度収支決算報告に関する件	
	第３号議案	会員の動向に関する件	
	第４号議案	会費の額及び徴収の方法に関する件	
	第５号議案	平成22年度事業計画案に関する件	
	第６号議案	平成22年度収支予算案に関する件	
	第７号議案	役員改選に関する件	
	第８号議案	公益社団法人への移行認定申請に関する件	
	第９号議案	定時総会の開催に関する件	
	第10号議案	その他	
出欠状況　理事総数	26名中	出席理事　23名	委任状２名　計25名
監事総数	３名中	出席監事　３名	計３名

来賓出席	農林水産省　総合食料局流通課	商業調整官	山田　啓二	様
		課長補佐	石塚　浩一	様
		係　　長	大熊　光輝	様
	新日本有限責任監査法人監査第七部	公認会計士	上倉　要介	様

開　会　　定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

事務局はここで本日の出欠状況を報告し、会の成立と共に定款27条により会長が議長席に就く事を告げた。

議長は出席理事の中から、議事録署名人として、津久浦慶之理事と中嶋隆夫理事の指名を行い、了承を得て議事に入った。

第１号議案　　平成21年度事業報告に関する件
第２号議案　　平成21年度収支決算報告に関する件

議長より、第１号議案と第２号議案を続けて事務局より報告するよう指示があり専務理事より、手元に配布された資料の確認をした後、概況並びに事業活動のポイントについて次の内容を報告した。

① 政策委員会・食品取引改善協議会の活動内容。
② 調査研究事業として、「返品実態調査」「環境問題関連」「新型インフルエンザ対策」「情報システム・EDI関連」「物流問題関連」
③ 普及・啓発・実践事業として、「加工食品卸売業の信頼性向上自主行動計画」の活用による普及・啓発。
④ 本部活動として、「加工食品卸売統計調査」の実施。
⑤ 関連省庁・諸団体との交流活動について。
⑥ 平成21年度収支決算報告（収支計算書・貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録）。同時に４月13日に監事各位により監査を受けた経緯を報告した。

議長はここで監事に監査報告を求め、濱口吉右衛門監事は「去る４月13日に監事３名にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告した。

議長は、両議案の質疑を求めたが無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

続いて、議長は第３号議案の説明を事務局に求めた。

第３号議案　　会員の動向に関する件

事務局より、平成21年度内に於ける入退会者のリストに基づき、報告を行い、承認された。

第４号議案　　会費の額及び徴収の方法に関する件

議長の指名をうけ、事務局より平成22年度の年会費の額及び徴収方法について説明した。額に関しては昨年度、自主申告いただいた売上高に基づく会費区分により算定。また、賦課徴収方法については

① 年額一括
② 銀行振込み
③ 振込手手数料は会員各位負担
④ 納付期限　平成22年６月30日（水）

との説明が有り、議長はこれに関して承認を求め異議なく賛同を得た。

第５号議案　　平成22年度事業計画案に関する件
第６号議案　　平成22年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう指示があった。

平成22年度事業計画案について、中嶋政策委員長より、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業及び実施計画案についての説明がなされた。

「平成22年度の主要な事業計画につきましてご説明申し上げます。

食品流通の経営環境は、所得水準の低下から、消費者の生活防衛意識が高まり低価格志向など、消費者の生活行動様式が大きく変化し、加えて長期的には明らかな市場規模の縮小傾向があり、過当競争を強いられる厳しい状況にあります。こうした環境激変の中ではありますが、我々食品卸業界は、変化に適応した新たな価値ある中間流通機能を提供して、市場を多様性に富んだ、質の高いものに活性化させていくことが重要だと考えております。

政策委員会としては、引き続き「食品取引改善協議会」の組織活動をとおして流通秩序の維持と流通構造の変化に対応した「取引制度」のあり方を優先して検討して参りたいと考えておりますが、特にメーカーの皆様とはお互いの今日的な機能役割を再確認しながら、サプライチェーンの全体最適化の課題に取り組んでいきたいと考えております。

具体的には今年度は特に、卸機能の中でも重要な物流について流通実態に即した物流コストの調査を全国規模で行い、機能対価要求への理論的基礎にしたいと考えておりますのでよろしくご協力をお願いします。

また今年は食品流通に関する制度や法規が変化してまいりますので、業界として十分適応すべく周知してまいります。

昨年実施いたしました「返品の実態調査」につきましては、皆様のご協力で
着実に改善の方向性が確認できたわけでありますが、資源問題や環境問題から、また公正取引推進の立場からも、この調査結果の成果物を活用して「返品問題」の課題について普及啓発活動をして参ります。

以上主要な事業計画の内容でございますが、これらの活動につきましては食品卸業界の強い団結力と取引基本姿勢の確立が何より前提となりますので、ここにご出席の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げましてご報告とさせていただきます。」

第６号議案については事務局より、事業計画と連動した収入、支出について新会計基準に基づき資料の如くに策定した根基について説明した。

ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求めたが、拍手を以って承認された。

第７号議案　　役員改選に関する件

議長より、今年度が役員全員任期満了に伴う改選期に当たるため、事前に事務局に命じ、もし再任という事であればお引き受け願えるか否かのご意向を各位に伺わせた処、幸いにも全員からの内諾書を頂戴した事、また、会社人事の都合により一部の方から役員交代の申し出が有った事、更に、ご本人のご都合により退任の申し入れを受けた事等の報告があり詳細についての説明を事務局に促した。
事務局より申し出順に報告がなされた。

［退任］		［新任］	
㈱日本アクセス	吉野　芳夫　理事	田中　茂治　氏	
㈱サンヨー堂	三枝　晧祐　理事	宗像　善昌　氏	
ヤマエ久野㈱	栁川　　信　理事	出森　義人　氏	
学識経験者	佐藤　孝治　理事	山本　泰生　氏	
味の素㈱	横山　敬一　監事	小原　利郎　氏	
日本アクセス北海道㈱	山本　佳宏　理事	㈱日本アクセス	今泉　忠也　氏

報告を受け議長より、理事４名及び監事１名の交代並びに山本理事退任及び今泉理事の新任という事務局案の承認を求め、拍手を以って異議なく承認された。
加えて、ご内諾戴いた方々全員を定時総会における議案提起の際の役員候補としてご推薦する事と、定時総会終了後に改めて登記の手続きに入らせて戴きたい旨の説明があり全員から賛同を頂戴した。

第８号議案　　公益社団法人への移行認定申請に関する件

議長より８号議案の内容を説明するよう事務局に要請。来賓として同席を願った、新日本有限責任監査法人の上倉要介公認会計士から移行認定申請に関する概要の説明が有り、さらに事務局から添付資料に基づき定款変更等について報告がなされ、出席者全員から賛同を得た。

第９号議案　　定時総会の開催に関する件

議長より「以上の審議内容を定時総会の議案として総会を開催したい」と発言があり、事務局より平成22年５月28日（金）15時よりレベル21東京會舘にて開催する旨の報告があり、理事会の決議を求め、承認された。

第10号議案　　その他

議長より出席者からの問題提起の有無を求めたが無かった。続いて、その他について事務局に求めた。それを受け、事務局から来る第22回参議院議員選挙において、当協会は社団法人　日本パインアップル缶詰協会会長の清水信次氏を参議院議員 比例区選出議員 候補者として推薦する事を提案し、出席者全員より賛同を得た。

加えて次回の理事会開催予定は、５月28日（金）定時総会の直前、13時30分より理事会を開催することを案内した。

議長より、引き続き当協会へのご協力要請と本日の長時間審議についての御礼が述べられ、13時20分に閉会となった。

◆第２回　理事会　平成22年５月28日（金）

議　案　　第１号議案　　定時総会提出議案の確認の件
　　第２号議案　　理事会運営体制の件
　　第３号議案　　その他

開　会　　定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

事務局はここで本日の出欠状況を以下の如く報告する。

理事総数26名中 24名（代理を含む）出席
監事総数３名中３名出席。

ここで本日の会の成立と共に定款27条により会長が議長に就くことを告げた。

議長は出席者の中から、議事録署名人として、水足　眞一理事と足立　誠理事を指名し、了承を得た上で議事に入った。

第１号議案　　定時総会提出議案の確認の件

議長より事務局に第１号議案の説明の指示があり、これを受け専務理事は、手元に配布された資料を確認した後、前回から特に追加の説明・変更点は無い事を報告した。

４月以降の入・退会動向については全く変動がない事を報告した。

また、公益社団法人への認定申請については、各支部の決算・予算数値を取り込むことが必要条件であるため、これから行われる各支部総会にて承認される決算・予算数値を取り込み、新会計基準に組み替えて申請する事を報告した。

次に議長は、前回の理事会にて承認された新理事候補の方で、本日当席に出席の方々を紹介。名前を呼ばれた理事候補は立礼。なお、日本アクセスの田中候補は、本日所要のため欠席して

いる事が報告された。

第２号議案　　理事会運営体制の件

新運営体制に関しては、本日の総会にて、新理事候補の承認が得られたという事を前提とした、会長・副会長・専務理事の選任についての事務局案を議長は要請。

それを受けて事務局より、國分会長及び後藤副会長・濱口副会長並びに奥山専務理事は重任、吉野副会長の後任には田中新理事候補との提案が事務局よりなされ、全員から賛同を得た。

第３号議案　　その他

第３号議案としては提起事項がない様なので、各支部から支部総会の日程や研修企画等の案内、また、政策委員会に対する要望などがあれば発表するよう議長が促し、北海道の村山理事より順次指名をしていった。

各支部長より今後の総会の日程やセミナーの内容等がそれぞれ発表され、全ての発表が終了後、國分会長は各支部よりいろいろな提言が有ったので、政策委員会を中心に検討するよう事務局に指示された。

最後に議長の國分会長は、副会長ほか出席者全員に他に意見が有るか確認をしたが、何も無かったため、14時15分に理事会の終了を告げた。

更に会長よりこののち、短時間ではあるが、農林水産省　石塚課長補佐から「食料・農業・農村基本計画」に関する概要説明が有ることや、定時総会ならびに懇親会にいたる最後まで協力の要請が有り、14時15分に終了した。

◆第３回　理事会　平成22年11月４日（木）

議　　案　　第１号議案　　上半期事業活動報告及び下半期事業活動に関する件
(1)　上半期事業活動報告及び今後の活動について
(2)　上半期収支決算報告
(3)　監査報告
第２号議案　　事務所移転について
第３号議案　　平成23年度収支予算について
第４号議案　　その他
(1)　次回開催予定
平成23年３月24日（木）または４月21日（木）
（公益社団法人認定の進捗状況で変わることをお含み下さい）
(2)　その他

出欠状況　　理事総数　26名中　　出席理事　　22名　　委任状　　４名　　計26名
監事総数　　３名中　　出席監事　　２名　　委任状　　１名　　計３名

来賓出席　　農林水産省　総合食料局流通課　　商業調整官　山田　啓二　様
課長補佐　　石塚　浩一　様
係長　　大熊　光輝　様

開　会　　定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

事務局はここで本日の出欠状況を報告し、会の成立と共に定款27条により会長が議長席に就く事を告げた。
それを受け直ちに議長は審議に入った。

続いて出席理事の中から、議事録署名人として、宗像善昌理事と松川隆志理事の指名を行い、了承を得て議事に入った。

第１号議案　　上半期事業活動報告及び下半期事業活動に関する件

議長より、第１号議案を報告するよう指示があり専務理事より手元に配布された資料の確認をした後、概況及び事業活動のポイントを資料に則り報告された。
① 会員動向の件
② 公益法人制度改革への対応状況
③「米（こめ）トレーサビリティ法」への対応について
④「物流コスト実態調査」について
⑤「優越的地位の濫用ガイドライン」のパブコメについて
⑥「環境自主行動計画」の調査票対応について
⑦ 税制改正等に関する要望について
・消費税問題について
⑧ 賛助会員幹事店会の議案事項について
以上の項目が順を追って説明された。
同時に上半期の収支決算の内容を説明し、更に、10月26日に監事各位により監査を受けた経緯を報告した。
議長はここで監事に監査報告を求め、濱口吉右衛門監事は「去る10月26日に実施した監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました」と報告をした。
議長はここで、事業活動の内容ごとにそれぞれ質疑を求めたが、無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

続いて、議長は第２号議案の説明を事務局に求めた。

第２号議案　　事務所の移転について

事務局より、現在の事務所が再開発の煽りを受け、来春には近隣の代替え物件に移転する方

向で話が進んでいる経緯が説明され、移転の承認と、手続き上の問題の事務局一任の承認を求めたところ全員の賛同を得た。

◆予定移転先　東京都中央区日本橋本町２丁目３－４
日本橋本町二丁目ビル　４階（現在名称）

第３号議案　　平成23年度の収支予算について

平成23年の４月から５月の定時総会までの収支予算で、総会にて平成23年度の予算の承認を得るまでの暫定予算であり、来年１月の執行運営委員会の開催日に在京理事、あるいは代理の方にて臨時理事会を開催して審議していただく。

各理事の皆さまには、事前に予算案を書面にてご提示の上、意見・賛否を仰ぐ予定であり、その結果を追認する段取りであることを説明。

ただ、本年は現在公益社団法人の認定申請を行っているため、結果次第では予算策定の方法が異なり、公益認定が得られた場合は、22年度中に23年度の予算を策定し、理事会の承認を得なければならず、現時点では二通りの会議を予定しているので理事・監事各位に日程の調整をお願いする。収支暫定予算を決めるにあたっては以上の様な策定方法、並びに日程について承認をお願いしたいと説明。

議長から複雑だが以上の様な方法で進めるにあたって承認をお願いする。

異議なく全員から承認された。

議長から、用意した議案は以上であるが折角の機会であるので何か意見・質問等が有ればと声を掛けたところ、加藤理事より、「メーカー側が、国際会計基準導入により現行の取引制度を見直しする予兆が見えるので、制度の見直しについては、卸側が不利にならないよう日食協としても対応してほしい」との要請あり。

議長より今の意見を踏まえ、政策委員会等にてしっかり対処するようにと、事務局に指示をいただく。

議長より本日の議事進行の協力に対する御礼と、今後も日食協に対する同様の協力を要請し、13時20分閉会となる。

◆第４回　臨時理事会　平成23年１月26日（水）

出　欠　状　況　　：理事総数26名　内代理を含む出席理事　15名　委任状　11名　計26名
◎出席理事氏名　　：國分勘兵衛・成田　健（代理　物井　敦）・後藤雅治・中嶋隆夫（代理　田口耕輝）・田中茂治・今泉忠也（代理　成田祐一）・濱口泰三・足立　誠（代理　青山裕一）・津久浦慶之（代理　湯浅正男）・磯野謙次・山本泰生（代理　和田　正）・宗像善昌（代理　小林由朗）・加藤武雄（代理　破魔重美）・水足眞一（代理　大江正彦）・奥山則康

◎委任状出席理事 ：村山圭一、堀内琢夫、上田　弘、松川隆志、鈴木重一、永津邦彦、荒木　章、
中村成朗、竹内克之、本村道生、出森義人

議　案　　第１号議案　　平成23年度年初収支暫定予算の件
第２号議案　　その他

定刻、事務局より開会の案内と本日の出欠状況を報告。理事会の成立を確認。
正・副会長いずれも代理出席なので、定款第14条３項に基づき議長として、専務理事の就任の是非について諮ったところ、異議なく承認されたので奥山則康専務理事が議長席に着席した。
議長は直ちに議事録署名人として、田口理事代理と破魔理事代理を指名し、了承を得たので議事に入った。

第１号議案　　平成23年度年初収支暫定予算の件

議長より資料の予算案と策定経緯について説明し、さらに事前に各理事・監事に質疑と賛否を問うた結果、全員質問もなく異議もなく賛成との回答文書を得ている旨の報告を行った。ここで改めて出席者に賛否、質疑を問うたが、異議なく承認された。
尚、この暫定予算は５月に予定されている総会において議決される平成23年度収支予算に包含される事も併せて確認した。

第２号議案　　その他
議長より出席者に問題提起の有無を諮ったが、何もなかった。
以上で、予定の議題の審議が終了したので議長より閉会を告げた。

[正副会長会議]
定例的に理事会の前に年２回（４月、11月）開催した。また専務理事から会長に定例的に毎月の事業活動報告を行いご意見をいただいた。

◆第１回　正副会長会議　４月22日（木）
当日開催される理事会の運営についての内容確認が主な議案であったが、経営環境の変化を踏まえて幅広く意見の交換を行い、今後の協会の運営の方向性について確認した。

◆第２回　正副会長会議　11月４日（木）
当日開催される理事会の運営についての内容確認が主な議案であったが、特に今回は公益法人制度改革に伴う認定申請を10月に提出した事を主体に報告し、意見の交換を行った。

本 部 事 業 活 動

[政策委員会・食品取引改善協議会]

◆第１回　政策委員会・食品取引改善協議会　５月12日（水）

平成22年度第１回目の政策委員会・食品改善協議会を５月12日（水）午前９時30分より日本橋精養軒会議室にて開催した。

主要な議題は、４月22日に開催された、理事会の内容についての報告や当日行われる賛助会員幹事店会の運営内容の確認であったが、「食品取引改善協議会」の今後の活動の方向性や「米（こめ）トレーサビリテイ法」に対する業界対応についても活発な意見交換を行った。

◆第２回　政策委員会・食品取引改善協議会　10月20日（水）

平成22年10月20日（水）午前９時30分より当協会会議室に於いて開催。主要議案は上半期を終了しての事業活動総括と下半期の活動に向けての事案検討であった。

＊主要上半期活動報告事項

①公益法人制度改革への対応状況

②「米（コメ）トレーサビリティ法」への対応について

③「物流コスト」の実態調査について

④「優越的地位の濫用ガイドライン」のパブコメについて

⑤平成23年度税制改正要望について

・消費税問題について

⑥「環境自主行動計画」の調査票対応について

⑦その他

・事務所の移転について

◆第３回　政策委員会・食品取引改善協議会　11月10日（水）

平成22年11月10日（水）午前10時30分より日本橋精養軒会議室に於いて開催。

主要な議案は、11月４日（木）に開催された正・副会長会議並びに理事会の内容についての報告事項と当日行われる賛助会員幹事店会の議案についての意見交換であった。

◆第４回　政策委員会・食品取引改善協議会　３月25日（金）

午後３時より日食協会議室にて開催。

主要な議題は平成22年度の事業総括と平成23年度の事業計画案、実施計画案及び収支予算案についての審議検討であったが、３月11日に発生した大震災の被災状況や今後の食のライフラインの再構築について意見の交換を行った。また公益社団法人申請の不認定に伴う次善策についても今後の方針について確認をした。

[賛助会員幹事店会]

◆第10回　賛助会員幹事店会　５月12日（水）

第10回賛助会員幹事店会を平成22年５月12日（水）午後10時から日本橋精養軒会議室にて開催した。

当日は午後から大手量販店の会合が予定されていたので変則的な時間帯での開催となった。会議は、冒頭に当協会の政策委員長中嶋隆夫氏（(株)菱食）と賛助会員幹事店を代表して小原利郎氏（味の素(株)）からご挨拶をいただいた後、事務局の司会進行で議事に入った。

議題は、(1)平成22年４月22日開催の理事会報告として、「返品実態報告」「公益法人制度改革への対応方針」「役員改選」等について説明、ついで(2)意見交換テーマとして①メーカーの期待する卸機能について、②小売業が展開するEDLP政策について参加賛助会員企業から発表をいただき意見交換を行った。

流通構造が大きく変化するなかでメーカー、卸がお互いの今日的な機能、役割を確認しながら流通の効率を考えていく事はきわめて重要な事であり今後も継続して検討していく事を確認して閉会とした。

◆第11回賛助会員幹事店会　11月10日（水）

平成22年11月10日（水）定刻11時30分より精養軒日本橋店会議室において、第11回賛助会員幹事店会を開催した。

会議は、冒頭に当協会の政策委員長中嶋隆夫氏（(株)菱食）と賛助会員幹事店を代表して品田英明氏（味の素(株)）からご挨拶をいただいた。

ついで事務局の司会進行で議事に入り、最初に11月４日（木）に開催した理事会の概要について報告、ついで本日の意見交換である　①メーカーの考える新取引制度の基本的方向性について　②メーカーにおける直取引制度と特約店制度の整合性について出席の賛助会員幹事企業全員からご発言をいただいた。

特に新取引制度の方向性については､IFRSの導入を控えメーカー各社で恒常的なリベート等を含め、価格制度及び体系について見直しの検討に入った等の意見が出された。最後に、政策委員長から締めの言葉として、どの様な制度や世の中になろうが我々中間流通業者の適正マージンを常に考え確保していただけるような取引関係を維持していただきたいと述べた。

[環境数値算定数値標準化協議会]

平成22年10月25日（月）午前９時30分より、日食協会議室において開催し、農林水産省食品環境対策室に提出する2010年度（2009．４～2010．３）の「環境自主行動計画」についての調査票提出の内容についての確認を行った。特に事業場部門つまり事務所や物流センター等の電力、ガスなどのエネルギー消費量とCO_2を管理する特定事業者に指定された会員卸１６社の環境数値を調査票に記載すべく精査し、原単位として「使用面積」を使用することを決定し数値を確認した。これで初めて輸配送部門の「特定荷主」12社と「特定事業者」16社の２つの環境数値を弊協会として調査票に記載して報告する事ができた。また今回の調査票の提出にあたりクレジットの活用状況や森林吸収に関して会員事業者の中でJ－VERの認証を受けた事に

関して新たに記載した。

2010年度
(社)日本加工食品卸協会の環境自主行動計画についての調査票提出の内容骨子(2009.4～2010.3)

（提出先：農林水産省食品環境対策室）

－環境数値算定標準化協議会・環境問題対応WG－

＊社団法人　日本加工食品卸協会の会員数　　正会員　　149名

（平成22年３月末現在）

①　輸配送部門

・フォローアップに参加している（特定荷主）企業数及び売上高（倉出他）

12社　　66,079億円

・フォローアップカバー数　　正会員の8．1％（12社／149社）

（旭食品・伊藤忠食品・加藤産業・国分・日本アクセス・日本酒類販売・マルイチ産商・三井食品・明治屋商事・ヤマエ久野・菱食・リョーショクリカー）

②　事業場部門

・フォローアップに参加している（特定事業者）企業数及び使用面積（延床）

16社　　4,400,240㎡

・フォローアップカバー数　　正会員の10.7％（16社／149社）

（旭食品・伊藤忠食品・加藤産業・関東国分・国分・佐藤・昭和・トーカン・日本アクセス・日本酒類販売・マルイチ産商・三井食品・明治屋商事・ヤマエ久野・ユアサ・フナショク・菱食）

Ⅰ．温暖化対策（CO_2排出抑制対策）

１．自主行動計画における目標

各企業活動に伴うエネルギー消費量・原単位を基準年度2006年度に対し、2011年度において事業所毎に95％の水準にすることを目標とする。

２．目標達成のための取り組み

（輸配送部門）

(1)　目標達成のためのこれまでの取り組み

・着荷荷主との取引慣行の見直し

・物流センターの統廃合

・配送委託先ドライバーに対するエコドライブの啓発・推進

(2)　2006年度に実施した対策の事例

・積載効率良化のための配送頻度の見直し

・運行指導等の燃費改善取組の継続実施

・配送効率向上につながる業務改革の継続

（事業場部門）

(1)　これまでのCO_2削減の取り組み

・「管理基準」の運用徹底

・OA機器、照明器具等の省エネ機器への変更

・空調の効率運転、設定温度の調整

・不在場所の消灯やエレベーターの使用削減

3．エネルギー消費量・CO_2排出量の実績

＊（輸配送部門）

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
・生産高 （倉出売上高他）	55,546億円	65,355億円	66,385億円	66,079億円
・エネルギー消費量 （原油換算kl）	130,200kl	142,576kl	137, 952kl	134, 726kl
・エネルギー消費量原単位 （原油換算／億円）	2.34	2.18	2.08	2.04
・CO_2排出量 （t-co_2）	345,786	378,371	366,226	357,592
・CO_2排出原単位 （t－co_2／億円）	6.23	5.79	5.51	5.41

＊（事業場部門）

2008年度は参考数値として以下の10社の環境数値を算定

エネルギー消費量（原油換算kl)138,167kl･CO_2排出量 278,462(t－CO_2)

（旭食品・伊藤忠食品・加藤産業・国分・日本アクセス・日本酒類販売・三井食品・明治屋商事・菱食・リョーショクリカー）

	2008年度	2009年度
・使用面積	―	4,400,240㎡
・エネルギー消費量（原油換算kl）	138,167	137,347
・エネルギー消費量原単位%（原油換算／使用面積）	－	3.12%
・CO_2排出量　　（t－CO_2）	278,462	262,302
・CO_2排出原単位（t－CO_2／使用面積）	―	5.96%

【2009年度の排出量増減の理由（特定荷主)】

・2009年度においては加工食品卸売業界も単価の下落から減収傾向が顕著となり、不採算取引の是正と内部コストの圧縮等により体質改善に取り組み、量から質への転換を加速させた。具体的には卸経営の最大コストである物流コストを、拠点の統廃合などにより合理化、効率化を図りエネルギー消費量の絶対量を前年に引き続き減少させた。

4．クレジット等の活用状況と今後の予定

・自主行動計画に参画している事業者のうち１社は、2009年～2012年オフセットクレジット制度Ｊ－VERに基づいた温室効果ガス吸収プロジェクトにより1000t強のCO_2クレジットを創出する計画を進めている。昨年分として5tCO_2、本年は、200tCO_2近いクレジットを創出する予定。

5．森林吸収に関して

・自主行動計画に参画している事業者のうち１社は、関係者が保有する三重県松阪市の山林をJ－VERの間伐促進型プロジェクトとして認証を受け手入れを進めています。その山林は、森林吸収の観点だけではなく生物多様性の面も考慮に入れて管理を行っています。

Ⅱ．廃棄物対策

(1)　自主行動計画における目標

事業所毎に発生する廃棄物の発生量を抑制して、減量化し、一層の再資源化を進めて、排出物の削減に努める。

(2)　目標達成のための主要な取り組み

・事務消耗品の廃棄物（特に書類）の発生を極力抑制
　コピー紙の両面印刷及び縮小使用による使用量の削減、書類の裏面再活用や社内封筒の複数活用の推進
・電子化による紙類の使用減を図る
・分別収集による資源リサイクルの推進
・過剰梱包材・配送資材の廃止依頼
・流通管理による商品の不良化防止と廃棄処分の減量化
・「食品リサイクル法」のリサイクル率達成に向けて廃棄物管理の徹底
　①　電子マニュフエスト化による「見える化」促進
　②　廃棄物処理ルートの見直し

(3)　2009年度に実施した廃棄物対策の事例、効果

・2007年度に弊協会が作成した「改正食品リサイクル法への対応ガイドライン」「産業廃棄物の処理について」の改訂版を活用した啓蒙・普及活動

(4)　廃棄物・再資源化量の実績

・廃棄物排出量（OA用紙使用量）数値提出企業７社合計

2007年度実績　870.9t
2008年度実績　984.7t
2009年度実績　831.6t

（伊藤忠食品・加藤産業・国分・三井食品・明治屋商事・ヤマエ久野・菱食）

今後の環境行動計画についてと進捗状況の評価

平成22年12月８日
農林水産省食品環境対策室

今後の環境自主行動計画について

国連気候変動枠組条約に係る1997年12月の京都議定書の採択を受けて、我が国は2008年～2012年に基準年（1990年）比６％の温室効果ガスの排出量削減を約束しているところです。

我が国における温室効果ガスの総排出量は、2008年実績では基準年比1.6％の増加となっておりますが、食品製造業分野については、同▲10.6％と削減に貢献しています。

一方、我が国は、公平で実効性のある国際的枠組みと意欲的な目標の合意を前提に「2020年に1990年比25％削減する」との中期目標、更には、2050年までに80％削減するとの長期目標を掲げています。

食品産業界の皆様には、地球温暖化対策に積極的に取り組むため、**「環境自主行動計画」**を策定し、温室効果ガスの排出量削減に向け御尽力をいただいているところです。

今後、地球温暖化対策基本法案の成立や国内排出量取引制度の創設など流動的な側面もございますが、以下のとおり多くの団体が今年度（2010年度）で目標年度の終期を迎えることから、新たな目標を設定するなど、継続的な取組をお願いしたいと考えております。

つきましては、今後の環境自主行動計画の方向性を検討するに当たり、皆様のご意見等をお伺いしたいと思いますので、ご協力方よろしくお願いいたします。

○各団体の目標年度

2010年度	
日本スターチ・糖化工業会 (社)日本乳業協会 (社)日本パン工業会 日本ビート糖業協会 (社)日本缶詰協会 全日本菓子協会 (社)日本冷凍食品協会	(社)全日本コーヒー協会 日本ハム・ソーセージ工業協同組合 製粉協会 日本醤油協会 (社)日本ハンバーグ・ハンバーガー協会 (社)日本フードサービス協会
2011年度	
(社)日本加工食品卸協会	
2012年度（2008～2012）	
(社)全国清涼飲料工業会 (社)日本植物油協会 精糖工業会	(社)日本即席食品工業協会 全国マヨネーズ・ドレッシング類協会 (社)日本精米工業会

（別添）

団体名：社団法人日本加工食品卸協会

今後の環境自主行動計画の方向性について

＜団体における検討状況＞

以下の該当する番号に○を付け、検討状況等をご記載願います。

①目標年度以降の新たな目標を設定済

②目標年度以降の新たな目標設定を検討中

③　特段の検討は行っていない

現在の環境自主行動計画は、2011年度が最終年度になりますので、平成23年の弊協会の事業活動計画として次期環境自主行動計画について検討していきます。

＜今後の方向性に関する考え方＞

当団体の目標年度は2011年度であり、新たな目標設定は、2011年度が終ってからその時の情勢を踏まえて検討することとしたい。

ス　ケ　ジ　ュ　ー　ル

※以下のスケジュールを目途に取り進めていくことを考えておりますのでご協力ください。

○関係団体への意向調査（「今後の環境自主行動計画について」） 22年12月上旬～23年１月中旬頃
○調査結果の取りまとめ 23年１月中
○調査結果を踏まえた関係団体との新たな目標設定についての調整 23年２月上旬～２月下旬
○新たな目標設定についての方針決定 23年３月上旬
○関係団体による新たな目標設定 23年６月頃 （各団体の総会等での決定手続きの時期により前後あり。）

食品産業における環境自主行動計画（2009年度実績）

青色塗りは目標水準に達してる業種（実績**赤字**は目標達成数値）

	計画策定主体	基準年	目標			実績（基準年比）		（参考）CO2排出量 ：万t－CO2		
			指標	年度	数値	2008年度	2009年度	2008年度	2009年度	前年比
産業	日本スターチ・糖化工業会	2005年度	CO2排出原単位	2010年度	▲3%	0.0%	▲ 11.4%	111.8	95.8	▲ 14.3%
	日本乳業協会	2000年度	ｴﾈﾙｷﾞｰ消費原単位	2010年度	年率▲0.5%（▲4.9%）	7.8%	10.2%	106.5	102.8	▲ 3.5%
	全国清涼飲料工業会	1990年度	CO2排出原単位	2008～2012年度平均	▲6%	4.9%	2.9%	100.6	98.8	▲ 1.8%
	日本パン工業会	2004年度	CO2排出原単位	2010年度	年率▲1%（▲5.9%）	▲ 15.0%	▲ 17.0%	80.0	77.8	▲ 2.7%
	日本ビート糖業協会	2000年度	CO2排出原単位	2010年度	▲3%	▲ 12.1%	▲ 11.8%	73.4	64.7	▲ 11.9%
	日本缶詰協会	1990年度	ｴﾈﾙｷﾞｰ消費原単位	2010年度	±0%	19.7%	25.4%	52.0	51.8	▲ 0.4%
	日本植物油協会	1990年度	CO2排出原単位 CO2排出量	2008～2012年度平均	▲16% ▲8%	▲ 15.9% ▲ 13.6%	▲ 21.9% ▲ 19.4%	58.3	54.3	▲ 6.8%
	全日本菓子協会	1990年度	CO2排出量	2010年度	▲6%	▲ 3.6%	▲ 6.3%	46.9	45.6	▲ 2.7%
	精糖工業会	1990年度	CO2排出量	2008～2012年度平均	▲22%	▲ 26.4%	▲ 30.5%	42.7	40.3	▲ 5.6%
	日本冷凍食品協会	1990年度	CO2排出原単位	2010年度	▲10%	▲ 12.7%	▲ 11.0%	40.7	25.3	▲ 37.8%
	全日本コーヒー協会	2005年度	CO2排出原単位	2010年度	▲3%	1.7%	▲ 1.0%	22.7	21.2	▲ 6.9%
	日本ﾊﾑ・ｿｰｾｰｼﾞ工業協同組合	2003年度	CO2排出原単位	2010年度	▲5%	▲ 10.7%	▲ 14.0%	21.6	20.8	▲ 3.4%
	製粉協会	1990年度	CO2排出原単位	2010年度	▲5%	▲ 5.6%	▲ 11.1%	18.5	17.2	▲ 6.6%
	日本醤油協会	1990年度	CO2排出量	2010年度	▲6%	▲ 14.7%	▲ 19.8%	17.7	16.6	▲ 5.9%
	日本即席食品工業協会	1990年度	CO2排出原単位	2008～2012年度平均	▲24%	▲ 37.4%	▲ 36.0%	16.5	16.2	▲ 1.5%
	日本ﾊﾝﾊﾞｰｸﾞ・ﾊﾝﾊﾞｰｶﾞｰ協会	2004年度	CO2排出原単位	2010年度	▲5%	▲ 2.3%	▲ 5.1%	9.0	8.7	▲ 2.9%
	全国ﾏﾖﾈｰｽﾞ・ﾄﾞﾚｯｼﾝｸﾞ類協会	2005年度	CO2排出原単位 CO2排出量	2012年度	▲4% ▲4%	－ －	▲ 16.8% ▲ 16.7%	4.5	4.2	▲ 6.1%
	日本精米工業会	2005年度	CO2排出原単位	2012年度	▲3%	－	▲ 22.0%	2.5	5.4	118.1%
業務	日本フードサービス協会	2006年度	ｴﾈﾙｷﾞｰ消費原単位	2010年度	▲1.5%	▲ 4.6%	▲ 0.5%	556.0	522.3	▲ 6.1%
	日本加工食品卸協会	2009年度	ｴﾈﾙｷﾞｰ消費原単位 ｴﾈﾙｷﾞｰ消費量	2011年度	年率▲1%（▲2%） 年率▲1%（▲2%）	（13.8万kl）	（13.7万kl）	27.8	26.2	▲ 5.8%

注1： 日本ハンバーグ・ハンバーガー協会は、「ハンバーグ」部門の取組であり、「ハンバーガー」部門は、外食産業として日本フードサービス協会で計上。
注2： 全国ﾏﾖﾈｰｽﾞ・ﾄﾞﾚｯｼﾝｸﾞ類協会は、平成22年6月の理事会で基準年、目標年及び目標値等を改定。
注3： 日本精米工業会は、今年度に環境自主行動計画を策定（22年5月理事会決議、同6月総会報告）し新規参加。
注4： 日本加工食品卸協会は、2009年度を基準年として業務部門のフォローアップを開始したため、実績については、参考値として（エネルギー消費量）を記載。
注5： CO2の排出量（排出原単位）を指標としている団体は、電力に係る改善後（クレジット調整）の炭素排出係数を用いてCO2排出量を算出。（※全日本菓子協会は、団体の意向で実排出係数を使用。）
注6： 「（参考）CO2排出量」は、集計企業数の変動により、前年度との単純比較ができない場合がある。

進　捗　状　況　の　評　価

	計画策定主体	評　価　（取組状況）
産業	日本スターチ・糖化工業会	設備更新時の省エネルギー設備の導入推進のほか、最近の経済動向等の影響に伴う製品需要の停滞により原料使用量が減少したことからCO2排出量が大きく減少。
	日本乳業協会	省エネルギー設備への更新や生産量の減少等により前年度に比べてエネルギー消費量は減少しているが、指標であるエネルギー消費原単位は生産量減少に伴う生産効率の悪化により増加。基準年との比較では、エネルギー消費の高い製品（アイスクリーム等）の生産増加等によりエネルギー消費は高い状況。
	全国清涼飲料工業会	省エネルギー設備への更新等を推進することによりCO2排出量は昨年度に比べ減少し、指標であるCO2排出原単位も減少。基準年と比較では、ペットボトルの内製化（工場内で成型）に伴うエネルギー消費量の増加によりエネルギー消費は高い状況。
	日本パン工業会	少量多品種生産等により生産効率が悪化する状況の中、省エネルギー設備の導入及びエネルギー転換の推進等によりCO2排出量を削減。
	日本ビート糖業協会	これまでに取り組んできた省エネルギー設備の導入や高効率化の促進等の効果によりCO2排出量を削減。
	日本缶詰協会	廃熱回収、インバータ機器の導入等の推進や生産量の減少等によりエネルギー消費量は減少しているが、指標であるエネルギー消費原単位は生産量減少に伴う生産効率の悪化により増加。基準年との比較では、他品種・小ロット生産による生産効率の悪化等によりエネルギー消費は依然として高い状況。
	日本植物油協会	経済動向の影響により植物油の需要低迷が続いていることから、生産量が大きく減少した2008年度並みの水準で推移したこと。また、バイオマスボイラー（木質チップ利用）の導入によるエネルギー転換やボイラー設備の更新等によりCO2排出量が減少。
	全日本菓子協会	低公害車の導入、商品の共同配送及びエネルギー転換（重油から電気、都市ガスへのシフト）によりCO2排出量を削減。
	精糖工業会	エネルギー転換及び設備のインバータ化等の省エネルギー対策の促進のほか、溶糖量の減少及び購入電力の炭素排出係数の改善の影響によりCO2排出量が減少。
	日本冷凍食品協会	省エネルギー設備の導入、廃植物油の燃料利用等によりCO2排出量を削減。
	全日本コーヒー協会	コ・ジェネレーション設備の導入、都市ガス等へのエネルギー転換等によるCO2排出量に取り組んでいるが、ペットボトルコーヒーのライン増設や少量品種製造等の影響により基準年比の削減率は小さくなっている。
	日本ﾊﾑ・ｿｰｾｰｼﾞ工業協同組合	A重油から電力や都市ガスへの熱源転換の促進、高効率型機器への更新等、電力使用効率の向上に努めたことによりCO2排出量を削減。
	製粉協会	エネルギー効率の向上対策と購入電力の炭素排出係数の改善の影響によりCO2排出量が減少。
	日本醤油協会	施設設備の集約化、燃料転換、省エネルギー設備の導入、コンプレッサーの集中管理等に取り組むほか、生産量の減少の影響もありCO2排出量が減少。
	日本即席食品工業協会	ボイラー燃料をガスへ転換、エネルギー使用量の多い製品の減少等によりCO2排出量が減少。
	日本ﾊﾝﾊﾞｰｸﾞ・ﾊﾝﾊﾞｰｶﾞｰ協会	蒸気ドレンの回収、ボイラー運転集中監視システムの導入等に取り組むほか、購入電力の炭素係数の改善の影響によりCO2排出量が減少。
	全国ﾏﾖﾈｰｽﾞ・ﾄﾞﾚｯｼﾝｸﾞ類協会	拠点集約等による生産効率の向上、蒸気配管類保温による放熱ロスの削減や廃熱利用、製造工程短縮等に取り組むほか、生産量の減少の影響もありCO2排出量が減少。
	日本精米工業会	環境自主行動計画への参加企業数が増加したことに伴いエネルギー消費量の多い無洗米の割合が低くなったこと、また、購入電力の炭素係数改善の影響もありCO2排出原単位が減少。
業務	日本フードサービス協会	LPガスから都市ガスや電力にエネルギーを転換することにより省エネルギー対策を進めているが、景気動向の影響から売上高が減少したためエネルギー消費原単位が悪化。
	日本加工食品卸協会	特定事業者としてのフォローアップは2009年度を基準年として実施。エネルギー消費原単位及びエネルギー消費量を年率1%削減し、2011年度までに基準年比2%削減を目標とする。

注1 「計画策定主体」欄の**赤字**は、目標水準に達しているもの団体。
注2 電気事業者が京都メカニズムクレジットを償却したことにより、電力のCO2排出係数が改善。このため、全般に電力使用に伴うCO2排出量は減少。

別添

今後の環境自主行動計画について（各団体の検討状況の概要）

検　討　状　況			主　な　意　見　等
新たな目標を設定済	3団体	・2020年度を目標とする新計画を設定。数値目標は、年率による継続的な削減。 ・2020年度を目標とする新計画を設定。数値目標は、現状維持を基本に若干の上乗せ。 ・2012年度を目標とする新計画を設定。	・現行目標は、最大限の努力で大幅達成。経営環境が厳しく、今後も同ペースで削減が進むかは不透明。企業間の規模、体力差も大きい。 ・削減は電力係数改善も大きく、自助努力でコントロールできない改善効果には頼らない目標設定が望ましい。実行可能性を考慮しつつ、改正省エネ法も踏まえた一層の取組が求められる目標とした。 ・これまで最大限の削減努力を実施しており、長期的には更なる省エネ技術及びCO_2排出量削減技術の開発に努めるが、2020年度までに取組可能な技術は先行してほぼ完全に実施しているので、現状を維持することが妥当と思われる。
目標設定を検討中	8団体	・団体の環境委員会で2020年度目標の設定を検討中。 （経団連の低炭素社会実行計画への参加も検討中。） ・団体の環境委員会の意見や経団連の計画等を基に、2～3年後の目標を理事会で審議予定。 ・23年8月にエネルギー使用実態調査を実施し、その結果を基に団体の環境委員会で、新たな目標設定を検討予定。 等	・最大限の努力をしてきたが、消費エネルギーの高い商品カテゴリーへの変化で、実績は厳しい状況。2020年度目標は、環境負荷領域の見直しも含め議論しているところである。 ・新たな目標の設定は、これまでの削減努力と実行可能性を重視した検討が必要である。 ・国の今後の対応を注視して、各社の対応能力等、業界の実情を勘案し、実現可能な目標値となるよう検討することが必要である。 ・これまで最大限の削減努力を行っており、新たな目標数値の設定は、現状を踏まえた現実的な指導を願いたい。 ・国の方針が明確になっていないことから、地球温暖化対策基本法案の成立動向や他の業界団体の対応等を踏まえつつ検討したい。 ・現行目標は大きく達成しているが、更なる目標設定が可能とする企業と、技術革新がないとこれ以上の削減は困難とする企業がある。 ・目標年度は、一律に2020年度延長とするのではなく、各団体がそれぞれの実情を踏まえて、個別に設定するべき。 ・電力改善後の排出係数による実績値と、実排出係数による算定値を併記したほうが良い。

検　討　状　況			主　な　意　見　等
特段の検討は行っていない	9団体	・今後の行政の対応方針及び他団体の動向等を見つつ、2010年度終了後に検討予定。 ・現時点では未検討であるが、年度内には方向性を検討、決定予定。 ・新たな目標設定は、当団体の目標年度である2012年度が近づいてから検討予定。 ・当団体は、来年度が目標年度のため、来年度の事業活動で、次期目標を検討予定。 等	・経営環境が厳しい中、各企業も真摯に取り組んできており、更なる目標設定の調整は困難。政府の厳しい方向が想定され、目標未達成時のペナルティ等を視野に検討する必要がある。（拙速な目標設定はできない。） ・当団体は、目標年度を設定しておらず、引き続き、各年度において基準年との比較を実施していく。 ・これまで最大限の努力をしており、目標を設定するのであれば現状維持としたい。（新たな技術革新等があった場合は、適宜計画を見直す。） ・新目標の設定については、当団体の目標年度である2012年度が近づいてから、その時の情勢を踏まえて検討したい。また、ポスト京都議定書の行方が明確になり、それに対応する国内措置が決定された場合は、それに即して対応することとしたい。 ・目標値を大幅に引き上げたところであり、目標値の妥当性を見つつ、目標年度（2012年度）が迫ってから、その時の情勢や会員企業の諸状況を踏まえ検討することが必要である。 ・当団体の目標年度は2011年度のため、新たな目標設定は2011年度が迫ってから、その時の情勢を踏まえて検討することとしたい。 ・中小企業も参加した計画作りを行いたいと考えているが、製造設備等は大手に比べて劣り、工場のエネルギー利用の効率化等が進んでいないため、現行目標でもハードルが高い。団体の環境委員会で十分に検討する必要がある。 ・昨年、2012年度を目標とする計画見直しを行ったところであり、当面は、本計画を遂行していくこととしている。 ・環境自主行動計画と省エネ法に基づく報告では、係数や単位発熱量等が異なるので統一して欲しい。 ・民生部門にも行動計画や規制を講じて、公平な削減対策が重要である。

［執行運営委員会］

◆第１回　４月２日（金）

15時より開催。議案は、①平成22年度事業計画案及び予算案について　②モーダルシフト等推進官民協議会について　③「返品問題の解決に向かって」　④加工食品卸売統計調査について　⑤「卸店・メーカー間用統一伝票様式２」について　⑥出荷案内データに鮮度管理情報項目を追加について

◆第２回　５月７日（金）

15時より開催。議案は、①４月22日開催の理事会報告　②「食料・農業・農村基本計画」について　③「独占禁止法遵守マニュアル（全国卸売酒販組合中央会）」について　④「米トレサ法」について　⑤定時総会の開催について

◆第３回　７月７日（水）

15時より開催。議案は、①「食品産業の将来方向」についての意見交換会　②「米トレサ法」に関する調査について　③「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（原案）」についてのパブリックコメントの募集について　④平成23年度の税制改正要望について

◆第４回　９月３日（木）

15時より開催。議案は、①「米トレサ法」に関する調査結果と今後の対応について　②「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（原案）に対するパブリックコメントについて　③「平成23年度の税制改正についての要望書」について　④「環境自主行動計画」の調査票について　⑤流通科学大学「第４回中内記念流通シンポジウム」について　⑥事務所移転について　⑦公益社団法人への申請について

◆第５回　10月13日（水）

15時より開催。議案は、①公益社団法人の認定申請について　②「米トレサ法」に関する今後の対応について　③「環境自主行動計画」の調査票の提出について　④情報システム研修会の開催内容について　⑤関東支部経営実務研修会の開催内容について　⑥事務所移転について　⑦流通経済研究所根本セミナーの内容について

◆第６回　12月20日（火）

15時より開催。議案は、①公益社団法人の認定申請の現状について　②日食協提出の「優越的地位の濫用ガイドライン」のパブリックコメントについて　③「物流コスト」の実態調査について　④平成21年度情報処理コストの実態調査について　⑤平成２３年度の事業計画について

◆第７回　１月26日（水）

15時より開催。議案は、①公益法人制度改革への対応状況について　②「物流コスト」の実態の最終報告　③加工食品卸売統計調査について　④平成23年度事業計画について

◆第８回　３月７日（月）

15時より開催。議案は、①公益法人制度改革への対応について（一般社団法人への申請対応の定款案について）②平成22年年度事業活動報告について　③平成23年度事業計画案について

第8号議案　定款変更に関する件

定款変更（新旧対照表）案

（変更理由）

当協会の事務所が移転したことに伴い、その所在地を定める定款の規定を変更する。また、流通の再編、統合により会員の減少に対処して理事の定員を変更する。更には民法の改正により、その内容を定款上に取り込む。

変更後	現　行
第１章　総則	第１章　総則
（事務所） 第２条　協会は、主たる事務所を**東京都中央区**に置き、従たる事務所を理事会の議決を経て必要な地に置くことができる。	**（事務所）** 第２条　協会は、主たる事務所を**東京都中央区日本橋室町二丁目５番１１号江戸ビル４階**に置き、従たる事務所を理事会の議決を経て必要な地に置くことができる。
（役員の定数及び選任） 第13条　協会に、次の役員を置く。 (1)　理事　**20人**以上　**25人**以内 (2)　　（略） ２～４　（略）	**（役員の定数及び選任）** 第13条　協会に、次の役員を置く。 (1)　理事　**25人**以上　**30人**以内 (2)　　（略） ２～４　（略）
（役員の職務） 第14条　　（略） ２～４　　（略） ５　監事は、**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第52条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号。以下「改正前民法」という。）第59条**に規定する職務を行う。	**（役員の職務）** 第14条　　（略） ２～４　　（略） ５　監事は、**民法第59条**に規定する職務を行う。
（総会の種別等） 第20条　　（略） ２・３　　（略） ４　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。 (1)・(2)　（略） (3)　**改正前民法第59条第4号**の規定により監事が招集したとき。	**（総会の種別等）** 第20条　　（略） ２・３　　（略） ４　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。 (1)・(2)　（略） (3)　**民法第59条第4号**の規定により監事が招集したとき。
（書類及び帳簿の備付け） 第33条　協会は、事務所に、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。 (1)・(2)　　（略） **(3)　社員名簿** **(4)～(6)**　（略）	**（書類及び帳簿の備付け）** 第33条　協会は、事務所に、**民法第51条及び**この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。 (1)・(2)　　（略） **(3)～(5)**　　（略）
（解　散） 第43条　協会は、**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第148条に規定する事由により、**かつ、農林水産大臣の許可を受けて解散する。	**（解　散）** 第43条　協会は、**民法第68条第１項第２号から第４号まで及び第２項第２号の規定によるほか、総会の議決を経、**かつ、農林水産大臣の認可を受けて解散する。

附　則：この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成23年　月　日）から施行する。

「公益法人制度への対応」について

従来の公益法人からの移行

１．選択肢

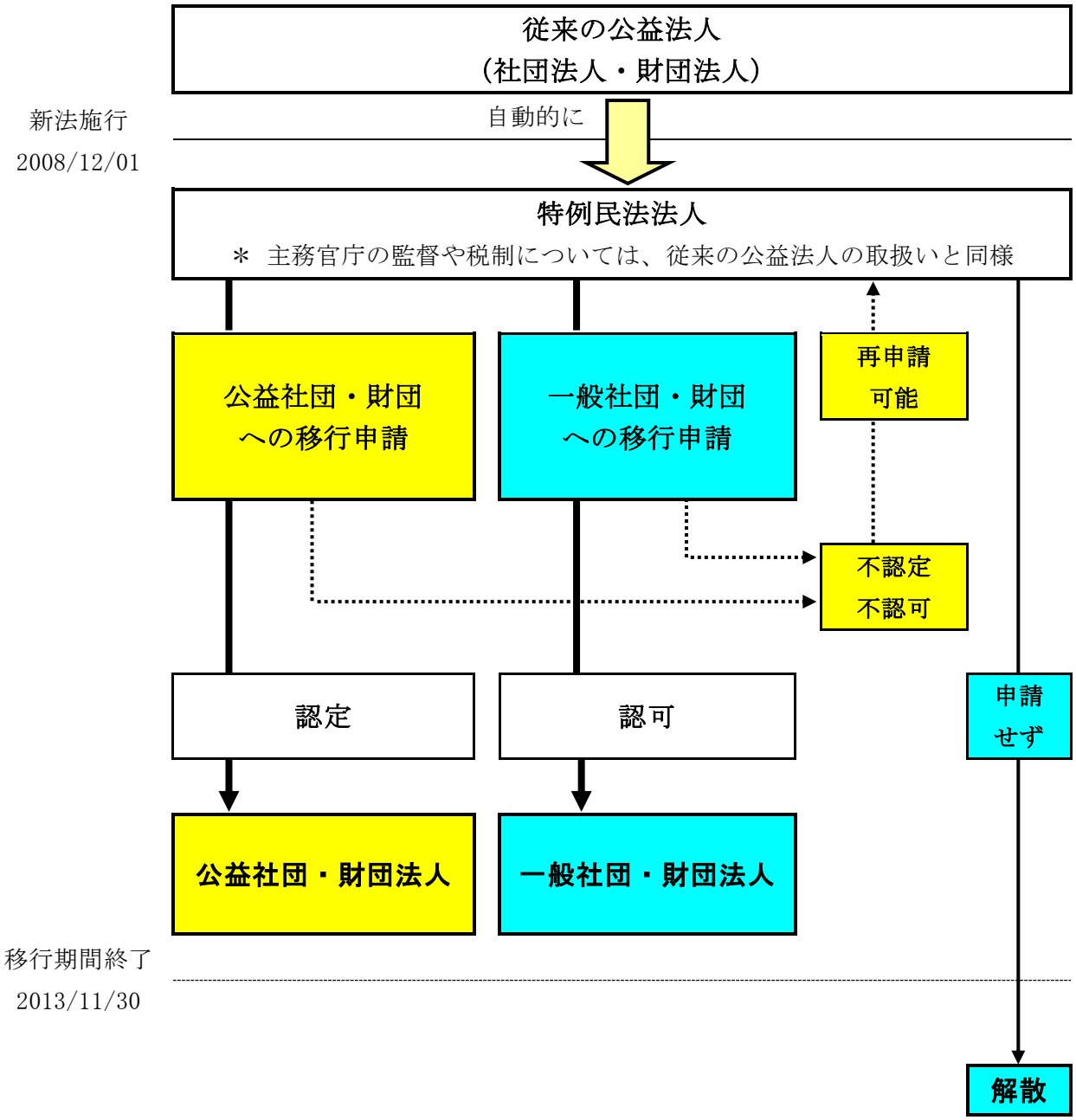

２．公益法人と一般法人の比較（一般論）

	メリット	デメリット
公益法人	① 税制上の優遇 ② 「公益」の称号	① 認定基準の遵守 （⇒ 事業運営が窮屈） ② 公益認定が取消された場合、公益目的事業財産残額の贈与 （⇒ 法人の存続可能性？）
一般法人	① 自由な事業運営 ② 税制上の優遇なし（優遇のレベルが低い）	① 公益目的支出計画の実施 ② 「公益」の称号なし

◆ 公益法人は、「税制上の優遇措置を受けながら寄付などを主要な財源として公益目的事業を行う法人」や「収益事業で獲得した利益を財源の一部として公益目的事業を行う法人」が選択することが想定されている。

「公益法人制度改革への対応について」

社団法人　日本加工食品卸協会
事務局

１．一般社団法人への認可申請について

弊協会の公益社団法人への認定申請が「不認定」と判断されたことを受け、次善策として平成23年度中に「一般社団法人」の認可申請をおこなうべく準備をすすめる。

＊「一般社団法人」は２つの分類

① 非営利一般法人……原則非課税　収益事業のみ課税

② 非営利一般法人以外の一般法人……原則課税　全所得に課税

＊弊協会は、事業内容から①のグループの非営利一般法人のタイプを選択する。

２．「一般社団法人」への認可申請手続きについて

① ４月21日開催の理事会において「一般社団法人」への認可申請を行う決議。

② 同日の理事会において「一般社団法人」に向けての定款変更案の承認。

③ ５月26日開催の定時総会において、「一般社団法人」の認可申請の理事会決議内容の承認決議。

④ 平成23年度中に「一般社団法人」への認可申請手続きを行う。

３．「一般社団法人」の申請に向けて定款の変更案について

弊協会が新公益法人制度に基づく新公益法人に移行するためには、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に即した新たな定款を定め、内閣府に移行認可申請をするに当たり、当該申請書に添付する必要があることから、定款変更案についてご審議をいただく。

定款変更案は、内閣府の模範定款例を参考に監査法人のアドバイザリー、更には内閣府公益認定等委員会事務局のご指導を頂戴して作成したもので、極力一般的な言い回しに変更した。

【定款変更のポイント】

(1) 第１章　総　則

（名称）

第１条　名称　「一般社団法人日本加工食品卸協会」となる。

(2) 第２章　目的及び事業

第４条　目的及び事業については、従来と大きな変更点はないが、事業内容のうち加工食品に関する知識の普及啓発及び苦情処理を加工食品に関する知識の普及啓発及び業界の課題に関する見解の提示と変更。

(3) 第３章　会　員

（会員資格の取得）第６条の２　法律上の名称「社員」とは異なる通称

「会員」を使用するため、法律上の名称と定款上の名称との関係を明確にした。

(4) 第４章　総　会

（決議）第18条　２　総会員の３分の２以上に当たる多数を持って行うもの。

会員の除名　②監事の解任　③定款の変更　④解散　⑤その他法令で定められた事項

(5) 第５章　役　員　等

（役員の設置）第21条～（役員の任期）第25条

会長及び副会長をもって一般社団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事を業務執行理事とした。したがって会長に事故等がある場合は副会長が代行する。代表権のない専務理事は、会長及び副会長の職務を行うことはできないため内容を変更し、「専務理事は、会長及び副会長を補佐し事務局を統括して業務を処理する」と記載した。

理事の員数は現行の25人以上30人以内から20人以上25人以内とした。

現状の理事、監事は新法人の理事、監事になり、役員の任期は従来と同様２年で定時総会の終結時までとする。

(6) 第６章　理　事　会

（決　議）第32条

理事会は、従来同様過半数が出席して成立し、決議はその過半数をもっておこなうが、本人出席が過半数とされており、従来のように代理出席や委任状による出席は認められない。

（議事録）第33条

出席した理事及び監事は、議事録に記名押印する。

(7)　第８章　資産及び会計

（事業計画及び収支予算）第36条

毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の承認が必要となるため、移行後は３月に予算審議の理事会を開催し、４月に決算審議の理事会を開催し、５月に総会を開催する。

（剰余金の分配）第38条

税務上の非営利型法人の要件を満たすため、この法人は、剰余金の分配を行うことができないと記載した。

以　上

第9号議案　公益法人制度改革への対応に関する件

一般社団法人への移行認可申請に関して

本社団法人は、公益法人制度改革において、信頼と責任ある地位を引き続き保持し今後とも加工食品流通の近代化と経営の合理化を図り、もって加工食品の安定供給と国民生活の向上に資する活動を継続したいと考えている。

このため、次のとおり一般社団法人への移行認可を内閣総理大臣に申請したいので、ご審議いただきたい。

移行後の名称	一般社団法人　日本加工食品卸協会 （旧名称：社団法人　日本加工食品卸協会）
主たる事務所の 所　在　地	東京都中央区日本橋本町２丁目３番地４号 （江戸ビル４階）
主たる事業	１.調査研究事業 ２.研修・普及啓発事業
申請先	内閣総理大臣
申請時期	定時総会終了後、平成23年度中に提出

定款（新旧対照表）案

現　行	変更案（一般社団法人）	変更コメント
社団法人日本加工食品卸協会　定款 平成5年8月5日より施行 平成 12 年 12 月 28 日一部変更 平成 13 年8月 28 日一部変更	一般社団法人日本加工食品卸協会　定款(案)	・　名称中に「一般社団法人」という文字を用いなければならない。
第1章　総　　則 （名　称） 第1条　この法人は、社団法人日本加工食品卸協会（以下「協会」という。）と称し、その英文名を、JAPAN PROCESSED FOODS WHOLESALERS ASSOCIATION という。 （事務所） 第2条　協会は、主たる場所を東京都中央区日本橋室町二丁目5番 11 号江戸ビル4階に置き、従たる事務所を理事会の議決を経て必要な地に置くことができる。	第１章　総　　則 （名　称） 第1条　この法人は、一般社団法人日本加工食品卸協会（以下「協会」という。）と称し、その英文名を JAPAN PROCESSED FOODS WHOLESALERS ASSOCIATION とする。 （事務所） 第2条　協会は、主たる事務所を東京都中央区に置き、従たる事務所を理事会の決議によって必要な地に置くことができる。	・　名称中に「一般社団法人」という文字を用いなければならない。 ・　最小行政区画（市町村、東京都の特別区）を記載すれば足りる。
  （目　的） 第3条　協会は、加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究、加工食品の卸売業の構造改善の促進、加工食品に関する知識の普及啓発等を行うことにより、加工食品流通の近代化と経営の合理化を図り、もって、加工食品の安定供給と国民生活の向上に資することを目的とする。 （事　業） 第4条　協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)　加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究及びその成果の普及 (2)　加工食品の卸売業の構造改善に関する事業の実施及び指導 (3)　加工食品に関する知識の普及啓発及び苦情処理 (4)　加工食品の卸売業の経営者及び従業員の教育研修 (5)　その他協会の目的を達成するために必要な事業 （規　約） 第5条　この定款に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、規約で定める。	第２章　目的及び事業 （目　的） 第3条　協会は、加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究、加工食品の卸売業の構造改善の促進、加工食品に関する知識の普及啓発等を行うことにより、加工食品流通の近代化と経営の合理化を図り、もって、加工食品の安定供給と国民生活の向上に資することを目的とする。 （事　業） 第4条　協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)　加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究及びその成果の普及 (2)　加工食品の卸売業の構造改善に関する事業の実施及び指導 (3)　加工食品に関する知識の普及啓発及び業界の課題に関する見解の提示 (4)　加工食品の卸売業の経営者及び従業員の教育研修 (5)　その他協会の目的を達成する為に必要な事業	・　章を設けた。 ・　特段の必要がないと判断し削除した。

現　行	変更案（一般社団法人）	変更コメント
第2章　会　　員	第3章　会　員	
（会員の資格） 第6条　協会の会員は、加工食品流通の近代化及び効率化に日常的かつ積極的に関連する健全な事業者とする。	（法人の構成員） 第5条　協会の会員は、加工食品流通の近代化及び効率化に日常的且つ積極的に関連する健全な事業者であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。	・　一般的な言い回しに変更した。
（入　会） 第7条　協会の会員になろうとする者は、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。	（会員資格の取得） 第6条　協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。 2　前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。	・　一般的な言い回しに変更した。 ・　法律上の名称「社員」とは異なる通称「会員」を使用するため、法律上の名称と定款上の名称との関係を明確にした。
	（経費の負担） 第7条　協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。	・　現行の第10条を一般的な言い回しに変更した。
（脱　退） 第8条　会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、協会を脱退する。 (1)　会員から脱退の申出があったとき。 (2)　会員たる資格が喪失したとき。 (3)　破産宣告を受けたとき。 (4)　解散したとき。 (5)　会費を引き続き1年以上納入しないとき。 (6)　除名されたとき。 2　前項第1号の申出は、会長が理事会の議決を経て別に定める脱退届書を会長に提出しなければならない。	（任意退会） 第8条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。 （除　名） 第9条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。 (1)　この定款その他の規則に違反したとき。 (2)　協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3)　その他除名すべき正当な事由があるとき。	・　現行の第8条・9条を整理して第8～10条とし、一般的な言い回しに変更した。
（除　名） 第9条　協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、協会は、その総会の開催の日の10日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。 (1)　協会の事業を妨げ、又は協会の名誉をき損する行為をしたとき。 (2)　定款又は総会の決議に反する行為をしたとき。 2　会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。	（会員資格の喪失） 第10条　前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1)　第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。 (2)　総会員が同意したとき。 (3)　当該会員が解散したとき。	
（入会金及び会費） 第10条　会員は、入会の際に総会で別に定める入会金を納入しなければならない。 2　会員は、毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。 3　既納の入会金、会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。		・　事務手続上の内容であるため削除した。
（届　出） 第11条　会員は、その氏名又は住所に変更があったときは、遅滞なく協会にその旨を届け出なければならない。		・　事務手続上の内容であるため削除した。
（賛助会員） 第12条　協会の目的に賛同し、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書	（賛助会員） 第11条　協会の目的に賛同する者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その	

現　行	変更案（一般社団法人）	変更コメント
を会長に提出して理事会の承認を受けたものは、賛助会員となることができる。 2　賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。 3　賛助会員は、協会が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適当と認める場合には、協会の事業に参加することができる。 4　賛助会員は、次の各号の一に該当するときは、協会を脱退する。 (1)　賛助会員から脱退の申出があったとき。 (2)　後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産宣告を受けたとき。 (3)　死亡又は解散したとき。 (4)　賛助会費を引き続き1年以上納入しないとき。 (5)　除名されたとき。 5　既納の賛助会費及びその他の拠出金品は、賛助会員の脱退の場合においても、これを返還しない。 6　第9条の規定は、賛助会員について準用する。	承認を受けた場合、賛助会員となることができる。 2　第7条から第10条の規定は、賛助会員について準用する。	

現　行	変更案（一般社団法人）	変更コメント
第4章　総　　会	第4章　総　会	・　現行は、「第3章　役員等」、「第4章　総会」であるが、順序を入れ替え、「第4章　総会」、「第5章　役員等」とした。
（総会の種別等） 第20条　協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。 2　総会の議長は、総会において、出席会員のうちから選出する。 3　通常総会は、毎事業年度1回以上開催する。 4　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。 (1)　理事会において必要と認めたとき。 (2)　会員現在数の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。 (3)　民法第59条第4号の規定により監事が招集したとき。	（構　成） 第12条　総会は、すべての会員をもって構成する。 2　前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。 （権　限） 第13条　総会は、次の事項について決議する。 (1)　会員の除名 (2)　理事及び監事の選任又は解任 (3)　理事及び監事の報酬等の額 (4)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認 (5)　定款の変更 (6)　解散及び残余財産の処分 (7)　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 （開　催） 第14条　総会は、定時総会として毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。	・　現行の第20～24条を整理して第12～18条とし、一般的な言い回しに変更した。 ・　法律上の名称「社員総会」とは異なる通称「総会」を使用するため、法律上の名称と定款上の名称との関係を明確にした。
（総会の招集） 第21条　総会は、前条第4項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。 2　前条第4項第2号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。 3　総会の招集は、少なくともその開催の日の10日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。	（招　集） 第15条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 2　総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。 （議　長） 第16条　総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。 （議決権） 第17条　総会における議決権は、会員1名につき1個とする。	
（総会の議決方法等） 第22条　総会は、会員現在数の過半数以上に当たる会員が出席しなければ開くことができない。 2　会員は、総会において、各1個の表決権を有する。 3　総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。 4　総会の議事は、第24条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。 （総会の権能） 第23条　総会は、この定款において別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。 （特別議決事項）	（決　議） 第18条　総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。 2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (1)　会員の除名 (2)　監事の解任 (3)　定款の変更 (4)　解散 (5)　その他法令で定められた事項 3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。	

現　行	変更案（一般社団法人）	変更コメント
第24条　次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。 （1）定款の変更 （2）解散及び残余財産の処分 （3）会員の除名 （4）役員の解任		
（書面又は代理人による表決） 第25条　やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。 2　前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協会に到達しないときは、無効とする。 3　第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。 4　第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。	（書面又は代理人による議決権の行使） 第19条　総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき書面、又は代理人をもって議決権を行使することができる。 2　前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協会に到達しないときは、無効とする。 3　第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。 4　第1項の規定により議決権を行使する者は、当該総会に出席したものとみなす。	
（議事録） 第26条　総会の議事については、議事録を作成しなければならない。 2　議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。 （1）日時及び場所 （2）会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。） （3）議案 （4）議事の経過の概要及びその結果 （5）議事録署名人の選任に関する事項 3　議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。	（議事録） 第20条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。	・　一般的な言い回しに変更した。

現　行	変更案（一般社団法人）	変更コメント
第3章　役　員　等	第5章　役　員　等	・　現行は、「第3章　役員等」、「第4章　総会」であるが、順序を入れ替え、「第4章　総会」、「第5章　役員等」とした。
（役員の定数及び選任） 第13条　協会に、次の役員を置く。 （1）理事　　25人以上30人以内 （2）監事　　2人又は3人	（役員の設置） 第21条　協会に、次の役員を置く。 （1）理事　　20人以上25人以内 （2）監事　　2人又は3人	・　現行の第13条を整理して第21～22条とし、一般的な言い回しに変更した。
2　理事及び監事は、総会において選任する。ただし、理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。）又は特定の企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。	2　理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とする。	
3　理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。	3　前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。	・　法律上の名称「代表理事」や「業務執行理事」とは異なる通称「会長」や「専務理事」を使用するため、法律上の名称と定款上の名称との関係を明確にした。
4　理事のうちから会長1人、副会長3人及び専務理事1人を互選する。		
	（役員の選任） 第22条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。	
	2　会長及び副会長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。	
	3　各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、監事についても同様とする。	・　認定法5条10号及び11号の言い回しに変更した（税務上の非営利型法人の要件を満たすために記載した）。
（役員の職務） 第14条　会長は、協会を代表し、その業務を総理する。	（理事の職務及び権限） 第23条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。	・　現行の第14条を整理して第23～24条とし、一般的な言い回しに変更した。
2　副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。	2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。	
3　専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統括して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。	3　副会長は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、理事会において別に定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。	
4　理事は、理事会を組織し、業務を執行する。	4　専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統括して業務を処理する。	・　代表権がない専務理事は、会長及び副会長の職務を代理し、またはその職務を行うことはできないため、内容を変更した。
5　監事は、民法第59条に規定する職務を行う。		
	（監事の職務及び権限） 第24条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。	
	2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。	
	（役員の任期） 第25条　理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。	・　現行の第15・16条を整理して第25条とし、一般的な言い回しに変更した。
（役員の任期） 第15条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。		
2　補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。	2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。	
（任期満了又は辞任の場合） 第16条　任期満了又は辞任により退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。	3　理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。	
（役員の解任）	（役員の解任）	

現　行	変更案（一般社団法人）	変更コメント
第17条　協会は、役員が協会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、協会は、その総会の開催の日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。	第26条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。	・　一般的な言い回しに変更した。
（役員の報酬） 第18条　役員は、無報酬とする。 2　前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。	（役員の報酬） 第27条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。	・　一般的な言い回しに変更した。
（名誉会長及び顧問） 第19条　協会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。 2　名誉会長及び顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。 3　名誉会長及び顧問は、協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。	（名誉会長及び顧問） 第28条　協会に、任意の機関として、名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。 2　名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。 (1)　会長の相談に応じること (2)　理事会から諮問された事項について参考意見を述べること 3　名誉会長及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。 4　名誉会長及び顧問の報酬は、無償とする。	・　一般的な言い回しに変更した。
第5章　理　事　会	第6章　理　事　会	
（理事会の構成等） 第27条　理事会は、理事をもって構成する。 2　理事会は、必要に応じて会長が招集する。 3　理事会の議長は、会長がこれに当たる。 4　監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。 5　第2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、臨時理事会を開催する。 (1)　理事現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。 (2)　監事が、財産及び会計の状況又は業務の執行について、理事会へ報告する必要があると認めたとき。 （理事会の権能）	（理事会の構成等） 第29条　協会に理事会を置く。 2　理事会は、すべての理事をもって構成する。 （権　限） 第30条　理事会は、次の職務を行う。 (1)　協会の業務執行の決定 (2)　理事の職務の執行の監督 (3)　会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職 （招　集） 第31条　理事会は、会長が招集する。	・　現行の第27～29条を整理して第29～33条とし、一般的な言い回しに変更した。

現　行	変更案（一般社団法人）	変更コメント
第28条　この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。 (1)　事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること。 (2)　総会の議決した事項の執行に関すること。 (3)　会務を執行するための計画、組織及び管理の方法。 (4)　諸規定の制定又は改廃に関すること。 (5)　その他理事会において必要と認めた事項。 （規定の準用） 第29条　第21条第3項、第22条、第25条及び第26条の規定は、理事会について準用する。この場合において、「会員」とあるのは「理事」と、「総会」とあるのは　「理事会」と読み替えるものとする。	2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。 （決　議） 第32条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。 （議事録） 第33条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。	
第6章　　委　員　会 （委員会） 第30条　会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。 2　委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者のうちから、会長が委嘱する。 3　委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。	第7章　　委　員　会 （委員会） 第34条　会長は、協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。 2　委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者のうちから、会長が委嘱する。 3　委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。	・　特段の必要がないと考えられるが、記載するか？
第7章　　事　務　局　等 （事務局及び職員） 第31条　協会の事務を処理するため、事務局を置く。 2　事務局に、職員を置く。 3　事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。 （業務の執行） 第32条　協会の業務の執行の方法については、規約に定めるもののほか、理事会で定める。 （書類及び帳簿の備付け） 第33条　協会は、事務所に、民法第51条及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。 (1)　定款 (2)　役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面 (3)　許可、認可等及び登記に関する書類 (4)　収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿 (5)　その他必要な書類及び帳簿		・　特段の必要がないと判断し削除した。
第8章　　資産及び会計 （事業年度） 第34条　協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月 31 日に終わる。	第8章　　資産及び会計 （事業年度） 第35条　協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。	・　現行の第34～41条を整理して第35～37条とし、一般的な言い回しに変更した。

現　行	変更案（一般社団法人）	変更コメント
（資産の構成） 第35条　協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 （1）設立当初の財産目録に記載された財産 （2）入会金、会費及び賛助会費 （3）寄付金品 （4）助成金または交付金 （5）事業に伴う収入 （6）資産から生ずる収入 （7）その他の収入		
（資産の管理） 第36条　協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。		
（経費支弁の方法等） 第37条　協会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。		
（借入金） 第38条　協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。 2　協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。		
（事業計画及び収支予算） 第39条　会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。 2　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において収支予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、暫定予算として前年度の収支予算に準じて収入及び支出をすることができる。 3　前項の収入及び支出は、当該年度の収支予算が直近に開催される総会において決定したときは、これを当該年度の収支予算に基づいてなしたものとみなす。	（事業計画及び収支予算） 第36条　協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2　前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。	・　公益法人ではないため、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類までは必要ない。 ・　公益法人ではないため、一般の閲覧までは要しない。
（監査等） 第40条　会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。 （1）事業報告書 （2）収支計算書 （3）正味財産増減計算書 （4）貸借対照表 （5）財産目録 2　監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。 3　会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。	（事業報告及び決算） 第37条　協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。 （1）事業報告 （2）事業報告の附属明細書 （3）貸借対照表 （4）損益計算書（正味財産増減計算書） （5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 2　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置きするとともに、定款（を主たる事務所及び従たる事務所に）、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。 （1）監査報告	
（報　告） 第41条　会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を農		

現　行	変更案（一般社団法人）	変更コメント
林水産大臣に提出しなければならない。 (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書 (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表 (3) 前年度の収支計算書及び正味財産増減計算書並びにその年度の収支予算書 (4) 前年度末の会員名簿及び賛助会員名簿並びに前年度における会員及び賛助会員の異動状況を記載した書類	（剰余金の分配） 第38条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。	・　税務上の非営利型法人の要件を満たすために記載した。
第9章　　定款の変更、解散及び残余財産の処分 （定款の変更） 第42条　この定款の変更は、農林水産大臣の認可をうけなければその効力を生じない。 （解　散） 第43条　協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けて解散する。 （解散の場合の残余財産の処分） 第44条　協会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、協会の目的と類似の目的を有する他の公益法人に寄付するものとする。	第9章　定款の変更及び解散 （定款の変更） 第39条　この定款の変更は、総会の決議によって変更することができる。 （解　散） 第40条　協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。 （残余財産の帰属） 第41条　協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	・　現行の第42～44条を整理して第39～42条とし、一般的な言い回しに変更した。 ・　税務上の非営利型法人の要件を満たすために残した。
	第10章　公告の方法 （公告の方法） 第42条　この協会の公告は、電子広告により行う。 2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。	・　一般法人法上、必要な記載を追加した。
第10章　　雑　　則 （細　則） 第45条　この定款に定めるもののほか、協会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。		・　特段の必要がないと判断し、削除した。

現　行	変更案（一般社団法人）	変更コメント
附　　則 1 この定款は、農林水産大臣の設立許可のあった日（平成5年8月5日）から施行する。 2 協会の設立当初の役員は、第13条第2項及び第4項の規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から第1回の通常総会の終了の日までとする。 3 協会の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成6年3月 31 日までとする。 4 協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。 5 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成 12 年 12 月 28 日)から施行する。 6 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成 13 年 8月 28 日)から施行する。	附　　則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。 2 協会の最初の会長は、國分勘兵衛とする。 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。	・ 移行にあたって必要な記載に修正した。

府 益 第 １ ８ ６ 号
平成２３年２月１６日

内閣総理大臣
菅　直人　殿

公益認定等委員会
委員長　池田　守男

答申書

平成２３年２月４日付け府益担第１４０３号をもって公益認定等委員会に諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る別紙１記載の法人については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第５条第８号に規定する公益認定の基準に適合すると認めることができないので、不認定とするのが相当である。その理由の詳細は、別紙２記載のとおりである。

別紙１

１．法人コード：A006792

２．法人の名称：社団法人日本加工食品卸協会

３．代表者の氏名：國分　勘兵衛

４．主たる事務所の所在場所
東京都中央区日本橋室町二丁目５番１１号江戸ビル４階

５．旧主務官庁の名称：農林水産省

１．申請法人

申請法人の移行認定申請書（以下「申請書」という。）によれば、申請法人が定款の変更の案に掲げる目的及び社員は次のとおりである。

(1) 目的

加工食品流通の近代化・効率化に関する調査研究、加工食品の卸売業の構造改善の促進、加工食品に関する知識の普及啓発等を行うことにより、加工食品流通の近代化と経営の合理化を図り、もって、加工食品の安定供給と国民生活の向上に資すること

(2) 社員

加工食品流通の近代化及び効率化に日常的且つ積極的に関連する健全な事業者

２．申請に係る公益目的事業

申請書に記載された公益目的事業は、次の２つである。なお、各事業の公益目的事業比率は（ ）内の数値のとおりであり、これらの合計は 75.2％である。

(1) 調査研究事業（40.7％）

(2) 研修・普及啓発事業（34.5％）

３．公益目的事業該当性についての検討

(1) 上記２の(1)に記載した事業（以下「(1)の事業」という。）の公益目的事業該当性について検討する。

申請書によれば、(1)の事業は、具体的には以下の８つの調査研究事業から構成されている。

①商慣行・取引条件に関する調査研究事業
②公正取引・公正競争に関する調査研究事業
③情報システムに関する調査研究事業
④ロジスティクスに関する調査研究事業
⑤マーチャンダイジングに関する調査研究事業
⑥環境問題に関する調査研究事業
⑦「新型インフルエンザ対策」及び「緊急災害時に於ける対応」に関する調査研究事業
⑧加工食品卸売統計調査に関する調査研究事業

③情報システムに関する調査研究事業

申請書及び申請法人から提出のあった補足説明資料（以下「申請書等」

という。）によれば、当該調査は食料供給コストの縮減化という国策に対応して食品流通のSCMの基幹業務である情報システムの標準化に取り組み業界EDIの仕組みを構築するとしている。

申請法人は、当該調査が直接国民が食料調達に要するコストの縮減を目指したものであると主張するが、申請法人が目指す情報システムの標準化によるコスト縮減は、主として加工食品卸業界の利益の増進を図るためのものとも考えられ、当該調査が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することとなるかについては、申請書等の記載からは理解することができない。

④ロジスティクスに関する調査研究事業

申請書等によれば、当該調査は国民の食料調達に要するコストを縮減化することを目的に卸機能の基幹機能である物流について調査、研究するとしている。

申請法人は、当該調査が食料供給コストの縮減化を目指したものであると主張するが、申請法人が目指す物流の効率化によるコスト縮減は、主として加工食品卸業界の利益の増進を図るためのものとも考えられ、当該調査が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することとなるかについては、申請書等の記載からは理解することができない。

以上のとおり、③及び④の事業については、主として特定の者の利益の増進に寄与するためのものという点を否定するだけの事実を見出せず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであると認めるには至らないから、③及び④の事業は公益目的事業と認めることができない。

(2) 次に、上記２の(2)に記載した事業（以下「(2)の事業」という。）の公益目的事業該当性について検討する。

申請書によれば、(2)の事業は、具体的には以下の５つの普及啓発・研修事業から構成されている。

①加工食品卸売業の信頼性向上に関する普及啓発事業
②情報システムに関する普及啓発事業
③ロジスティクスに関する普及啓発事業
④環境問題に関する普及啓発事業
⑤研修に関する事業

②情報システムに関する普及啓発事業

申請書等によれば、当該事業は国民生活に不可欠な食品の供給コスト縮減という国策に対応して、メーカー、卸、小売間のSCMをより効率化、合

理化するための研修・普及、啓発事業であるとしている。

申請法人は、当該事業は国民が直接食料を調達するコストを縮減することを目的に食品の流通に関する情報システムの標準化を普及啓発するものであると主張するが、申請法人が目指す情報システムの標準化によるコスト縮減は、主として加工食品卸業界の利益の増進を図るためのものとも考えられ、当該事業が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することとなるかについては、申請書等の記載からは理解することができない。

③ロジスティクスに関する普及啓発事業

申請書等によれば、当該事業は国民生活に不可欠な食品の供給コスト縮減を図る事業の研修・普及、啓発事業であるとしている。

申請法人は、当該事業は国民が食料を調達するコストを縮減化することを目指して、流通の合理化、標準化を図る事業の普及・啓発を行うと主張するが、申請法人が目指す流通の合理化・標準化によるコスト縮減は、主として加工食品卸業界の利益の増進を図るためのものとも考えられ、当該事業が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することとなるかについては、申請書等の記載からは理解することができない。

⑤研修に関する事業

申請書等によれば、当該事業は国民生活の向上を目指して、食品流通の中間流通機能を専門的に生業としている加工食品卸売業者がより専門的な知識の共有と一般的な情勢を判断する知見の研修のため各種研修会を企画実施しているとしている。

しかしながら、当該研修は対象者が申請法人の会員に限定されていることから受益の機会が一般に開かれておらず、当該事業が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することとなるかについては、申請書等の記載からは理解することができない。

以上のとおり、②、③及び⑤の事業については、主として特定の者の利益の増進に寄与するためのものという点を否定するだけの事実を見出せず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであると認めるには至らないから、②、③及び⑤の事業は公益目的事業と認めることができない。

4．結論

以上のとおりであって、少なくとも(1)③及び④並びに(2)②、③及び⑤の事業はともに公益目的事業と認めることはできず、申請法人の公益目的事業比率は合計で 75.2%であるところ、上記の各事業の事業比率は、申請書等によればそれぞれ6.0%、6.0%、7.4%、7.3%及び7.0%であるから、これらの事業

を公益目的事業と認めることができないとすれば、公益目的事業比率が百分の五十を下回ることは明らかである。したがって、申請法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第５条第８号に掲げる基準に適合すると認めることはできない。

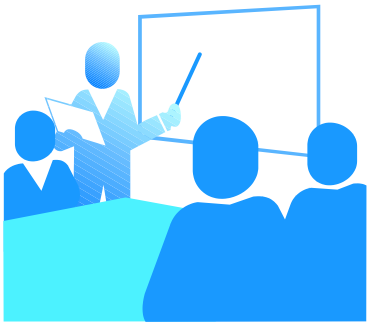

事　　務　　連　　絡
平成２３年２月２４日

社団法人日本加工食品卸協会　御中

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

通知書

貴法人から平成２２年１０月５日付けでされた、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第４４条の認定に係る申請に対する結果を通知します。

本件担当
所属部署：内閣府大臣官房公益法人行政担当室
氏　　名：津田　澄男
電話番号：03-5403-9414
ＦＡＸ：03-5403-0530

府益担第１６９１号
平成２３年２月２４日

社団法人日本加工食品卸協会
　國分　勘兵衛　殿

内閣総理大臣
菅　直人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第４４条の規定による認定申請について

平成２２年１０月５日付け申請については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第５条第８号に規定する公益認定の基準に適合すると認めることができないので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第１００条第２号の規定により、同法第４４条の規定による認定をすることはできない。

なお、本決定は、公益認定等委員会答申（平成２３年２月１６日府益第１８６号）を受けて行ったものであり、その理由は同答申別紙２記載のとおりである。

（教示）

この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、内閣総理大臣に対して異議申立てをすることができます。なお、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、行政不服審査法に基づき、処分があったこと

を知った日の翌日から起算して 60 日以内に内閣総理大臣に対して異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えはその異議申立てについての決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に提起しなければならないこととされています。なお、当該決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内であっても、当該決定の日から 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

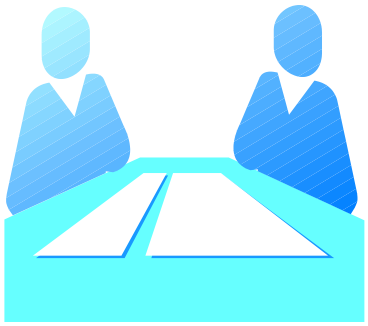

「米トレーサビリティ法」について

－農林水産省－

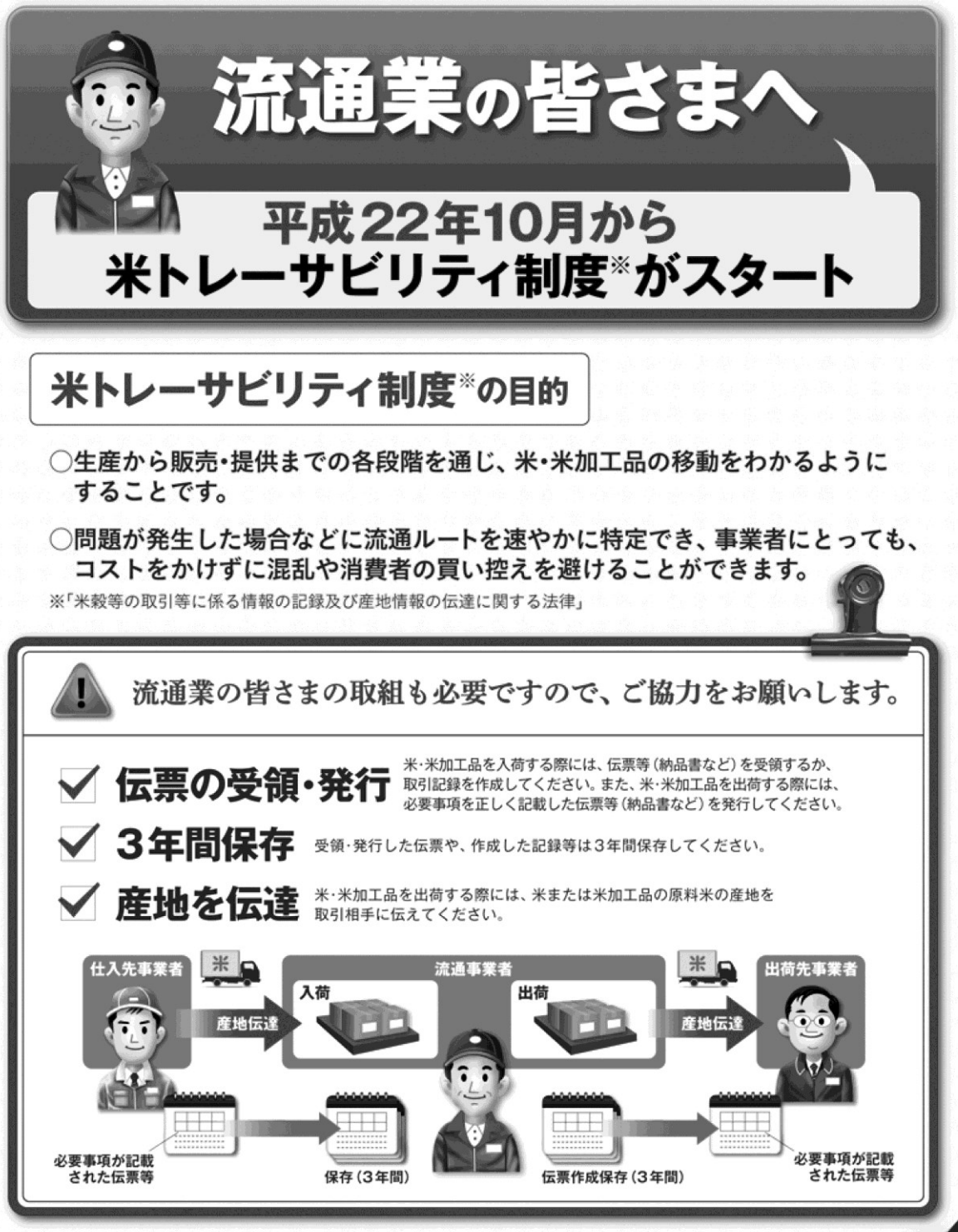

取引等の記録の作成・保存の義務が発生します。＜平成22年10月1日施行＞

☑ 伝票等についての確認事項

実際の取引において取り交わされる伝票類（帳簿でも可）において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

☑ 対象品目の確認（米トレーサビリティ制度の対象品目は以下の品目です。）

- ☐ 米穀（玄米・精米等）
- ☐ 米粉や米こうじ等の中間原材料
- ☐ 米飯類
- ☐ もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

☑ 伝票の内容の確認

- ☐ 品名　（取引において通常用いている名称）
- ☐ 産地（注）　（「国産」「○○国産」「○○県産」等）
- ☐ 数量　（取引において通常用いている単位）
- ☐ 年月日　（搬出入した日［困難な場合は、受発注日等］）
- ☐ 取引先名　（取引先の氏名又は名称）
- ☐ 搬出入した場所　（その場所が特定できるような名称及び所在地）
- ☐ 用途　（用途が限定されている場合、その用途）

！ 生産者から小売業者、外食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティの確保のため、
伝票等を保存していなかった場合には… 罰則規定（50万円以下の罰金）が適用になります。

事業者間の産地情報の伝達（注）が必要になります。＜平成23年7月1日施行＞

商品の容器・包装に産地が記載されている場合には、そのまま販売することで、取引先へ産地情報伝達の義務を果たしたことになります。

商品の容器・包装に産地が記載されていない場合には、取引先から伝達された産地情報を伝票等（仕様書、規格書でも可）に記載して、取引先に伝達することが必要となります。

伝票等：書面、電子媒体のいずれでも可能です。
また、納品書に限らず、仕様書、規格書等（これらの組み合わせを含む。）でも可能です。

！ 出荷先の事業者が正しく産地を記録し、消費者にまで正しく産地を伝達出来るよう、
事業者間の産地情報伝達に義務違反があった場合には… 罰則規定（50万円以下の罰金）が適用になります。

（注）産地の記録・記載の注意点

①「国産」「○○国産」「○○県産」等と記録。
②原材料に占める割合の多い順に記載。
③産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。
④米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要。
⑤平成23年7月1日より前に
a　国内で生産されたものについては、生産者から譲り渡しされた米穀
b　輸入されたものについては、国内需要者等に譲り渡しされた米穀、米加工品
c　aの米穀、bの米穀又は米加工品を原料とする米加工品
については、産地の記録は不要です。

お問い合わせ先

北海道農政事務所	**関東農政局**	**東海農政局**	**中国四国農政局**	**内閣府沖縄総合事務局**
TEL：011-642-5470	TEL：048-740-0385	TEL：052-763-4376	TEL：086-223-7673	TEL：098-866-1672
東北農政局	**北陸農政局**	**近畿農政局**	**九州農政局**	**農林水産省総合食料局**
TEL：022-237-5025	TEL：076-241-5371	TEL：075-366-4052	TEL：096-211-9353	TEL：03-6744-1703

●農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL　http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html　米トレーサビリティ法　検索

2011.02

Rice Traceability
米トレーサビリティ法
「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」
米トレーサビリティ法とは…
問題が発生した場合などに、流通ルートを速やかに
特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、
産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務付けるものです。
出荷記録を
作成・保存し、産地情報を
伝達する。
生産者
出荷記録の
作成・保存
産地情報
伝達
産地情報を
知ることができる。
消費者
国産米:「国産」等
外国産:「○○国産」等
取引記録の作成・保存
平成22年10月1日より
問題が発生した場合の
流通ルートの速やかな特定と回収
産地情報伝達
平成23年7月1日より
産地情報を一般消費者まで伝達
入荷記録の
作成・保存
入出荷記録を
保存し、産地情報を
伝達する。
卸売業者
製造業者
出荷記録の
作成・保存
産地情報
伝達
入荷記録を保存し、
消費者の方に
産地情報を伝達する。
小売業者
外食業者
入荷記録の
作成・保存
産地情報
伝達
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
農林水産省

記録 取引等の記録の作成・保存

米・米加工品（注１）を
①取引、②事業所間の移動、③廃棄などを行った場合には、
その記録を作成し、保存してください。

・紙媒体・電子媒体いずれでも可。
・保存期間は原則３年。

（注１）本制度の対象品目となる米・米加工品は、以下のとおりです。
- 米穀（玄米・精米等）
- 米粉や米こうじ等の中間原材料
- 米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

対象事業者は、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての方（生産者含む）となります。

記録事項　品名、産地（注２）、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所　等

（注２）産地の記録の注意点
①「国産」「○○国産」「○○県産」等と記録。
②原材料に占める割合の多い順に記載。
③産地が３か国以上ある場合には、上位２か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。
④米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要。
⑤平成23年７月１日より前に
a　国内で生産されたものについては、生産者から譲り渡しされた米穀
b　輸入されたものについては、国内需要者等に譲り渡しされた米穀、米加工品
c　aの米穀、bの米穀又は米加工品を原料とする米加工品
については、産地の記録は不要です。

実際の取引において取り交わされる伝票類（帳簿でも可）において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

納品書（控） 売上　伝票 No,000000000

お客様コード 0000000
〒□□□-□□□□
東京都○○区○○-○○
株式会社　○○○○○○○　様
TEL:03-0000-0000 FAX:03-0000-0000
毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。

受注日○○年○○月○○日　納品日○○年○○月○○日
指図日○○年○○月○○日
納品先

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	AXXXXX	○○県産コシヒカリ（10kg）	4	xxxx	xxxxx
2	BXXXXX	○○県産ほうれんそう M	10	xxx	xxxx
3	CXXXXX	○○県産長ネギ AM	5	xxx	xxxx
4	DXXXXX	○○県産ミニトマト M	10	xxx	xxxx
5	EXXXXX	○○県産レタス LL	20	xxx	xxxx
備考		計			XXXXXX
		合計			XXXXX
		消費税等			XXXX
指図 No.		総合計			XXXXXXXX
		納品重量計			XX

○○○○株式会社　○○本社
〒□□□-□□□□
東京都○○区○○-○○
担当者　×××
TEL：03-0000-0000
FAX：03-0000-0000

書面、電子媒体のいずれでも可能です。また、納品書に限らず、仕様書、規格書等（これらの組み合わせを含む。）でも可能です。

年月日：搬入・搬出した日
（困難な場合は、受発注日等でも可。）

搬出入した場所
（取引先住所と異なる場合に記載。）

取引先の名称又は氏名

数量：取引において通常用いている単位

品名：取引において通常用いている名称

産地：「国産」「○○国産」「○○県産」等と記載（上記（注２）を参照。）

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待されます。（義務化は「米・米加工品」のみ。）

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。

伝達

産地情報の伝達

事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品（注3）を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等（注4）又は商品の容器・包装への記載により、産地（注5）情報の伝達が必要です。

（注3）取引等の記録の対象品目と同じ。（ただし、飼料用・バイオエタノール用等非食用に供されるものは除く。）
（注4）伝票等：伝票以外に、納品書、規格書等への記載でも可。
（注5）産地：米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を販売する場合には、米トレーサビリティ法に基づき、産地情報の伝達を行うことが必要となります。

ただし、JAS法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もちは、JAS法に従い、これまでどおり表示をしてください（※）。

また、外食店等では、米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。

※一部の商品については、JAS法に加え米トレーサビリティ法に基づいて産地情報伝達を行う必要があります。
詳しくはお近くの地方農政局等までお問い合わせ下さい。

外食店における一般消費者への産地情報の伝達手段

小売店における一般消費者への産地情報伝達手段

○　産地情報を商品へ直接記載することにより伝達する場合

・国産米の場合は「国内産」「国産」等と記載。(ただし、都道府県や一般に知られた地名でも可。)
・外国産の場合はその「国名」を記載。

＜一括表示欄への記載例＞

名　称	米　菓
原材料名	うるち米(国産、○○国産、その他) 食塩、調味料(アミノ酸)
内容量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製造者	○○製菓株式会社 ○○県○○市○○1-1-1

いずれの場所への記載でも可

＜一括表示欄の枠外への記載例＞

①原材料に占める割合の多い順に記載。
②産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

○　産地情報を知ることができる方法により伝達する場合

Point! Webサイトによる伝達を行う場合のポイント

❶ 商品等にWebアドレスを記載。
❷ 商品パッケージにWebにアクセスすることにより産地情報が入手できる旨の記載が必要。
❸ Web上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産地情報との対応関係が把握できるようにする必要。

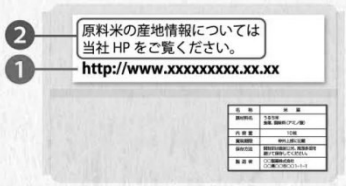

Point! 電話等を活用した問い合わせによる伝達を行う場合のポイント

❶ 商品等に「お客様相談窓口の電話番号」を記載。
❷ 当該電話番号が、単なるお客様相談電話でなく、「産地情報を入手するため」の照会先である旨の記載が必要。

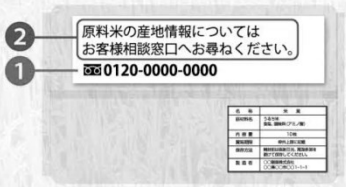

お問い合わせ先

北海道農政事務所 食糧部消費流通課 TEL：011-642-5470	**関東農政局** 食糧部消費流通課 TEL：048-740-0385	**東海農政局** 食糧部消費流通課 TEL：052-763-4376	**中国四国農政局** 食糧部消費流通課 TEL：086-223-7673	**内閣府沖縄総合事務局** 農林水産部消費・安全課 TEL：098-866-1672
東北農政局 食糧部消費流通課 TEL：022-237-5025	**北陸農政局** 食糧部消費流通課 TEL：076-241-5371	**近畿農政局** 食糧部消費流通課 TEL：075-366-4052	**九州農政局** 食糧部消費流通課 TEL：096-211-9353	**農林水産省総合食料局** 食糧部消費流通課 TEL：03-6744-1703

●農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL　http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html　米トレーサビリティ法　検索

2011.01

4

「米トレーサビリティ制度」に関するアンケートの調査内容及び調査結果の内容について［Ｑ１～Ｑ］］

（弊協会のホームページ上に設けたWebアンケートの内容）
（日食協ホームページアドレス http://homepage3.nifty.com/nsk-nhk/）

Ｑ１：貴社主力商品のカテゴリーを以下よりお選び下さい。［複数回答可］
Ａ１：①加工食品（ドライ）：
②日配・チルド
③冷凍食品
④菓子
⑤酒類
⑥その他回答欄［　　］
Ｑ２：「米トレーサビリティ法（以下米トレサ法）」の対象となる商品を製造、販売していますか。
Ａ２：①はい
②いいえ
⇒「①はい」とお答えの場合は、以下の設問にお進み下さい。
「②いいえ」とお答えの場合はこれで調査は終了ですが、必ず送信処理をお願いします。
Ｑ３：「米トレサ法」における貴社の「取引等の記録」はどのような形式で作成・保存されますか。準備中の企業様もお選び下さい。
Ａ３：①電子媒体で保存
②書面（帳簿等）による紙媒体で保存
③書面でも電子媒体でも保存
④その他回答欄［　　］
⑤未定
Ｑ４：「米トレサ法」の対象となる商品の事業者間取引における「産地場情報の伝達」は、どのような方法で行われますか。準備中の企業様も選びください。
Ａ４：①容器・包装に記載する。（ラベル・シール貼付を含む）
②伝票等（伝票、納品書、規格書）に記載して提供する。
③容器・包装に記載する場合も、伝票等に記載する場合もある。
④その他回答欄［　　］
⑤未定
Ｑ５：上記設問で②（または③）を選択された企業様にお伺いします。
産地情報を容器・包装に記載されない理由を教えてください。
Ａ５：［　　］
Ｑ６：「米トレサ法」の対象となる商品の一般消費者への「産地情報の伝達」はどのような方法で行われますか。準備中の企業様もお選び下さい。［複数回答可］
Ａ６：①容器・包装に記載する。（ラベル・シール貼付を含む）
②商品などにWebアドレスを記載し、産地情報を入手できるようにする。

③商品などに、「お客様相談窓口」を記載し、産地情報を入手できるようにする。
④その他回答欄［　　］

Ｑ７：「米トレサ法」に関する貴社のお問合せ先窓口も担当部署はありますか。

Ａ７：①ある
②準備中
③設置の予定は無い
④未定

Ｑ８：上記設問で①（または②）を選択された企業様にお伺いします。
その部署と連絡先をご記入願います。

Ａ８：［部署名：連絡先：］

Ｑ９：今回の件に関しまして特記事項がございましたら、ご自由にご記入下さい。

Ａ９：［　　］

以　上

設問１、２：について（図：１参照）

アンケート調査を依頼した総メーカー数3,796社（食品関連3, 307社、酒類489社）に対し、回答総数は720社であり、その回答率は、19.0%にとどまり「米トレサ法」そのものに対する業界の認知度を探る上ではやや物足りない回答結果となった。参考数値として、回答をいただいたメーカーのカテゴリー別構成は加工食品（ドライ）が37. 6%、ついで順に酒類が16.8%、日配・チルドが15.3%、菓子12.6%、冷凍食品6.6%、その他11.1%であった。

総回答メーカー720社のうち対象となる商品を製造、販売しているかどうかについては、「①はい」と回答したメーカー数は299社であり全体の41.5%であった。いかにこの法律の対象範囲が広いかを示す数値を表している。参考数値としてのカテゴリー別の構成は、酒類が32.4%、ついで順に加工食品（ドライ）が30.8%、菓子が15.1%、日配・チルドが8.0%、その他7.1%、冷凍食品が6.6%であった。酒類と加工食品（ドライ）が拮抗して多く、菓子を含めると約80%を構成している。

設問３：について（図：２参照）

「取引等の記録」の形式についての質問については、圧倒的に「書面（帳簿）」が多く57.4%ついで「書面でも電子媒体」でもが25.0%で続き、この２つで82.4%を占める。電子媒体での保存は、8.8%とやや少なく、未定の回答は5. 2%であった。

設問４：について（図：３参照）

「米トレサ法」の対象となる商品を製造、販売していると回答した企業のうち（参考数値として１社１カテゴリーとした集計で364社を100として）、事業者間取引における「産地情報の伝達」について「容器・包装」に記載すると回答した企業は169社で46.4%にとどまり、「容器・包装に記載する場合も、伝票等に記載する場合もある」と回答した67社、18.4%を加えても64.8%にしかならず、伝票等に記載して提供するが60社、16.5%もあり流通段階でのあらたな業務負荷が懸念される。加えて未定との回答が45社、12.4%%もあり産地情報の伝達は、業界にとっては高いハードルになる可能性もうかがえる。特にカテゴリー別に見た場合、加工

食品（ドライ）は「容器・包装に記載する」と回答した割合が33．9％で「伝票等に記載する場合もある」を加えても55.3％しかならず新たな業務負荷を回避したい流通サイドの期待とはややギャップが生じている。酒類では容器・包装に記載する割合が66.1％、伝票等に記載する場合もあるを加えるとほぼ80％となる。

設問５：について

この設問についての具体的理由を寄せた企業はなかった。

設問６：について（図：４参照）

「米トレサ法」の対象となる商品を製造、販売していると回答した企業のうち（複数回答のため参考数値１社１カテゴリーとした集計で446社を100として）、一般消費者への「産地情報の伝達」については「容器・包装」に記載すると回答した企業は、277社62.1％であり、「商品などにWebアドレスを記載し、産地情報を入手できるようにする」は53社で11.9％、「お客様相談窓口」を記載は45社10.1％と続く。「未定」もまだ約10％以上もある。一方カテゴリー別にその内容をみると加工食品（ドライ）では、「容器・包装」に記載が55.2％になっているのに比較し、酒類では「容器・包装」に記載が72.9％と高い回答を得た。このようにカテゴリー間での方法論の違いや産地情報の伝達手段が事業者間取引と一般消費者向けで回答率が違うなどやや違和感があり、まだ多くのメーカーが制度のルールを充分把握していない可能性もうかがわれた。

設問７：について（図：５参照）

「米トレサ法」に関するメーカーの問合せ先窓口については、「ある」「準備中」を含めて56.9％に達しており、「設置の予定はない」は16.2％となっている。

今後の課題

施行目前に迫った「米トレサ法」自体の業界に対する周知徹底の難しさや業界の裾野の広さを改めて認識したアンケート調査の結果となったが、協会としては引き続き「食の安心・安全」の確保と国民生活の向上を目指して「トレーサビリティの確立」を啓蒙していく事になるが、流通の立場から考えるといかに効率良く効果的な業務を行ってローコストなシステムを構築する事が肝要である。したがって現在我々が取り組んでいるテーマとして個品やロット等を特定するための「識別情報・鮮度管理情報」のEDI化がある。「チェーントレサビリティシステム」の確立として仕入先メーカーから①賞味期限　②消費期限　③製造年月日　④製造ロット番号の情報をEDIで入手する事で仕入れ情報の入力やこの情報にもとづく商品の紐付けと保管、そして出荷情報への伝達が一連的にできるようになる。現在入荷したものと出荷したものの対応関係を明らかにするための記録は努力義務になっているが将来的には当然のごとく対象品目の拡大や「努力」が取れる可能性もあり、流通業界としては機能を進化させ、社会が求める機能を具備していく必要がある。こうした機能具備について中間流通団体としては研究し、広く啓蒙していく事が肝要ではないかと考えております。

以　上

【米トレーサビリティ法対象商品の有無】　図：1

表側：「米トレーサビリティ法（以下米トレサビ法）」の対象となる商品を製造、販売していますか。（回答は1つ）［Q2］

		TOTAL
TOTAL	回答企業数	720
	構成比	100%
はい	回答数	299
	構成比	41.5%
いいえ	回答数	421
	構成比	58.5%

※傾向把握のため、以下の集計は1社1カテゴリーを1サンプルとして集計しています。

【主力カテゴリーと米トレーサビリティ法対象商品の有無】

表頭：貴社主力商品のカテゴリーを以下よりお選びください。（回答はいくつでも）［Q1］
表側：「米トレーサビリティ法（以下米トレサビ法）」の対象となる商品を製造、販売していますか。（回答は1つ）［Q2］

		TOTAL	加工食品（ドライ）	日配・チルド	冷凍食品	菓子	酒類	その他
TOTAL	総件数	864	325	132	57	109	145	96
	構成比(横罫)	100%	37.6%	15.3%	6.6%	12.6%	16.8%	11.1%
はい	件数	364	112	29	24	55	118	26
	構成比(横罫)	100%	30.8%	8.0%	6.6%	15.1%	32.4%	7.1%
	構成比(縦罫)	42.1%	34.5%	22.0%	42.1%	50.5%	81.4%	27.1%
いいえ	件数	500	213	103	33	54	27	70
	構成比(横罫)	100%	42.6%	20.6%	6.6%	10.8%	5.4%	14.0%
	構成比(縦罫)	57.9%	65.5%	78.0%	57.9%	49.5%	18.6%	72.9%

※横罫…回答別ｶﾃｺﾞﾘｰ構成比
※縦罫…ｶﾃｺﾞﾘｰ別回答構成比

【主力カテゴリーと「取引等の記録」の作成・保存方法】（米トレーサビリティ法対象商品取扱企業ベース）　図：2

表頭：貴社主力商品のカテゴリーを以下よりお選びください。（回答はいくつでも）［Q1］
表側：「米トレサビ法」における貴社の「取引等の記録」はどのような形式で作成・保存されますか。準備中の企業様もお選びください。（回答は1つ）［Q3］

		TOTAL	加工食品（ドライ）	日配・チルド	冷凍食品	菓子	酒類	その他
TOTAL	総件数	**364**	**112**	**29**	**24**	**55**	**118**	**26**
電子媒体で保存	件数	32	15	3	4	6	3	1
	構成比	8.8%	13.4%	10.3%	16.7%	10.9%	2.5%	3.8%
書面（帳簿等）による紙媒体で保存	件数	209	56	16	9	31	82	15
	構成比	57.4%	50.0%	55.2%	37.5%	56.4%	69.5%	57.7%
書面でも電子媒体でも保存	件数	91	28	9	9	15	26	4
	構成比	25.0%	25.0%	31.0%	37.5%	27.3%	22.0%	15.4%
その他　※具体的にご記入ください。	件数	13	4	1	0	1	4	3
	構成比	3.6%	3.6%	3.4%	0.0%	1.8%	3.4%	11.5%
未定	件数	19	9	0	2	2	3	3
	構成比	5.2%	8.0%	0.0%	8.3%	3.6%	2.5%	11.5%

※構成比…ｶﾃｺﾞﾘｰ別回答構成比

【主力カテゴリーと事業者間取引における「産地情報の伝達」方法】（米トレーサビリティ法対象商品取扱企業ベース）　図：3

表頭：貴社主力商品のカテゴリーを以下よりお選びください。（回答はいくつでも）［Q1］
表側：「米トレサビ法」の対象となる商品の事業者間取引における「産地情報の伝達」は、どのような方法で行われますか。準備中の企業様もお選びください。（回答は1つ）［Q4］

		TOTAL	加工食品（ドライ）	日配・チルド	冷凍食品	菓子	酒類	その他
TOTAL	総件数	**364**	**112**	**29**	**24**	**55**	**118**	**26**
容器・包装に記載する（ラベル・シール貼付を含む）	件数	169	38	14	9	19	78	11
	構成比	46.4%	33.9%	48.3%	37.5%	34.5%	66.1%	42.3%
伝票等（伝票、納品書、規格書）に記載して提供する	件数	60	24	5	6	13	10	2
	構成比	16.5%	21.4%	17.2%	25.0%	23.6%	8.5%	7.7%
容器・包装に記載する場合も、伝票等に記載する場合もある	件数	67	24	5	8	12	14	4
	構成比	18.4%	21.4%	17.2%	33.3%	21.8%	11.9%	15.4%
その他　※具体的にご記入ください。	件数	23	6	2	1	5	5	4
	構成比	6.3%	5.4%	6.9%	4.2%	9.1%	4.2%	15.4%
未定	件数	45	20	3	0	6	11	5
	構成比	12.4%	17.9%	10.3%	0.0%	10.9%	9.3%	19.2%

※構成比…ｶﾃｺﾞﾘｰ別回答構成比

【主力カテゴリーと一般消費者への「産地情報の伝達」方法】（米トレーサビリティ法対象商品取扱企業ベース）　図：4

表頭：貴社主力商品のカテゴリーを以下よりお選びください。（回答はいくつでも）［Q1］
表側：「米トレサビ法」の対象となる商品の一般消費者への「産地情報の伝達」は、どのような方法で行われますか。準備中の企業様もお選びください。（回答はいくつでも）［Q6］
※複数回答可項目なので、TOTAL件数がその他の回答と異なります。

		TOTAL	加工食品（ドライ）	日配・チルド	冷凍食品	菓子	酒類	その他
TOTAL	総件数	**446**	**134**	**33**	**35**	**70**	**144**	**30**
容器・包装に記載する（ラベル・シール貼付を含む）	件数	277	74	25	20	36	105	17
	構成比	62.1%	55.2%	75.8%	57.1%	51.4%	72.9%	56.7%
商品などにWEBアドレスを記載し、産地情報を入手できるようにする	件数	53	13	2	7	7	21	3
	構成比	11.9%	9.7%	6.1%	20.0%	10.0%	14.6%	10.0%
商品などに「お客様相談窓口」を記載し、産地情報を入手できるようにす	件数	45	20	1	5	10	7	2
	構成比	10.1%	14.9%	3.0%	14.3%	14.3%	4.9%	6.7%
その他　※具体的にご記入ください。	件数	25	8	1	3	8	2	3
	構成比	5.6%	6.0%	3.0%	8.6%	11.4%	1.4%	10.0%
未定	件数	46	19	4	0	9	9	5
	構成比	10.3%	14.2%	12.1%	0.0%	12.9%	6.3%	16.7%

※構成比…ｶﾃｺﾞﾘｰ別回答構成比

【主力カテゴリーと問合せ窓口・部署の有無】（米トレーサビリティ法対象商品取扱企業ベース）　図：5

表頭：貴社主力商品のカテゴリーを以下よりお選びください。（回答はいくつでも）［Q1］
表側：「米トレサビ法」に関する貴社の問合せ先窓口もしくは担当部署はありますか。（回答は1つ）［Q7］

		TOTAL	加工食品（ドライ）	日配・チルド	冷凍食品	菓子	酒類	その他
TOTAL	総件数	**364**	**112**	**29**	**24**	**55**	**118**	**26**
ある	件数	130	47	13	13	19	32	6
	構成比	35.7%	42.0%	44.8%	54.2%	34.5%	27.1%	23.1%
準備中	件数	77	19	3	2	13	36	4
	構成比	21.2%	17.0%	10.3%	8.3%	23.6%	30.5%	15.4%
設置の予定は無い	件数	59	16	4	3	8	21	7
	構成比	16.2%	14.3%	13.8%	12.5%	14.5%	17.8%	26.9%
未定	件数	98	30	9	6	15	29	9
	構成比	26.9%	26.8%	31.0%	25.0%	27.3%	24.6%	34.6%

※構成比…ｶﾃｺﾞﾘｰ別回答構成比

平成22年10月吉日

会　員　卸　各　位

社団法人　日本加工食品卸協会
〈公印省略〉

「米（こめ）トレーサビリティ法」対象の商品情報交換用標準フォーマットの修正版について

拝啓　貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素は格別のご高配を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、本年 10 月の「米（こめ）トレーサビリティ法」施行に伴い、米穀等の取引等に係わる記録及び保存が開始され、また来年 7 月には産地情報の伝達が義務付けになります。

そこで、弊協会会員卸売業におかれましては、お取引先からのお問い合わせに対応するため、対象商品の確定を目的とする情報収集を予定されている事と存じますが、メーカー様のご協力無くして正確な商品確定が困難な状況であることから、各社それぞれの仕入先メーカー様に情報の提供をお願いする事と思います。

つきましては、少しでも両社間の効率化を図るべく、標準 Excel フォーマットの修正版を作成いたしました。

お手数とは存じますが、ご活用の徹底を図るべく、貴社関連部署へのご案内をお願い申し上げます。

記

１．運用について

①　データ要請先（メーカー）、使用フォーマット、データ交換形式などにつきましては、個々の企業間で確認をお願いします。

②　対象商品の範囲や対象期間などにつきましても、個々に確認をお願いします。

２．Excelフォーマットについて

①　Excelフォーマット（空ファイル）は日食協のホームページからダウンロード可能です。
（http://homepage3.nifty.com/nsk-nhk/）

以　上

米トレーサビリティ用 商 品 規 格 基 準 書

（作成年月日）
2010年 ○月 ○日

貴社名	

商品申請	新規

◆原材料に米穀(もみ、玄米、精米、破米、米粉)を使用している商品は、本法の対象かどうか、又対象外の場合はその理由をご記入下さい。

「米トレーサビリティ法」対象の有無	対象
対象外理由	

卸商品コード	
JANコード	
貴社商品コード	

提出先卸売業	

ブランド名			
商品名			
規格		荷姿	
製造工場			

商品パッケージに表示している内容					
一括表示	名称／品名				
	原材料名				
	原産国(輸入品)				
	製造者(輸入品については輸入者)				
	販売者(製造所固有記号)				
	製造所固有記号				
	米の産地表示の有無	あり	表示内容		

※「なし」の中でもHP等で産地が検索できる場合、
下記配合率表の産地欄に産地名を記入して下さい。

原材料名	配合率%	産地・銘柄	備考
合計	0		

※配合率の記入は任意でお願いします。
※配合率を任意で記入する場合、合計が100になるよう記載願います。

◇新規ご案内時は、太線内を出来る限りご記入願います。(必要項目は卸ごとに異なりますので、本規格書作成時に対象卸までお問合せ下さい)
◇「米トレーサビリティ法」対象商品の場合は、項目名が黄色地の箇所は必ずご記入願います。

米トレーサビリティ用 商品規格基準書

【記入例】

（作成年月日）
2010年 ○月 ○日

貴社名	○×△食品工業株式会社

◆原材料に米穀（もみ、玄米、精米、破米、米粉）を使用している商品は、
本法の対象かどうか、又対象外の場合はその理由をご記入下さい。

「米トレーサビリティ法」対象の有無	対象	←リストボックスより選択して下さい
対象外理由		←上記で「対象外」とした理由

商品申請	新規

↑リストボックスより選択して下さい

卸商品コード	記入不要
JANコード	49702316*****
貴社商品コード	123abcｱｲｳ

提出先卸売業	

ブランド名	○△□印		
商品名	特製　エビ入りチャーハン		
規格	300g	荷姿	20×2合せ
製造工場	○△□東京工場		

商品パッケージに表示している内容					
一括表示	名称／品名	冷凍チャーハン／チャーハン			
	原材料名	うるち米、野菜（にんじん、ねぎ）、えび、植物油脂、全卵、焼豚、しょうゆ、ポークエキス、砂糖、香辛料、大豆多糖類、たん白加水分解物、還元水あめ、酵母エキス、調味料（アミノ酸等）、加工デンプン、着色料（カラメル、カロチノイド）、酸味料、増粘剤（キサンタンガム）、香料、（原材料の一部に大豆・小麦を含む）		
	原産国（輸入品）	国産			
	製造者（輸入品については輸入者）	○○○水産株式会社 東京都千代田区○○町○○			
	販売者（製造所固有記号）	○○○食品販売株式会社 東京都台東区○○町○○			
	製造所固有記号	※製造固有記号が表示されている場合は記入して下さい			
	米の産地表示の有無	あり	表示内容	新潟県産コシヒカリ100%使用	

↑リストボックスより選択して下さい

※「なし」の中でもHP等で産地が検索できる場合、
下記配合率表の産地欄に産地名を記入して下さい。

原材料名	配合率%	産地・銘柄	備考
うるち米	40	日本（新潟）・コシヒカリ	
野菜			
にんじん	4	日本	
ねぎ	3.5	日本	
えび	3	ベトナム	
植物油脂（大豆油、ごま油）	2.4		
全卵	1.5		
焼豚	1.3		
食塩	0.7		
しょうゆ	0.6		※配合率の記入は任意でお願いします。
ポークエキス	0.4		※配合率を任意で記入する場合、合計が100になるよう
砂糖	0.3		記載願います。
香辛料	0.08		
大豆多糖類	0.06		
たん白加水分解物	0.04		
還元水あめ	0.04		
酵母エキス	0.03		
調味料（アミノ酸等）	0.02		
加工デンプン	0.02		
着色料	0.01		
酸味料	−		
増粘剤	−		
香料	−		
pH調整剤	−		キャリーオーバーのため表示なし
水	42		表示なし
合計	100		

◇新規ご案内時は、太線内を出来る限りご記入願います。（必要項目は卸ごとに異なりますので、本規格書作成時に対象卸までお問合せ下さい）
◇「米トレーサビリティ法」対象商品の場合は、項目名が黄色地の箇所は必ずご記入願います。

ファイネット、ＦＤＢに米トレサ関連実装

米原料産地の確認作業を効率化

ファイネットは、７月１日から施行される米穀等の取引時における米原料産地の伝達義務化に対応すべく、提供サービスであるファイネット商品情報データーサービス（FDB）に米トレーサビリティ法（米トレサ法）関連項目を４月11日から実装する。

ファイネットでは米トレサ法の施行を踏まえ、昨年から酒類、加工食品の大手メーカー・卸及びFDBと連携するジャパン・インフォレックス（JII）と米原料産地情報のスムーズな伝達を目的にFDBで取り扱うべき情報項目（４項目）を決定した（JIIは６月に実装予定）。これにより、FDB利用企業（卸等）では、自社で取り扱う商品が米トレサ法の定める米原料産地の伝達義務対象商品であるか否かの確認作業を効率的に行うことが可能となる。FDBでは引き続き酒類・加工食品業界における共有の商品情報基盤として、一層の充実を目指す。

＜実装項目概要＞

①米トレーサビリティ対象区分＝登録商品が米トレサ法の対象か否かを識別
②伝達義務対象原材料名＝伝達義務対象原材料名を登録
③産地情報伝達方法＝メーカーが販売先や一般消費者に対し、通常対応している伝達方法を識別
④米原料産地情報＝起源となる米の原産国を登録。

なお、ファイネットでは、「法令対応であることやFDB利用企業（卸等）における情報整備が急務であること等を踏まえ、ユーザーへの案内から約１ケ月という短い中での実装を決定。このため、FDB登録企業（メーカー等）におけるシステム対応期間を考慮し、当面については実装項目の登録必須化は実施しない」としている。

流通ＢＭＳ協議会報告

平成20年度までの経済産業省委託「流通システム標準化」事業内において、各種仕様に関する最新情報の共有と、標準の維持管理組織の必要性、及び位置付けや機能について、製配販各層の業界団体（40団体程度）代表者による組織体（流通システム標準普及推進委員会）により検討が行われた。その結果を受けて、財団法人　流通システム開発センター内に「流通システム標準普及推進協議会（以下、流通BMS協議会）」という部署を設置した。

流通BMS協議会は、主に業界の新たなるEDI標準仕様として策定された「流通ビジネスメッセージ標準」の維持管理と普及推進を行う組織であり、これらを効率的に運用するため、事務局として日々作業に従事している。実際の運営は、実務者の判断が必要なことから、利用する企業が所属する業界団体が正会員となり、まずは業界内での統一見解を作成することとしている。標準仕様の技術的な部分のサポートを考え、支援会員という会員区分を設け、システムベンダーの積極的な参加を可能としている。共に会費は不要で、標準仕様を順守することが義務付けられている。

「流通BMSの維持管理」

公開されている標準仕様に対し、各業界から提言される機能追加や変更要求について、流通業界全体で検討・調整を行うことである。そのために、年度単位で必要と思われる検討組織体（部会）を設置し、正会員の各業界団体から代表者を募り、事象発生ごとに召集がかけけられ、検討を行っている。平成22年度は、前年から継続して、メッセージメンテナンス部会、商品マスタデータ部会、物流システム部会、技術仕様検討部会の４部会に加えて、流通BMSにおけるWeb-EDIに対する規定や考え方を整理し、より多くの企業が容易に効率的な環境でEDIを行えるようにと、Web-EDI検討部会を設け、検討を重ねている。今年度は、中間報告として現時点での決定事項のみ公開し、ガイドラインについては、来年度の上半期末を目標に整理を行う予定である。

2010 年度　流通 BMS 協議会の運営体制

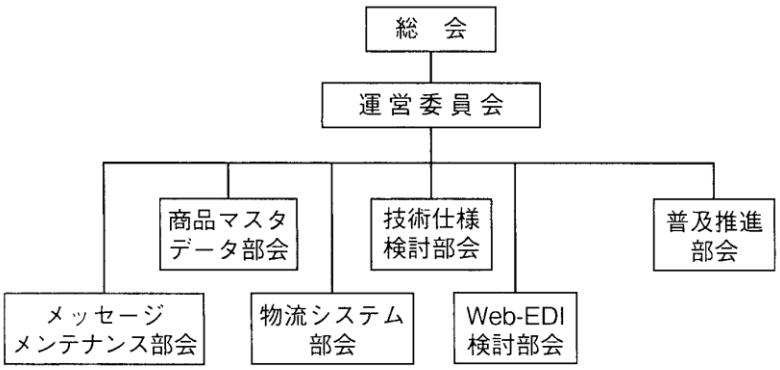

「流通BMSの普及推進」

導入予定企業への支援、中小流通業への普及推進、経営トップ向けの施策、及び標準仕様徹底のための活動を重点的に実施している。

事務局が主催する定常的なイベントは、流通BMS講座である。EDIの入門講座や流通ＢＭＳの導入講座を通して、流通BMSへの理解を深めてもらうことや、全国の主要都市を回り、流通BMSの概要と実際に導入しているユーザ企業による事例紹介を行っている。そして、最も大きなイベントは年に１度のフォーラム＆ソリューションEXPO開催で、ユーザ企業の経営者視点の講演や導入ユーザによる講演と同時に、約20～30社の流通BMS関連製品・サービスに特化した展示を行い、実感してもらう場を設けている。昨年も11月に開催し、多くの関係者が来場した。今年も昨年と同様に、11月の中旬に開催する予定である。

その他、会報やホームページから導入企業名公開や事例紹介、流通BMS対応製品の紹介などの情報発信を行っている。

正会員の業界事務局とユーザ企業のニーズを直接見聞きしている支援会員が中心となり普及推進について検討を行い、実活動に移す組織として、今年度も前年から継続し普及推進部会を設置している。今年度は、ユーザ企業が「同業他社の様子見をしている」という状況が起こっているとのことから、導入のキッカケとするために、導入企業及び予定企業名の公開に向けての調査作業を行った。

「流通BMSの導入支援」

会員向けに、導入の支援と相談窓口を設置して、標準の導入支援活動を行っている。正会員

に対する支援では、年間の情報システム化関連の各種検討会議を含めたイベントスケジュールを事前に把握し、積極的な連携を図り、要請に応じて業界団体主催の会合に講師を派遣するなどの対応を行っている。また、流通BMSの導入を検討しているユーザ企業や、導入を支援しているIT企業からの各種問い合わせ・相談のために、ホームページ上に各種問い合わせ用の窓口を設置し、適宜対応を行っている。大手GMSが動き出したこともあり、昨年12月頃より様々な問い合わせが、非常に増えてきている状況である。

標準仕様の改変作業は、一昨年度の基本形と生鮮メッセージの統合を最後に、大きな変更要望もないことから、一段落していると思われる。来年度は、中小企業への普及拡大のためにも、普及推進と導入支援に、さらなる力を注いでいくことになるのではないかと考えている。

会員種別を問わず多くの方から支援の依頼をお待ちしています。

（流通BMS協議会　坂本真人）

平成 22 年度加工食品卸売統計調査について

事務局発　第343号
平成23年　２月吉日

会　　員　各位

社団法人　日本加工食品卸協会
専務理事　奥山　則康（公印省略）

「加工食品卸売統計調査」にご協力お願いの件

前略　会員各位には、日頃から多大なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、早速ですが、昨年度初めて実施させていただきました「加工食品卸売統計調査」の件ですが、ご賛同を戴きました会員各位からのアンケートの回答を集計し理事会の席上で披露致し、また会報や幣協会のH.P上にて情報開示をさせていただきました。

加工食品につきましては、影響力のあるカテゴリーや販売チャネルが常に移り変わっていく市場のなか、信頼性の高いマクロデータを収集・提供できるのは、フルライン・フルチャネルで事業活動をしている加工食品卸売業をおいて他にはありません。

我が国における幣協会の事業の位置づけや、業界全体の市場動向等を推測する統計資料として、今後も定期的に当該実態調査を実施して参ります。

つきましては、別紙「統計調査票」に、可能な限り実態をご報告戴ければ幸いです。

なお、申すまでも無く、当回答内容に関しましての守秘義務は勿論のこと、頂戴いたしましたデータの全てにおきまして、他所に漏れるような事は一切ございませんのでご安心下さい。

加工食品卸売業の存在と役割を業界内外に示し、その社会性を高め、且つ、公益性を認識していただくにも幣協会による卸売販売統計調査の実施に関しまして会員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

まずはご案内かたがたお願いまで。　　草々

平成２２年度加工食品卸売統計調査

［社］日本加工食品卸協協会

単位＝百万円･%

		２２年１～１２月	前年比	２１年１～１２月
総卸売上高		8,628,909	99.95%	8,633,047
品群別 卸売上高				
	常温品	3,724,510	100.15%	3,718,855
	酒類	2,510,604	98.67%	2,544,467
	菓子類	172,527	99.88%	172,741
	冷凍品	701,799	103.26%	679,620
	冷蔵品	952,567	101.48%	938,674
	その他	566,902	97.96%	578,690
業態別 卸売上高				
	卸売	2,344,823	99.69%	2,352,117
	直販	6,164,524	100.04%	6,161,908
	メーカー・他	119,562	100.45%	119,022

□ 会員卸企業数　　１４２社

◇ 統計調査参加企業数　５９社

［参加企業内訳］

・シュレン国分（株）・（株）ヤマツ・岩田醸造（株）・日本アクセス北海道(株)

・北海道リョ―ショク

・佐藤（株）・（株）山形丸魚・東北国分(株)・(株)福島リョーショク

・（株）菱食・国分（株）・三井食品（株）・日本酒類販売（株）・（株）日本アクセス

・（株）リョーショクリカー・東京国分（株）・新潟国分（株）・ユアサ・フナショク（株）

・明治屋商事（株）・（株）千葉リョーショク・（株）関東リョーショク・（株）新潟リョーショク

・廣屋国分（株）・関東国分（株）・国分フードクリエイト（株）・常洋水産（株）・ヤマキ（株）

・（株）平喜・三重国分（株）・（株）トーカン・(株)岐阜リョーショク・（株）昭和

・（株）北陸リョーショク・北陸国分（株）・カナカン（株）・マルコク(株)

・加藤産業（株）・伊藤忠食品（株）・兵庫国分（株）・（株）ヒメカン・ヤタニ酒販（株）

・（株）飯田

・西中国国分（株）・山陰国分（株）・東中国国分（株）・サンリック国分（株）・藤徳物産（株）

・旭食品（株）・（株）四国リョーショク・四国国分（株）

・コゲツ産業（株）・亀井通産（株）・平林食品(株)・長崎国分(株)・ヤマエ久野(株)・(株)青木

・大分国分（株）・南九州国分（株）・(株)大分リョーショク

２０１１．０４．０８　　以上　５９企業

ワーキング・グループ活動報告

［食育に関するワーキング・グループ］

消費者庁の設立に伴い、平成19年３月に作成した「食育と食品選択のためのハンドブック」の食品表示に関する法律とその概要の部分を加筆修正した。また今後の食育活動の方向性について検討した。

［環境問題対応ワーキング・グループ］

特定事業者に指定された会員卸16社の「事業場分野の共通原単位」について検討し、ワーキング・グループとして最終的には、「使用面積」を選択し、環境数値算定標準化推進協議会に提言した。また従来の「輸配送分野」における特定荷主の環境数値のとりまとめと合わせ、初めて２分野の環境数値をとりまとめた。

［EDIワーキング・グループ］

国際財務報告会計基準（IFRS）導入に準拠したＥＤＩシステムの標準化対応の検討をするにあたり、「項目追加」の内容について酒類食品業界卸店メーカー企業間標準フォーマット（日食協フォーマット）を利用いただいているメーカーのご意向を伺うべくアンケート調査を実施した。尚、本調査を実施するにあたり株式会社ファイネットに格別のご理解とご協力をいただいた。また、「流通BMS」が本格的普及拡大期を迎えて、卸・小売間のシステム課題についても積極的な情報交換を行った。

［税務問題対応ワーキング・グループ］

平成23年度の税制改正で要望する事案について各委員から意見を募って検討し、最終的には前年度の要望案を継続して主務官庁に提出した。

［ワーキング･グループ活動資料］

「着荷日」に関するアンケート調査とアンケート調査結果について

－EDIワーキング・グループ－

2011年１月吉日

酒類・食品メーカー各位

「着荷日」に関するアンケート調査回答のお願い

（社団法人）日本加工食品卸協会
EDIワーキンググループ

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。
さて(社団法人)日本加工食品卸協会 EDIワーキンググループでは国際財務報告基準（IFRS）

導入に準拠したEDIシステムの標準化対応を検討しております。

つきましては項目追加を検討するにあたり、酒類食品業界卸店メーカー企業間標準フォーマット（日食協フォーマット）をご利用の各社様のご意向を伺うことを目的として調査を実施するものです。

尚、本調査につきましては当フォーマットに対応していただいております株式会社ファイネット様に格別のご理解とご協力いただき皆様に調査をお願いたしました。

大変お忙しいとは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ぜひ、ご協力賜りたく、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

［EDIワーキング検討事項］

物品の販売による収益認識（IAS 第 18 号 14 項）

物品の販売において収益を認識するには、以下 3 要件が必要となる。

a. 物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を企業が買手に移転したこと

b. 物品に対して、所有と通常結び付けられる程度の継続的な管理上の関与も有効な支配も企業が保持していないこと

c. 取引に関連して発生した、又は発生する原価を信頼性をもって測定できること

IFRS（IAS）第18号「収益」の研究

この要件があるため、IFRSでは、物品売買の売上の計上基準として、出荷基準が認められなくなり検収（着荷日）基準が採用される。日食協フォーマット「出荷案内システム」には「メーカー計上日」「出荷月日」という項目があるが、「着荷日（検収日）」に該当する項目は現在未設定。IFRSを踏まえ項目追加の必要性を検討中です。

アンケート回答用紙

出荷案内データについてお伺いさせてください。

Ｑ１　現在、日食協フォーマット「出荷案内システム」を利用していますか。

□利用している　□利用していない　□利用予定

Ｑ２　Ｑ１で「利用している」を選択された企業様にお伺いさせて頂きます。

現在着荷日をセットしていますか。

□セットしている　□セットしていない

⇒「セットしている」を選択された企業様は現在どの項目にセットしていますか

□メーカー計上日（伝票ヘッダーレコード項番４）

□出荷月日（伝票ヘッダーレコード項番５）

□その他［　　］

Ｑ３　　Ｑ１で｢利用している｣｢利用予定｣を選択された企業様にお伺いさせて頂きます。
「着荷日」項目を新たに用意した場合セットすることは可能でしょうか
□対応可　□対応不可
⇒「対応不可」を選択された企業様は、実現に向けての問題点や課題をお聞かせください。
［　　］

売上計上についてお伺いさせてください。

Ｑ４　　売上計上の基準を教えてください。
□着荷日基準(みなし着荷含む)　□出荷日基準　□その他［　　］

Ｑ５　　Ｑ４で「出荷日基準」「その他」を選択された企業様にお伺いさせて頂きます。
着荷日基準に変更することを検討していますか。
□着荷日基準への変更を検討している（着手している含む）
□変更しない
□未定
⇒（全員の方）実現に向けての問題点や課題をお聞かせください。
［　　］

項目追加についてお伺いさせてください。

Ｑ６　「着荷日」項目追加を検討するに当たりご意見ございましたらご自由にご記入願います。
［　　］

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

回答企業様情報
貴社名：

部署：

氏名:

連絡先
　ＴＥＬ：

(個人情報の取り扱い)
この調査の回答内容について、個別企業名による公表は一切ありません。
また、ご提供頂いて得た個人情報についても他の目的に使用致しません。
なお、ご協力いただいた株式会社ファイネット様へも、当アンケートにより得た個人情報およびご回答内容の開示は致しません。

アンケート調査結果集計

＊出荷案内データについて

１．アンケート回収総数　　117社　（総配布数　576社　回収率20.3%）

Ｑ１．日食協フオーマット「出荷案内システム」の利用状況について

・利用している　　92社
・利用していない　21社
・利用予定　　4社

Ｑ２．「利用している」企業のうち現在着荷日をセットしているか

・セットしている　48社
①メーカー計上日・出荷月日　10社
②メーカー計上日　12社
③出荷月日　15社
④その他　11社
・セットしていない　４４社

Ｑ３．「利用している」「利用予定」のメーカーのうち「着荷日」を新たに用意した場合セット可能か

・対応可　　62社
・対応不可　　34社

（「対応不可」を選択された企業様の実現に向けての問題点や課題）

①荷物がいつ到着するか不明
②必ず着荷日に着ける保証ができない、運送会社しだい。
③社内システム対応が必要になる
④修正するのに多大な費用が発生する
⑤業務システムの変更が必要になる
⑥着荷日基準に対する社内方針が未確定のため
⑦着荷日の項目がデータにない
⑧日食協フオーマットにない
⑨着荷日確認のシステム化が必要なため
⑩返品時の日付セットの扱い
⑪着荷時の定義が不明

＊売上計上について

Ｑ４．売上計上基準

①着荷日基準　　29社
②出荷日基準　　85社
③その他　　3社（両方有・伝票日付・店舗着荷日）

Ｑ５．着荷日基準への変更検討について

①着荷日基準への変更を検討している　13社

②変更しない　33社
③未定　39社

（「着荷日基準」に向けての問題点や課題）

①フォーマットの項目として、出荷日と届け日の両方が欲しい（酒税受払の責任）
②取消処理の着荷日の考え方が課題
③着荷日の定義を明確にして欲しい
④売上計上する事により、帳簿在庫をおとしてしまう。着荷日になると実在庫と合わなくなる。また通常の出荷は問題ないが、例えば過去の出荷、納品日の変更や返品処理を行いたい場合、前月末在庫に影響しかねない。ただし、得意先様への請求は着荷日基準にしています。（別項目で制御している）
⑤倉庫を出た時点で計上しないと酒税計算と合わなくなる
⑥着荷日はみなしのため、実際に納入されたか確認しデータに反映する事が求められる
⑦酒税が出荷基準のためシステム自体が出荷基準になってしまう
⑧現状の出荷日基準でなんら問題がない
⑨出荷終了時点で在庫から除き、売掛金に計上しないと会計処理ができない
⑩IFRS対応の必要がない
⑪売上げが月末に集中している
⑫売上げ計上基準を変更するリスクは大きいと思う
⑬着荷情報の入力（収集）が難しいと判断。みなし着荷日のシステム化を検討、導入予定
⑭システム改修費の発生
⑮売掛、買掛の全般に影響する
⑯オンライン未導入卸店様への対応（着荷確認）
⑰社内の会計基準の変更
⑱納品確認方法やシステム改修コスト
⑲着荷日基準とした場合、みなし着荷でよいかどうか。
⑳メーカーとしての売上計上タイミングが遅くなる。また、この事により「出荷案内」の送信／送付や請求書発行が遅くなる。
㊀出荷・着荷の実態のほとんど全てが「出荷日」＝「着荷日」となっている。
㊁IFRS対応には別途検討。
㊂製品、商品、物流方法により計上基準が異なる。
㊃出荷日＝着荷日が主流かと思いますが、離島などの対応については広いルール作りが必要と思います。
・緊急出荷（時間外出荷）等イレギュラー対応時の取り決めが必要。

平成 23 年度 税制改正等に関する要望書

平成 22 年7月

－税務問題対応ワーキンググループ－

第１　事業者間取引における消費税の取り扱いについて

総額表示の義務付けに伴う事業者間取引についての経過措置の継続適用及び税込価格への変更を行う場合の端数処理の方式の統一化をお願いします。

（理由）

１．平成16年４月１日施行の改正消費税法では、事業者間取引において経過措置として税抜き価格を前提とした改正前の消費税法施行規則第22条第１項の規定を当分の間みとめることとされております。そもそも総額表示の義務付けは、消費者に対する商品等取引価格の表示をその対象とするものであることに加え、今後、消費税率改定や複数税率採用の可能性を勘案した場合に、「税抜価格」を前提とした値付けについては、現行のコンピュータシステムでは税率を変えるだけで対応できるが、総額表示での「税込価格」を前提とした値付けには膨大な事務量を要する事になります。こうした事から事業者間取引は、本体価格と消費税額を区分表示することを原則とした上記消費税法施行第22条第１項（端数処理）の継続適用をお願いします。

２．消費税の転嫁は、事業者間で有利不利があってはならず、公正取引確保の観点からも、総額表示の義務付けに伴い税込み価格の設定を行う場合の消費税の１円未満の端数処理方法は四捨五入に統一するようお願いします。

第２　流通業務総合化及び効率化の促進に関する法律の特例措置について

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）に関して、加工食品卸売業者の物流拠点施設につきましても物流業者と同様に法人税・固定資産税の特例措置が受けられますようお願いします。

（理由）

１．加工食品卸売業者が効率的物流と環境負荷の小さい物流体系の実現を目指して自前で業務施設を設ける場合、営業倉庫業者が物流総合効率化法の認定事業として得られる税制特例【①所得税・法人税の割増償却５年間10％　②固定資産税・都市計画税課税標準の特例５年間1／2（倉庫）3／4（倉庫付属設備）、5／6（港湾上屋）】が得られず、甚だ不公平な実情にあり早期に是正をお願いします。

加工食品の安定供給の確保と価格の安定を図る為には、物流体制の整備は不可欠であり、政策課題に合致した物流施設の整備は、物流事業者のみが担っているものではなく、食品流通を担う製・配・販３層と物流業者が必要に応じて開発投資しているものと認識され、こうした実情に即した法律の整備が必要である。

以　上

研究会活動報告

［情報システム研究会］

毎月定期的に研究会を開催し、業界内外の情報システムに関連する各種団体の活動内容を共有化し、情報システムの標準化や効率化に向けての意見交換を行った。

７月には流通現場で臨場感ある研究会を開催したいとの考えから(株)トーカン、伊藤忠食品(株)のご協力をいただいて名古屋で開催した。

また研究会の下部組織として「システム専門部会」と「商品画像専門部会」に加えて、若手の情報システム従事者を対象に「情報セキュリテイ分科会」を設けて若手社員の情報交流の活性化に努めた。

毎年恒例で全国卸売酒販組合中央会と共催している情報システム研修会は、10月29日（金）に東京日暮里にあるホテルラングウッドにて行われた。

平成22年度情報システム研修会

平成22年10月29日（金）午後１時30分より東京日暮里にあるホテルラングウッドにおいて全国卸売酒販組合中央会との共催で平成22年度情報システム研修会を開催した。

今回は、「流通システム標準普及推進協議会の活動状況」「クラウドコンピューティングについて」「事業継続マネジメントの最新動向」「環境対策とコスト削減」に関する問題について取上げたが、会員卸や賛助会員など128名（67社）が出席し、終了後は懇親会を行った。

研修会の冒頭、主催者を代表して(社)日本加工食品卸協会情報システム研究会座長　稲垣登志男氏（(株)菱食）は、最近の情報システム研修会のテーマを振り返り、今回の研修会のテーマについて解説し情報システム部門を取り巻く諸問題について専門の講師を招いて、最新の知見を共有化することの重要性を述べた。

次いで奥山専務理事が、日食協が10月１日の「米とレーサビリティ法」の施行に向けて取り組んできたメーカー向け対応実態調査の集計結果を報告した。来年７月に義務化される事業者間のコメ産地情報の伝達について、最も効率的な製品の「容器・包装」上の記載を予定するメーカーが５割以下だった事に触れ「流通業務負荷の軽減に向け、協会として製品記載をメーカーに求めて啓蒙している」事を述べた。

続いて、(財)流通システム開発センター研究開発部主任研究員　坂本真人氏が「流通システム標準普及推進協議会」の活動状況について講演し、「流通BMS」の維持管理と普及拡大に向けた現状を報告した。

次いで日本アイ・ビー・エム(株)クラウドコンピューティング事業部クラウド事業企画　事業企画部長　三崎文敬氏が「クラウドコンピューティングの来た道、行く道」と題して最近のクラウド活用事例を交えクラウドコンピューティングを解りやすく講演した。

休憩後(株)富士通総研第二コンサルティング本部　BCM事業部　事業部長代理の古本　勉氏が「事業継続マネジメントの最新動向」と題して企業価値向上と危機対応スキル向上に向けてのBCMについて講演された。

最後に(株)環境経営戦略総研　代表取締役社長の村井哲之氏が「環境対策とコスト削減」についてというテーマで年々加速する企業への環境規制動向を伝えつつ、ITを活用した省エネ戦略の重要性について講演し、「省コストにつながらない、省エネはない。それを担うのは皆さんのようなIT部門である」と参加者に呼びかけた。

平成 22 年度情報システム研修会　講師と講演内容

(1)「流通システム標準普及推進協議会」の活動状況について
(財)流通システム開発センター　研究開発部　主任研究員　坂本　真人　氏
(2)「クラウドコンピューテイングの来た道、行く道」について」の活動について
日本アイ・ビー・エム(株)　クラウドコンピューティング事業部
クラウド事業企画事業企画部長　三崎　文敬　氏
(3)「事業継続マネジメントの最新動向」について
(株)富士通総研　第二コンサルティング本部　BCM事業部　事業部長　代理
古本　勉　氏
(4)「環境対策とコスト削減」について
(株)環境経営戦略総研　代表取締役社長　村井　哲之　氏

［物流問題研究会］

前年に引き続き卸経営の優先課題は、物流コストの低減策にあるとの共通認識から毎回テーマを決めて情報を共有化した。また各取引卸がハイコストで非効率な状況にある百貨店共同物流について再構築を図るべく検討を進めてきたが、明治屋商事(株)、国分(株)が先行して実装し成果を上げた。

年度の重点調査研究事業として、流通事情が大きく変動し物流環境が変化するな中で、全国規模で「物流コストの実態調査」を行った。加工食品の物流コストの基礎データを把握し蓄積する事は、産業として社会的基盤を検証する意味からも意義があるとの考えから実施した。この調査には、物流問題研究会の下部組織として物流コスト実態調査委員会を設置し、11企業が委員として参画しとりまとめた。

【物流コスト低減策の勉強会テーマ】

・物流関連のエコ製品の活用（エコタイヤの使用推進）
・バッテリー再生システム
・GPS掌握システム

・3Dシュミレーターソフト RaLcを使用した物流改善と検証
・電力デマンド制御の活用

［商品開発研究会］

当協会の団体賛助会員である(社)日本缶詰協会が、制定した「缶詰等の原料原産地表示業界自主ガイドライン」について６月１日（火）に研修会を開催した。

このガイドラインはあくまでも業界の指針であり、法的強制力をもつものではないが、缶詰食品はその容器形態から消費者が商品の購入時に中身を見ることができないため、製品表示は重要になる。したがってこのガイドラインを運用し、正確で客観的な原料原産地の情報提供に努め、消費者の信頼を得る事が必要となる。

また恒例の日本蜜柑缶詰工業組合との情報交換会を10月26日（火）に開催し、国産蜜柑缶詰の生き残りについて、JAS規格の維持も含めて熱心に検討がなされた。

［法務研究会］

基本的に２ケ月に１回の定期開催を継続して行い、座長は持ち回り制とし、会議の前半は、債権管理に関するテーマ、後半は流通に関した法務問題をテーマに勉強会を行った。特に、今年は「独占禁止法」が改正され「優越的地位の濫用」についても課徴金の対象となり「運用ガイドライン」が公表されたことから、この件に関し業界の意見としてパブリックコメントをとりまとめ提出した。今年の勉強会の主要なテーマは「電子手形について」「優越的地位の濫用の運用指針について」「卸間での売買共用の基本取引契約書について」「食品卸売業者としての倉庫登録について」等であった。

［労務管理研究会］

今年度も継続して２ケ月に１回の定期開催で研究会を行った。座長は持ち回り制とし事前にテーマを決めて開催した。今年の研究会の主要なテーマは、「育児・介護休業法の改正に伴う対応及び同規定の運用状況について」「メンタルヘルス対策について」「派遣法への対応」「採用活動の総括」「障害者雇用の実態について」「人材育成について」「リテールサポート研修について」「車輌管理について」「各社の加入団体状況について」等で食品流通に関する労務管理問題について幅広く意見の交換を行った。

［ネットワーク検討会］

６月10日（木）午前10時から日食協会議室において、第147回ネットワーク検討会を開催した。当日の議題は、①日食協活動報告　②EDIワーキング・グループの活動報告　③メーカーフーズ研究会の活動報告等であったが、この他IFRS対応問題、米トレサ法への対応問題、販促金EDIに関することについて意見交換が行われた。

［研究会活動資料］

平成 21 年度情報処理コストの実態調査について

－情報システム研究会専門部会－

（調査目的）

“EDP費の妥当性把握”

情報システム研究会専門部会は､情報システム部門の経費の妥当性を客観的に評価するため､またEDP費のトレンドを把握し情報システム部門の将来に向けての基礎情報を蓄積するため平成19年度から実施している情報処理コストの実態調査を今年度も継続して行った。

＊実態調査参加会員卸企業９社（順不同）

・(株)日本アクセス　・(株)トーカン・　三井食品(株)・　伊藤忠食品(株)　・国分(株)

・(株)菱食　・加藤産業(株)　・日本酒類販売(株)　・明治屋商事(株)

（調査手順）

情報システム部門で管理している費用でも各社間においてEDP費目に差異があるため、経済産業省情報処理実態調査における費用分類にマッピングし、ついで各社のEDP費の金額を調査した。調査結果のまとめはEDP費の分類構成毎の売上比率と構成比で実施した。（売上高は各社ともに連結売上高）

尚、この実態コストの中には物流に関するシステムの直接コストと得意先とのEDI関連費用は含まれていない。

（調査結果分析）

EDP費の対売上比率は、0.292％と過去３年間で最も低い数値となる。売上が縮小傾向の中でよりコストダウンを意識したシステム運営となっていることが伺える。内容的には、ハードウエア関連費用のコスト比率の低下が目立ち、構成比でも20％台を割り込んだ。その中で情報システム部門の社内要員の拡充がジワリと上昇基調にあり、IT投資はハードから人材に向けシフトしている傾向が見える。

情報処理費用調査票（平成19年度～21年度）

（単位：%）

費用区分	項　　目	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		総合計	構成比	総合計	構成比	総合計	構成比
ハードウェア関連費用	買取り経費、当期減価償却費、レンタル／リース料、導入諸掛・その他	0.070	22.72	0.065	22.03	0.057	19.52
ソフトウェア関連費用	買取り経費、当期減価償却費、レンタル／リース料、情報システムの企画・設計コンサルタント料、ソフトウェア作成・システム開発料、システムの機能変更・拡張などの改善費用	0.086	27.92	0.066	22.37	0.069	23.63
サービス関連費用	データ作成／入力費（データ入力委託料）等、運用・保守委託料、処理・サービス料、一般社員の教育・訓練等費用、情報処理要員の教育・訓練等費用、外部派遣要員人件費、その他サービス料	0.087	28.25	0.102	34.58	0.099	33.90
通信関連費用	電話回線使用料、ネットワーク関連通信回線使用料	0.021	6.82	0.020	6.78	0.021	7.19
人件費	情報システム部門等の社内要員（専従者）人件費	0.034	11.04	0.035	11.86	0.039	13.36
その他費用		0.010	3.25	0.007	2.38	0.007	2.40
ＥＤＰ費対売上高比率		0.308	100.0	0.295	100.0	0.292	100.0

（情報システム研究会参加会員卸9企業の合計数値）

2010年度情報システム研究会画像専門部会活動の概要

－情報システム研究会画像専門部会－

画像専門部会は昨年に引き続き、①日食協画像標準Ver2.0の普及啓蒙　②メーカー様による自発的画像登録推進　を目標に卸売業全体のテーマとして活動を進めました。

2009年７月にメーカー様向け画像登録説明会を開催、その後10月には画像登録依頼システム並びに画像確認サイトの運用を開始し、画像登録推進活動を本格的に実施できる基盤が整いました。この基盤活用を前提に、本年は商品画像利用ニーズの高い春夏、秋冬の棚割シーズンに向けた画像登録依頼活動と、通常月の登録推進活動としての画像未登録リストの配布、登録依頼の２つを活動の柱として活動を進めて参りました。

さらには、メーカー様への卸売業の棚割活動実態説明のため、取引小売業への業態別棚割活動実態調査を行った結果、春夏商品は１月15日までに、秋冬商品は７月15日までに登録いただくことで卸売業の棚割提案に有効に活用できることが判り、以後の登録推進活動の基準としています。

これらの活動の結果、登録依頼活動対象メーカー様における画像のEDI登録率は58.0％と前年の41.0％から17ポイント上昇(※)し、一定の成果をあげることができました。今後も引き続き登録依頼活動を継続し、画像情報の整流化に向けて活動してまいります。

※2009年１月～12月に対する2010年同期間の対比

以　上

日食協　画像専門部会開催履歴

開催日	部会名	検　討　内　容
4月14日	第14回画像専門部会	2010年春夏商品登録メーカーフォローアップ活動結果について
5月13日	第15回画像専門部会	2010年秋冬商品登録に向けての活動ロードマップについて
6月10日	第16回画像専門部会	商品画像登録推進活動の基本的な進め方について 小売業棚割活動実態調査結果について
7月15日	第17回画像専門部会	2010年秋冬商品登録促進活動について
8月12日	第18回画像専門部会	2010年秋冬商品登録促進活動結果報告
9月16日	第19回画像専門部会	2010年6月、7月の画像未登録リスト運用結果について
11月9日	第20回画像専門部会	2011年春夏商品登録推進活動について
2月17日	第21回画像専門部会	2011年春夏商品登録推進活動結果報告
3月17日	第22回画像専門部会	東日本大震災のため中止

2010 年度
物流コスト調査報告書

2011 年 3 月

社団法人　日本加工食品卸協会

物流問題研究会

物流コスト実態調査委員会

１．調査の目的

食料供給コストの縮減は国家的政策として国民生活の向上に直結する課題である。食のライフラインを担う我々加工食品卸売業者も業界としてこの課題について真摯に取り組む必要があり、供給コストの現状を把握しその改善の方向性を認識することが重要である。我々の供給コストの最大値は物流機能に関するものであるが、流通にとって物流機能はいわば防波堤のようなもので、我々食品卸の本質的機能の一つである。したがって物流コストにかかわる問題は卸経営の根本的課題としても極めて重要な意味をもっている。

弊協会の関東支部流通業務委員会では毎年委員会企業を対象に物流コストの実態調査を行い、その結果を情報開示してきたが、流通事情が大きく変動し物流環境が変化する中で、全国規模で物流コストの実態調査を行い、加工食品の物流コストの基礎データを把握し蓄積する事は、産業としての社会的基盤を検証する意味からも意義のある事である。また経営環境改善のため機能対価要求への理論的基礎となる数値を把握したいとの考えから今年度の重点事業として実施したものである。

本調査は、2010 年６月から 2011 年３月にかけてアンケート調査の内容検討、調査票の配布、回収、回答結果の集計を経て、分析ととりまとめを行った。

本調査書は、これら調査の結果をとりまとめたものである。

２．調査の体制

２－１　物流コスト実態調査委員会

委員長	駒崎	昌見	廣屋国分(株)　業務本部　物流担当課長
副　〃	神岡	弘	伊藤忠食品(株)　ロジスティックス本部チーム長
委　員	亀山	猛	日本酒類販売(株)　情報物流本部物流統括部物流企画課参事補
〃	山本	忠司	国分(株)　物流部課長
〃	福田	達郎	(株)日本アクセス　ロジスティクス本部物流企画部長代行
〃	西山	真輔	三井食品(株)　物流本部ロジスティクス営業部物流企画室
〃	石黒	健児	(株)サンヨー堂　業務部次長
〃	竹内	克志	明治屋商事(株)　ロジスティクス部業務改善東日本チームリーダー
〃	広川	彰	(株)菱　食　戦略機能部門統括部長
〃	佐藤	一樹	加藤産業(株)東京本部営業部ユニットマネージャー
〃	三角	悦雄	コンタツ(株)物流統括部長

２－２　事務局

(社)日本加工食品卸協会

３．調査の経過

３－１　委員会の開催

第１回　2010 年 6 月 22 日（火）　15 時～17 時　日食協会議室
委員長選出、調査目的、調査方針、内容の検討など

第２回　2010 年 7 月 5 日（月）　15 時～17 時　日食協会議室
調査票の内容、配布、回収と今後の日程など

第３回　2010 年 11 月 30 日（火）15 時～17 時　日食協会議室
調査票の集計結果確認、分析方針の方向性など

３－２　調査の実施

１）アンケート調査

期間：2010 年 8 月 11 日発送、配信～2010 年 9 月 21 日締切

発送、配信先：会員卸 145 件

回収率：①物流コスト全社数値　　32 件（回収率：22.1%）
②物流コスト汎用拠点数値　26 件（回収率：17.9%）
③物流コストの周辺状況　　41 件（回収率：28.3%）

４．調査の要約

４－１－１　全社拠点対象物流コスト（サンプル数 32 件）

・倉出売上金額　　3,806,310,965 千円
・倉出売上数量　　1,423,224,950C/S
・倉売上返品数量　　9,882,777C/S

	単純平均数値	加重平均数値
①倉出ケース売上単価	2,973 円	2,674 円
②ケース当たり物流コスト	135.72 円	122.16 円
③売上単価比率	4.66%	4.57%

４－１－２　全社拠点対象物流コスト（酒 20%未満　サンプル数 13 件）

・倉出売上金額　　1,254,293,456 千円
・倉出売上数量　　557,565,058C/S
・倉出返品数量　　1,299,929C/S

	単純平均数値	加重平均数値
①倉出ケース売上単価	2,774 円	2,250 円
②ケース当たり物流コスト	141.61 円	109.64 円
③売上単価比率	5.32%	4.87%

４－１－３　全社対象拠点物流コスト（酒 20%以上　サンプル数 19 件）

・倉出売上金額　2,552,017,509 千円
・倉出売上数量　865,659,892C/S
・倉出売上返品数量　8,582,848C/S

	単純平均数値	加重平均数値
①倉出ケース売上単価	3,109 円	2,948 円
②ケース当たり物流コスト	131.70 円	130.21 円
③売上単価比率	4.21%	4.42%

４－１－４　汎用拠点のみ対象物流コスト（サンプル数　26 件）

・倉出売上金額　1,444,276,075 千円
・倉出売上数量　521,422,725C/S
・倉出売上返品数量　3,459,430C/S

	単純平均数値	加重平均数値
①倉出ケース売上単価	3,056 円	2,770 円
②ケース当たり物流コスト	143.45 円	129.34 円
③売上単価比率	4.89%	4.67%

４－１－５　汎用拠点のみ対象物流コスト（酒 20%未満　サンプル数 11 件）

・倉出売上金額　545,898,762 千円
・倉出売上数量　234,165,096C/S
・倉出売上返品数量　429,392C/S

	単純平均数値	加重平均数値
①倉出ケース売上単価	2,913 円	2,331 円
②ケース当たり物流コスト	139.93 円	109.82 円
③売上単価比率	5.07%	4.71%

４－１－６　汎用拠点のみ対象物流コスト（酒 20%以上　サンプル数 15 件）

・倉出売上金額　898,377,313 千円
・倉出売上数量　287,257,629C/S
・倉出売上返品数量　3,030,038C/S

	単純平均数値	加重平均数値
①倉出ケース売上単価	3,161 円	3,127 円
②ケース当たり物流コスト	146.04 円	145.24 円
③売上単価比率	4.62%	4.65%

５．調査内容の実態について

全社拠点対象の物流コスト（単純平均数値：サンプル数 32 件）について

Ⅰ．拠点の基礎情報

サンプル数 32 件の合計倉出売上金額は 3,806,310 百万円、倉出売上数量は 1,423,224,950C/S、倉出返品数量は、9,882,777C/S で返品率は、0.69%となり昨年の返品実態調査時の金額ベースでの返品率 0,52%を上回る結果となる。倉出ケース売上単価は、3,000 円で（加重平均数値は 2,693 円で 307 円の差異が生じる）商品部門構成では、金額ベースで加工食品が 61.7%、酒類が 38.3%を占める。数量ベースでは加工食品が 68.9%、酒類が 31.1%となる。金額と数量ベースを比較すると、いかに酒類のケースあたりの金額が高い事が理解できる。

売上の構成では、金額構成比で量販店が 60.7%、CVS が 11.2%で、この 2 つの業態で 70%以上を占める。加重平均数値ではこの 2 つの業態で約 80%を占めており、加工食品販売の業態の集約化がより明確になっている。数量ベースでは CVS が 12.6%と金額ベースを 1.4 ポイント上回り、いかにこの業態における流通加工割合が高いことがうかがえる。加重平均では、更にこのギャップが拡大して 5 ポイントにもなっている。

拠点数合計は 1,281 拠点で、その内訳は、汎用拠点が 511 拠点、専用拠点が 770 拠点である。専用拠点の方が汎用拠点を上回っており、流通事情の変動を端的に表している数値ともいえる。

物流形態では、店舗納品構成比が 55.9%、センター納品構成が 44.1%であるが、加重平均数値では、この差は更に縮小しセンター納品割合が高くなっている。このあたりも物流の構造的変化を象徴している。

Ⅱ．物流コスト

物流コストは、ケース当たり売上単価 2,973 円に対し（この単価は上記の単価と違い返品数量が含まれていない計算にて算出）データ処理費以下 4 つの項目で調査した。内容的にはデータ処理費が 16.89 円構成比 12.4%、設備費が 19.51 円構成比 14.4%、流通加工費が 42.51 円構成比 31.3%、配送費が 56.81 円構成比 41.9%となり、合計の物流コストは、135.72 円でケース当たり売上単価比率は 4.66%となる。コスト構成比で見ると流通加工費と配送費で約 73%を占め、この 2 つの項目の特に人的コスト管理がいかに重要であるかが理解できる。

Ⅲ．支払センターフィーについて

支払センターフィーの集計については、専用センター経由の取引の有無や、専用センターの TC・DC の料率の違い、あるいは各卸の経費処理科目の違いによる算定の困難さ、またセンターフィーそのものが各小売企業の個別料率が課題でもあり、平均レベルを算出して、情報開示する事は、センターフィに対する誤解を生じる事が懸念されたため、この調査における集計、分析を断念することとした。

A表　単純平均　　全て

回答用紙 【問1-A】

物流問題研究会プロジェクト物流コスト実態調査委員会　資料

【全社対象】　　サンプル数　32

対象商品 ： 常温加工品（食品・酒類） ※温度帯商品は除く
対象期間 ： 平成21年　8月～22年　7月までの1年間（または直近決算月の1年間）

Ⅰ.拠点の基礎情報

倉出売上金額(千円)	3,806,310,965千円	
倉出売上数量	1,423,224,950C/S	
倉売上返品数量	9,882,777C/S	
倉出ケース売上単価（円）	3,000円	
商品部門構成	金額構成比	数量構成比
加工食品	61.7%	68.9%
酒類（ビール含む）	38.3%	31.1%
業態構成	金額構成比	数量構成比
量販店（GMS・百貨店・Drg・ﾎｰﾑｾﾝﾀｰ・DS）	60.7%	60.6%
CVS	11.2%	12.6%
単独小売店（酒販店・業務用酒販店）	15.1%	13.0%
その他（外食系・卸・ﾚｼﾞｬｰ施設・輸送関連 等）	13.0%	13.8%
拠点数＝合計　1,281	汎用　511	専用　770
物流形態	金額構成比	数量構成比
店舗納品（店舗配送分）	55.9%	55.5%
センター納品　TC分+DCｾﾝﾀｰ出荷（商流子ﾍﾞﾝﾀﾞｰ分）	44.1%	44.5%

Ⅱ.物流コスト

ケース単価	2,973円		
項　目	ケース当り金額	売上単価比率	構成比
データ処理費	16.89円	0.57%	12.4%
設備費	19.51円	0.67%	14.4%
流通加工費	42.51円	1.47%	31.3%
配送費	56.81円	1.95%	41.9%
合　計	135.72円	4.66%	100.0%

※1 物流コスト各項目の費用算出については同封の「新物流コスト算出基準表」に基づいて実施願います。
※2 Ⅱ物流コストのケース当り金額・売上単価比率は少数点第二位（0.00）迄表示願います。
※3 各項目で対象外の場合は－－表示、数字がゼロの場合は0表示願います。
※4 売上は倉出売上になります。直送分は除く様、お願いします。
※5 Ⅰ.基礎情報の倉出ケース売上単価算出式　倉出売上金額÷（倉出売上数量－倉売上返品数量）
※6 Ⅰ.基礎情報の物流形態（構成比）は自倉の商流が係る数値を入力して下さい。
※7 親ベンダー運営拠点は自社商流分のみの売上・物流コストを算出して下さい。
※8 Ⅱ.物流コストのケース当り金額を算出する際のケース数は返品数量を引かずに算出願います。
※9 Ⅱ.物流コストの4項目と支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母は倉出売上金額・倉出売上数量で統一して下さい。
（支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母はｾﾝﾀｰﾌｨｰに掛かる売上ではなく、店舗配送分を含めた合計売上で算出）

A表　単純平均　　酒20%未満

回答用紙 【問1-A】

物流問題研究会プロジェクト物流コスト実態調査委員会　資料

【全社対象】　　サンプル数　13

対象商品 ： 常温加工品（食品・酒類） ※温度帯商品は除く
対象期間 ： 平成21年　8月～22年　7月までの1年間（または直近決算月の1年間）

Ⅰ.拠点の基礎情報

倉出売上金額(千円)		1,254,293,456千円	
倉出売上数量		557,565,058C/S	
倉売上返品数量		1,299,929C/S	
倉出ケース売上単価(円)		2,788円	
商品部門構成		金額構成比	数量構成比
加工食品		94.8%	96.2%
酒類(ビール含む)		5.2%	3.8%
業態構成		金額構成比	数量構成比
量販店（GMS・百貨店・Drg・ﾎｰﾑｾﾝﾀｰ・DS）		56.3%	54.3%
CVS		12.1%	14.0%
単独小売店（酒販店・業務用酒販店）		11.2%	12.4%
その他（外食系・卸・ﾚｼﾞｬｰ施設・輸送関連 等）		20.4%	19.3%
拠点数＝合計	437	汎用　214	専用　223
物流形態		金額構成比	数量構成比
店舗納品（店舗配送分）		56.1%	57.1%
センター納品　TC分+DCｾﾝﾀｰ出荷（商流子ﾍﾞﾝﾀﾞｰ分）		43.9%	42.9%

Ⅱ.物流コスト

ケース単価	2,774円		
項　目	ケース当り金額	売上単価比率	構成比
データ処理費	20.53円	0.74%	14.5%
設備費	17.65円	0.68%	12.5%
流通加工費	42.66円	1.57%	30.1%
配送費	60.77円	2.33%	42.9%
小　計	141.61円	5.32%	100.0%

※1 物流コスト各項目の費用算出については同封の「新物流コスト算出基準表」に基づいて実施願います。
※2 Ⅱ物流コストのケース当り金額・売上単価比率は少数点第二位(0.00)迄表示願います。
※3 各項目で対象外の場合は－－表示、数字がゼロの場合は0表示願います。
※4 売上は倉出売上になります。直送分は除く様、お願いします。
※5 Ⅰ.基礎情報の倉出ケース売上単価算出式　倉出売上金額÷（倉出売上数量－倉売上返品数量）
※6 Ⅰ.基礎情報の物流形態（構成比）は自倉の商流が係る数値を入力して下さい。
※7 親ベンダー運営拠点は自社商流分のみの売上・物流コストを算出して下さい。
※8 Ⅱ.物流コストのケース当り金額を算出する際のケース数は返品数量を引かずに算出願います。
※9 Ⅱ.物流コストの4項目と支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母は倉出売上金額・倉出売上数量で統一して下さい。
（支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母はｾﾝﾀｰﾌｨｰに掛かる売上ではなく、店舗配送分を含めた合計売上で算出）

A表　単純平均　　酒20%以上

回答用紙【問1-A】

物流問題研究会プロジェクト物流コスト実態調査委員会　資料

【全社対象】　　サンプル数　19

対象商品：常温加工品（食品・酒類）　※温度帯商品は除く
対象期間：平成21年　8月～22年　7月までの1年間（または直近決算月の1年間）

Ⅰ.拠点の基礎情報

倉出売上金額(千円)		2,552,017,509千円	
倉出売上数量		865,659,892C/S	
倉売上返品数量		8,582,848C/S	
倉出ケース売上単価(円)		3,145円	
商品部門構成		金額構成比	数量構成比
加工食品		39.0%	50.2%
酒類(ビール含む)		61.0%	49.8%
業態構成		金額構成比	数量構成比
量販店（GMS・百貨店・Drg・ホームｾﾝﾀｰ・DS）		63.7%	65.0%
CVS		10.6%	11.5%
単独小売店（酒販店・業務用酒販店）		17.8%	13.4%
その他（外食系・卸・ﾚｼﾞｬｰ施設・輸送関連 等）		7.9%	10.1%
拠点数＝合計	844	汎用　297	専用　547
物流形態		金額構成比	数量構成比
店舗納品（店舗配送分）		55.7%	54.3%
センター納品　TC分+DCｾﾝﾀｰ出荷（商流子ﾍﾞﾝﾀﾞｰ分）		44.3%	45.7%

Ⅱ.物流コスト

ケース単価	3,109円		
項　目	ケース当り金額	売上単価比率	構成比
データ処理費	14.40円	0.46%	10.9%
設備費	20.78円	0.66%	15.8%
流通加工費	42.41円	1.40%	32.2%
配送費	54.11円	1.69%	41.1%
合　計	131.70円	4.21%	100.0%

※1 物流コスト各項目の費用算出については同封の「新物流コスト算出基準表」に基づいて実施願います。
※2 Ⅱ物流コストのケース当り金額・売上単価比率は少数点第二位(0.00)迄表示願います。
※3 各項目で対象外の場合は－－表示、数字がゼロの場合は0表示願います。
※4 売上は倉出売上になります。直送分は除く様、お願いします。
※5 Ⅰ.基礎情報の倉出ケース売上単価算出式　倉出売上金額÷（倉出売上数量－倉売上返品数量）
※6 Ⅰ.基礎情報の物流形態（構成比）は自倉の商流が係る数値を入力して下さい。
※7 親ベンダー運営拠点は自社商流分のみの売上・物流コストを算出して下さい。
※8 Ⅱ.物流コストのケース当り金額を算出する際のケース数は返品数量を引かずに算出願います。
※9 Ⅱ.物流コストの4項目と支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母は倉出売上金額・倉出売上数量で統一して下さい。
（支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母はｾﾝﾀｰﾌｨｰに掛かる売上ではなく、店舗配送分を含めた合計売上で算出）

A表　加重平均　　全て

回答用紙 【問1-A】

物流問題研究会プロジェクト物流コスト実態調査委員会　資料

【全社対象】　　サンプル数　32

対象商品 ： 常温加工品（食品・酒類） ※温度帯商品は除く
対象期間 ： 平成21年　8月～22年　7月までの1年間（または直近決算月の1年間）

Ⅰ.拠点の基礎情報

倉出売上金額(千円)		3,806,310,965千円	
倉出売上数量		1,423,224,950C/S	
倉売上返品数量		9,882,777C/S	
倉出ケース売上単価（円）		2,693円	
商品部門構成		金額構成比	数量構成比
加工食品		63.3%	74.2%
酒類（ビール含む）		36.7%	25.8%
業態構成		金額構成比	数量構成比
量販店（GMS・百貨店・Drg・ホームセンター・DS）		62.8%	61.3%
CVS		17.6%	22.6%
単独小売店（酒販店・業務用酒販店）		9.6%	7.0%
その他（外食系・卸・レジャー施設・輸送関連 等）		10.0%	9.1%
拠点数＝合計	1,281	汎用　511	専用　770
物流形態		金額構成比	数量構成比
店舗納品（店舗配送分）		52.4%	51.9%
センター納品　TC分+DCセンター出荷（商流子ベンダー分）		47.6%	48.1%

Ⅱ.物流コスト

ケース単価	2,674円		
項　目	ケース当り金額	売上単価比率	構成比
データ処理費	13.09円	0.49%	10.7%
設備費	21.82円	0.82%	17.9%
流通加工費	40.52円	1.51%	33.2%
配送費	46.73円	1.75%	38.2%
合　計	122.16円	4.57%	100.0%

※1 物流コスト各項目の費用算出については同封の「新物流コスト算出基準表」に基づいて実施願います。
※2 Ⅱ物流コストのケース当り金額・売上単価比率は少数点第二位（0.00）迄表示願います。
※3 各項目で対象外の場合は－－表示、数字がゼロの場合は0表示願います。
※4 売上は倉出売上になります。直送分は除く様、お願いします。
※5 Ⅰ.基礎情報の倉出ケース売上単価算出式　倉出売上金額÷（倉出売上数量－倉売上返品数量）
※6 Ⅰ.基礎情報の物流形態（構成比）は自倉の商流が係る数値を入力して下さい。
※7 親ベンダー運営拠点は自社商流分のみの売上・物流コストを算出して下さい。
※8 Ⅱ.物流コストのケース当り金額を算出する際のケース数は返品数量を引かずに算出願います。
※9 Ⅱ.物流コストの4項目と支払センターフィーの分母は倉出売上金額・倉出売上数量で統一して下さい。
（支払センターフィーの分母はセンターフィーに掛かる売上ではなく、店舗配送分を含めた合計売上で算出）

A表　加重平均　　酒20%未満

回答用紙 【問1-A】

物流問題研究会プロジェクト物流コスト実態調査委員会　資料

【全社対象】　　サンプル数　13

対象商品 ： 常温加工品（食品・酒類） ※温度帯商品は除く
対象期間 ： 平成21年　8月～22年　7月までの1年間（または直近決算月の1年間）

Ⅰ.拠点の基礎情報

倉出売上金額(千円)	1,254,293,456千円	
倉出売上数量	557,565,058C/S	
倉売上返品数量	1,299,929C/S	
倉出ケース売上単価(円)	2,255円	
商品部門構成	金額構成比	数量構成比
加工食品	98.2%	98.8%
酒類(ビール含む)	1.8%	1.2%
業態構成	金額構成比	数量構成比
量販店（GMS・百貨店・Drg・ﾎｰﾑｾﾝﾀｰ・DS）	66.2%	62.3%
CVS	20.4%	26.9%
単独小売店（酒販店・業務用酒販店）	3.6%	4.2%
その他（外食系・卸・ﾚｼﾞｬｰ施設・輸送関連 等）	9.8%	6.6%
拠点数＝合計　437	汎用　214	専用　223
物流形態	金額構成比	数量構成比
店舗納品（店舗配送分）	50.7%	49.9%
センター納品　TC分+DCｾﾝﾀｰ出荷（商流子ﾍﾞﾝﾀﾞｰ分）	49.3%	50.1%

Ⅱ.物流コスト

ケース単価	2,250円		
項　目	ケース当り金額	売上単価比率	構成比
データ処理費	13.03円	0.58%	11.9%
設備費	20.43円	0.91%	18.6%
流通加工費	32.96円	1.46%	30.1%
配送費	43.22円	1.92%	39.4%
合　計	109.64円	4.87%	100.0%

※1 物流コスト各項目の費用算出については同封の「新物流コスト算出基準表」に基づいて実施願います。
※2 Ⅱ物流コストのケース当り金額・売上単価比率は少数点第二位(0.00)迄表示願います。
※3 各項目で対象外の場合は－－表示、数字がゼロの場合は0表示願います。
※4 売上は倉出売上になります。直送分は除く様、お願いします。
※5 Ⅰ.基礎情報の倉出ケース売上単価算出式　倉出売上金額÷（倉出売上数量－倉売上返品数量）
※6 Ⅰ.基礎情報の物流形態（構成比）は自倉の商流が係る数値を入力して下さい。
※7 親ベンダー運営拠点は自社商流分のみの売上・物流コストを算出して下さい。
※8 Ⅱ.物流コストのケース当り金額を算出する際のケース数は返品数量を引かずに算出願います。
※9 Ⅱ.物流コストの4項目と支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母は倉出売上金額・倉出売上数量で統一して下さい。
（支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母はｾﾝﾀｰﾌｨｰに掛かる売上ではなく、店舗配送分を含めた合計売上で算出）

A表　加重平均　　酒20%以上

回答用紙【問1-A】

物流問題研究会プロジェクト物流コスト実態調査委員会　資料

【全社対象】　　サンプル数　19

対象商品：常温加工品（食品・酒類）※温度帯商品は除く
対象期間：平成21年　8月～22年　7月までの1年間（または直近決算月の1年間）

Ⅰ.拠点の基礎情報

倉出売上金額(千円)	2,552,017,509千円	
倉出売上数量	865,659,892C/S	
倉売上返品数量	8,582,848C/S	
倉出ケース売上単価(円)	2,978円	
商品部門構成	金額構成比	数量構成比
加工食品	46.2%	58.3%
酒類(ビール含む)	53.8%	41.7%
業態構成	金額構成比	数量構成比
量販店（GMS・百貨店・Drg・ﾎｰﾑｾﾝﾀｰ・DS）	61.1%	60.5%
CVS	16.2%	19.9%
単独小売店（酒販店・業務用酒販店）	12.6%	8.9%
その他（外食系・卸・ﾚｼﾞｬｰ施設・輸送関連 等）	10.1%	10.7%
拠点数＝合計　844	汎用　297	専用　547
物流形態	金額構成比	数量構成比
店舗納品（店舗配送分）	53.3%	53.2%
センター納品　TC分+DCｾﾝﾀｰ出荷（商流子ﾍﾞﾝﾀﾞｰ分）	46.7%	46.8%

Ⅱ.物流コスト

ケース単価	2,948円		
項　目	ケース当り金額	売上単価比率	構成比
データ処理費	13.13円	0.45%	10.1%
設備費	22.71円	0.77%	17.4%
流通加工費	45.39円	1.54%	34.9%
配送費	48.98円	1.66%	37.6%
合　計	130.21円	4.42%	100.0%

※1 物流コスト各項目の費用算出については同封の「新物流コスト算出基準表」に基づいて実施願います。
※2 Ⅱ物流コストのケース当り金額・売上単価比率は少数点第二位(0.00)迄表示願います。
※3 各項目で対象外の場合は－－表示、数字がゼロの場合は0表示願います。
※4 売上は倉出売上になります。直送分は除く様、お願いします。
※5 Ⅰ.基礎情報の倉出ケース売上単価算出式　倉出売上金額÷（倉出売上数量－倉売上返品数量）
※6 Ⅰ.基礎情報の物流形態（構成比）は自倉の商流が係る数値を入力して下さい。
※7 親ベンダー運営拠点は自社商流分のみの売上・物流コストを算出して下さい。
※8 Ⅱ.物流コストのケース当り金額を算出する際のケース数は返品数量を引かずに算出願います。
※9 Ⅱ.物流コストの4項目と支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母は倉出売上金額・倉出売上数量で統一して下さい。
（支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母はｾﾝﾀｰﾌｨｰに掛かる売上ではなく、店舗配送分を含めた合計売上で算出）

B表　単純平均　　全て

回答用紙 【問1-B】

物流問題研究会プロジェクト物流コスト実態調査委員会　資料

【汎用拠点のみ対象 実態を表せる拠点】　サンプル数　26

対象商品 ： 常温加工品（食品・酒類） ※温度帯商品は除く
対象期間 ： 平成21年　8月～22年　7月までの1年間（または直近決算月の1年間）

Ⅰ.拠点の基礎情報

倉出売上金額(千円)	1,444,276,075千円	
倉出売上数量	521,422,725C/S	
倉売上返品数量	3,459,430C/S	
倉出ケース売上単価（円）	3,081円	
商品部門構成	金額構成比	数量構成比
加工食品	61.1%	67.3%
酒類（ビール含む）	38.9%	32.7%
業態構成	金額構成比	数量構成比
量販店（GMS・百貨店・Drg・ﾎｰﾑｾﾝﾀｰ・DS）	68.2%	69.3%
CVS	1.8%	1.8%
単独小売店（酒販店・業務用酒販店）	17.3%	16.0%
その他（外食系・卸・ﾚｼﾞｬｰ施設・輸送関連 等）	12.7%	12.9%
物流形態	金額構成比	数量構成比
店舗納品（店舗配送分）	62.6%	61.9%
センター納品 （TC分）	37.4%	38.1%

Ⅱ.物流コスト

物流拠点数　　274

ケース単価	3,056円		
項目	ケース当り金額	売上単価比率	構成比
データ処理費	18.10円	0.61%	12.6%
設備費	20.84円	0.70%	14.5%
流通加工費	48.23円	1.67%	33.6%
配送費	56.28円	1.91%	39.3%
合計	143.45円	4.89%	100.0%

※1 物流コスト各項目の費用算出については同封の「新物流コスト算出基準表」に基づいて実施願います。
※2 Ⅱ物流コストのケース当り金額・売上単価比率は少数点第二位（0.00）迄表示願います。
※3 各項目で対象外の場合は－－表示、数字がゼロの場合は0表示願います。
※4 売上は倉出売上になります。直送分は除く様、お願いします。
※5 Ⅰ.基礎情報の倉出ケース売上単価算出式　倉出売上金額÷（倉出売上数量－倉売上返品数量）
※6 Ⅰ.基礎情報の物流形態（構成比）は自倉の商流が係る数値を入力して下さい。
※7 親ベンダー運営拠点は自社商流分のみの売上・物流コストを算出して下さい。
※8 Ⅱ.物流コストのケース当り金額を算出する際のケース数は返品数量を引かずに算出願います。
※9 Ⅱ.物流コストの4項目と支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母は倉出売上金額・倉出売上数量で統一して下さい。
（支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母はｾﾝﾀｰﾌｨｰに掛かる売上ではなく、店舗配送分を含めた合計売上で算出）
※10 汎用拠点でTC共配親ベンダーを行っている場合、共配分は除きます。

B表　単純平均　　酒20%未満

回答用紙 【問1-B】

物流問題研究会プロジェクト物流コスト実態調査委員会　資料

【汎用拠点のみ対象 実態を表せる拠点】　サンプル数　11

対象商品 : 常温加工品(食品・酒類) ※温度帯商品は除く
対象期間 : 平成21年　8月～22年　7月までの1年間(または直近決算月の1年間)

Ⅰ.拠点の基礎情報

倉出売上金額(千円)	545,898,762千円	
倉出売上数量	234,165,096C/S	
倉売上返品数量	429,392C/S	
倉出ケース売上単価(円)	2,927円	
商品部門構成	金額構成比	数量構成比
加工食品	94.1%	95.6%
酒類(ビール含む)	5.9%	4.4%
業態構成	金額構成比	数量構成比
量販店 (GMS・百貨店・Drg・ﾎｰﾑｾﾝﾀｰ・DS)	65.5%	65.3%
CVS	0.1%	0.2%
単独小売店 (酒販店・業務用酒販店)	12.9%	13.6%
その他 (外食系・卸・ﾚｼﾞｬｰ施設・輸送関連 等)	21.5%	20.9%
物流形態	金額構成比	数量構成比
店舗納品 (店舗配送分)	60.6%	61.1%
センター納品 (TC分)	39.4%	38.9%

Ⅱ.物流コスト

物流拠点数　81

ケース単価	2,913円		
項　目	ケース当り金額	売上単価比率	構成比
データ処理費	20.11円	0.71%	14.4%
設備費	15.66円	0.57%	11.2%
流通加工費	45.35円	1.64%	32.4%
配送費	58.81円	2.15%	42.0%
合　計	139.93円	5.07%	100.0%

※1 物流コスト各項目の費用算出については同封の「新物流コスト算出基準表」に基づいて実施願います。
※2 Ⅱ物流コストのケース当り金額・売上単価比率は少数点第二位(0.00)迄表示願います。
※3 各項目で対象外の場合は－－表示、数字がゼロの場合は0表示願います。
※4 売上は倉出売上になります。直送分は除く様、お願いします。
※5 Ⅰ.基礎情報の倉出ケース売上単価算出式　倉出売上金額÷(倉出売上数量－倉売上返品数量)
※6 Ⅰ.基礎情報の物流形態(構成比)は自倉の商流が係る数値を入力して下さい。
※7 親ベンダー運営拠点は自社商流分のみの売上・物流コストを算出して下さい。
※8 Ⅱ.物流コストのケース当り金額を算出する際のケース数は返品数量を引かずに算出願います。
※9 Ⅱ.物流コストの4項目と支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母は倉出売上金額・倉出売上数量で統一して下さい。
(支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母はｾﾝﾀｰﾌｨｰに掛かる売上ではなく、店舗配送分を含めた合計売上で算出)
※10 汎用拠点でTC共配親ベンダーを行っている場合、共配分は除きます。

B表　単純平均　　酒20%以上

回答用紙 【問1-B】

物流問題研究会プロジェクト物流コスト実態調査委員会　資料

【汎用拠点のみ対象 実態を表せる拠点】　サンプル数　15

対象商品 ： 常温加工品（食品・酒類） ※温度帯商品は除く
対象期間 ： 平成21年　8月～22年　7月までの1年間（または直近決算月の1年間）

Ⅰ.拠点の基礎情報

倉出売上金額(千円)	898,377,313千円	
倉出売上数量	287,257,629C/S	
倉売上返品数量	3,030,038C/S	
倉出ケース売上単価(円)	3,194円	
商品部門構成	金額構成比	数量構成比
加工食品	36.9%	46.6%
酒類(ビール含む)	63.1%	53.4%
業態構成	金額構成比	数量構成比
量販店（GMS・百貨店・Drg・ﾎｰﾑｾﾝﾀｰ・DS）	70.1%	72.3%
CVS	3.1%	3.0%
単独小売店（酒販店・業務用酒販店）	20.5%	17.7%
その他（外食系・卸・ﾚｼﾞｬｰ施設・輸送関連 等）	6.3%	7.0%
物流形態	金額構成比	数量構成比
店舗納品（店舗配送分）	64.0%	62.5%
センター納品 （TC分）	36.0%	37.5%

Ⅱ.物流コスト

物流拠点数　　193

ケース単価	3,161円		
項　目	ケース当り金額	売上単価比率	構成比
データ処理費	16.63円	0.53%	11.4%
設備費	24.64円	0.78%	16.9%
流通加工費	50.34円	1.59%	34.5%
配送費	54.43円	1.72%	37.2%
合　計	146.04円	4.62%	100.0%

※1 物流コスト各項目の費用算出については同封の「新物流コスト算出基準表」に基づいて実施願います。
※2 Ⅱ物流コストのケース当り金額・売上単価比率は少数点第二位(0.00)迄表示願います。
※3 各項目で対象外の場合は－－表示、数字がゼロの場合は0表示願います。
※4 売上は倉出売上になります。直送分は除く様、お願いします。
※5 Ⅰ.基礎情報の倉出ケース売上単価算出式　倉出売上金額÷（倉出売上数量－倉売上返品数量）
※6 Ⅰ.基礎情報の物流形態（構成比）は自倉の商流が係る数値を入力して下さい。
※7 親ベンダー運営拠点は自社商流分のみの売上・物流コストを算出して下さい。
※8 Ⅱ.物流コストのケース当り金額を算出する際のケース数は返品数量を引かずに算出願います。
※9 Ⅱ.物流コストの4項目と支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母は倉出売上金額・倉出売上数量で統一して下さい。
（支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母はｾﾝﾀｰﾌｨｰに掛かる売上ではなく、店舗配送分を含めた合計売上で算出）
※10 汎用拠点でTC共配親ベンダーを行っている場合、共配分は除きます。

B表　加重平均　　全て

回答用紙【問1-B】

物流問題研究会プロジェクト物流コスト実態調査委員会　資料

【汎用拠点のみ対象 実態を表せる拠点】　サンプル数　26

対象商品：常温加工品（食品・酒類）※温度帯商品は除く
対象期間：平成21年　8月～22年　7月までの1年間（または直近決算月の1年間）

Ⅰ.拠点の基礎情報

倉出売上金額(千円)	1,444,276,075千円	
倉出売上数量	521,422,725C/S	
倉売上返品数量	3,459,430C/S	
倉出ケース売上単価(円)	2,788円	
商品部門構成	金額構成比	数量構成比
加工食品	59.6%	70.7%
酒類(ビール含む)	40.4%	29.3%
業態構成	金額構成比	数量構成比
量販店（GMS・百貨店・Drg・ﾎｰﾑｾﾝﾀｰ・DS）	76.4%	78.3%
CVS	2.3%	2.2%
単独小売店（酒販店・業務用酒販店）	14.8%	13.1%
その他（外食系・卸・ﾚｼﾞｬｰ施設・輸送関連 等）	6.5%	6.4%
物流形態	金額構成比	数量構成比
店舗納品（店舗配送分）	55.6%	53.5%
センター納品　（TC分）	44.4%	46.5%

Ⅱ.物流コスト

物流拠点数　274

ケース単価	2,770円		
項　目	ケース当り金額	売上単価比率	構成比
データ処理費	14.34円	0.52%	11.1%
設備費	20.68円	0.75%	16.0%
流通加工費	49.48円	1.78%	38.3%
配送費	44.84円	1.62%	34.6%
合　計	129.34円	4.67%	100.0%

※1 物流コスト各項目の費用算出については同封の「新物流コスト算出基準表」に基づいて実施願います。
※2 Ⅱ物流コストのケース当り金額・売上単価比率は少数点第二位(0.00)迄表示願います。
※3 各項目で対象外の場合は－－表示、数字がゼロの場合は0表示願います。
※4 売上は倉出売上になります。直送分は除く様、お願いします。
※5 Ⅰ.基礎情報の倉出ケース売上単価算出式　倉出売上金額÷（倉出売上数量－倉売上返品数量）
※6 Ⅰ.基礎情報の物流形態（構成比）は自倉の商流が係る数値を入力して下さい。
※7 親ベンダー運営拠点は自社商流分のみの売上・物流コストを算出して下さい。
※8 Ⅱ.物流コストのケース当り金額を算出する際のケース数は返品数量を引かずに算出願います。
※9 Ⅱ.物流コストの4項目と支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母は倉出売上金額・倉出売上数量で統一して下さい。
（支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母はｾﾝﾀｰﾌｨｰに掛かる売上ではなく、店舗配送分を含めた合計売上で算出）
※10 汎用拠点でTC共配親ベンダーを行っている場合、共配分は除きます。

B表　加重平均　　酒20%未満

回答用紙 【問1-B】

物流問題研究会プロジェクト物流コスト実態調査委員会　資料

【汎用拠点のみ対象 実態を表せる拠点】　サンプル数　11

対象商品 : 常温加工品(食品・酒類) ※温度帯商品は除く
対象期間 : 平成21年　8月～22年　7月までの1年間(または直近決算月の1年間)

Ⅰ.拠点の基礎情報

倉出売上金額(千円)	545,898,762千円	
倉出売上数量	234,165,096C/S	
倉売上返品数量	429,392C/S	
倉出ケース売上単価(円)	2,336円	
商品部門構成	金額構成比	数量構成比
加工食品	97.8%	98.4%
酒類(ビール含む)	2.2%	1.6%
業態構成	金額構成比	数量構成比
量販店 (GMS・百貨店・Drg・ホームｾﾝﾀｰ・DS)	84.3%	83.2%
CVS	0.7%	1.1%
単独小売店 (酒販店・業務用酒販店)	8.4%	9.6%
その他 (外食系・卸・ﾚｼﾞｬｰ施設・輸送関連 等)	6.6%	6.1%
物流形態	金額構成比	数量構成比
店舗納品 (店舗配送分)	50.4%	49.6%
センター納品 (TC分)	49.6%	50.4%

Ⅱ.物流コスト

物流拠点数　81

ケース単価	2,331円		
項　目	ケース当り金額	売上単価比率	構成比
データ処理費	13.30円	0.57%	12.1%
設備費	15.49円	0.67%	14.1%
流通加工費	40.60円	1.74%	37.0%
配送費	40.43円	1.73%	36.8%
合　計	109.82円	4.71%	100.0%

※1 物流コスト各項目の費用算出については同封の「新物流コスト算出基準表」に基づいて実施願います。
※2 Ⅱ物流コストのケース当り金額・売上単価比率は少数点第二位(0.00)迄表示願います。
※3 各項目で対象外の場合は－－表示、数字がゼロの場合は0表示願います。
※4 売上は倉出売上になります。直送分は除く様、お願いします。
※5 Ⅰ.基礎情報の倉出ケース売上単価算出式　倉出売上金額÷(倉出売上数量－倉売上返品数量)
※6 Ⅰ.基礎情報の物流形態(構成比)は自倉の商流が係る数値を入力して下さい。
※7 親ベンダー運営拠点は自社商流分のみの売上・物流コストを算出して下さい。
※8 Ⅱ.物流コストのケース当り金額を算出する際のケース数は返品数量を引かずに算出願います。
※9 Ⅱ.物流コストの4項目と支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母は倉出売上金額・倉出売上数量で統一して下さい。
(支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母はｾﾝﾀｰﾌｨｰに掛かる売上ではなく、店舗配送分を含めた合計売上で算出)
※10 汎用拠点でTC共配親ベンダーを行っている場合、共配分は除きます。

B表　加重平均　　酒20%以上

回答用紙 【問1-B】

物流問題研究会プロジェクト物流コスト実態調査委員会　資料

【汎用拠点のみ対象 実態を表せる拠点】　　サンプル数　15

対象商品 : 常温加工品(食品・酒類) ※温度帯商品は除く
対象期間 : 平成21年　8月～22年　7月までの1年間(または直近決算月の1年間)

Ⅰ.拠点の基礎情報

倉出売上金額(千円)	898,377,313千円	
倉出売上数量	287,257,629C/S	
倉売上返品数量	3,030,038C/S	
倉出ケース売上単価(円)	3,161円	
商品部門構成	金額構成比	数量構成比
加工食品	36.3%	48.2%
酒類(ビール含む)	63.7%	51.8%
業態構成	金額構成比	数量構成比
量販店 (GMS・百貨店・Drg・ﾎｰﾑｾﾝﾀｰ・DS)	71.4%	74.3%
CVS	3.3%	3.1%
単独小売店 (酒販店・業務用酒販店)	18.8%	15.9%
その他 (外食系・卸・ﾚｼﾞｬｰ施設・輸送関連 等)	6.5%	6.7%
物流形態	金額構成比	数量構成比
店舗納品 (店舗配送分)	58.7%	56.8%
センター納品 (TC分)	41.3%	43.2%

Ⅱ.物流コスト

物流拠点数　193

ケース単価	3,127円		
項　目	ケース当り金額	売上単価比率	構成比
データ処理費	15.18円	0.49%	10.5%
設備費	24.91円	0.80%	17.2%
流通加工費	56.71円	1.81%	39.0%
配送費	48.44円	1.55%	33.3%
合　計	145.24円	4.65%	100.0%

※1 物流コスト各項目の費用算出については同封の「新物流コスト算出基準表」に基づいて実施願います。
※2 Ⅱ物流コストのケース当り金額・売上単価比率は少数点第二位(0.00)迄表示願います。
※3 各項目で対象外の場合は－－表示、数字がゼロの場合は0表示願います。
※4 売上は倉出売上になります。直送分は除く様、お願いします。
※5 Ⅰ.基礎情報の倉出ケース売上単価算出式　倉出売上金額÷(倉出売上数量－倉売上返品数量)
※6 Ⅰ.基礎情報の物流形態(構成比)は自倉の商流が係る数値を入力して下さい。
※7 親ベンダー運営拠点は自社商流分のみの売上・物流コストを算出して下さい。
※8 Ⅱ.物流コストのケース当り金額を算出する際のケース数は返品数量を引かずに算出願います。
※9 Ⅱ.物流コストの4項目と支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母は倉出売上金額・倉出売上数量で統一して下さい。
(支払ｾﾝﾀｰﾌｨｰの分母はｾﾝﾀｰﾌｨｰに掛かる売上ではなく、店舗配送分を含めた合計売上で算出)
※10 汎用拠点でTC共配親ベンダーを行っている場合、共配分は除きます。

６．物流コスト周辺状況アンケート結果について

（１）売上・物量・物流コストなどの推移について

①売上高の推移は、56.1%が減少していると回答、需要の減少とデフレ圧力の厳しさが伺える。増加しているとの回答は 26.8%にとどまる。

②物流量の推移は、売上高よりは少ないものの 48.8%が減少と回答。売上高とのギャップはデフレによる単価ダウンや PB 商品の台頭等による低価格商品へのシフトから値頃価格が下がったことによる影響から売上高の減少より物量の減少の方が少ないとみているからと思料する。

③物流コスト(総額)の推移は、43.9%が増加していると回答、一方 36.6%は減少と回答しており、やや 2 極に割れている傾向がある。

④物流単価の推移は、横這いと減少で 85%を占め、増加は僅か 15%にとどまりデフレ圧力の大きさを感じる。

⑤配送頻度は特に環境面を意識したような大きな変化はなく、変化なしが圧倒的に多く 58.5%、ついで更に高くなったが 34.1%で減小したのは僅か 7.3%にとどまる。

⑥配送ロットは、小さくなったと変化なしが拮抗して同じく 48.8%、依然として流通加工を伴う小ロット化が進んでいる。

⑦納品リードタイムは変化なしが圧倒的に多く 77.5%の回答を示すも、更に短くなったという回答が 20%もあり一層タイトな対応が求められる状況にある。

（２）2010 年度の物流の予想（2009 年度比）について

①物流量の推移は、横這いと減少を予測しているのが合計でほぼ 73%を占め、増加と予測する数値を圧倒している。

②物流コストの推移は、増加、横這い、減少ともにほぼ拮抗して 30%台の回答となり、先行きが不透明で見通しがつきにくく意見が割れている。

③物流単価は、横這いが 40%、ついで減少が 35%の回答でデフレ傾向からの脱却については厳しい見方。

（３）物流コストの削減策について

①過去 1 年程度に実施した物流コストの削減策について

物流コストの削減策で選択肢が多かった内容は①在庫削減　②アイテムの整理　③ピッキングの効率化　④アウトソーシングの料金の見直し⑤物流拠点の見直し（廃止・統合）等が上位を占めるが、物流コストを削減するには在庫削減やアイテムの整理からアプローチしていることが注目される。

ａ①「効果が大きかった削減策」を１つ選び、削減しようとしたコストの種類

物流コスト削減に直接的な効果のある物流拠点の見直しとアウトソーシング料金の見直しに集中しており、コストの種類では、輸送費が半数近くを占め、ついで保管費、物流管理費が続く。

（４）物流コストアップした要因について

①過去１年程度にコストアップした要因について

物流コストアップ要因は、①ケース単価減少　②積載率の悪化　③アイテム数の増加　④ケース・バラの比率の変化　⑤センターフィ増加等が上位を占めるが、デフレ圧力によるケース単価の減少が物流コストアップの最大要因となっている。また流通構造の変化からセンターフィが増加し卸経営を圧迫している。

ａ①「影響が大きかったアップ要因」を１つ選び、またその要因でアップしたコストの種類

物流の過剰なサービスと納品リードタイムの短縮といったサービスレベルの要因に集中しており、コストの種類では輸送費がほぼ半数を占め、ついで物流管理費、荷役費が続いている。

【問－2】 売上・物量・物流コストなどの推移

（1） 09年度の貴社の売上・物流の状況（対08年度比）について、当てはまるものを1つお選び下さい。

①売上高の推移　　(1)増加　(2)横ばい　(3)減少　(4)わからない

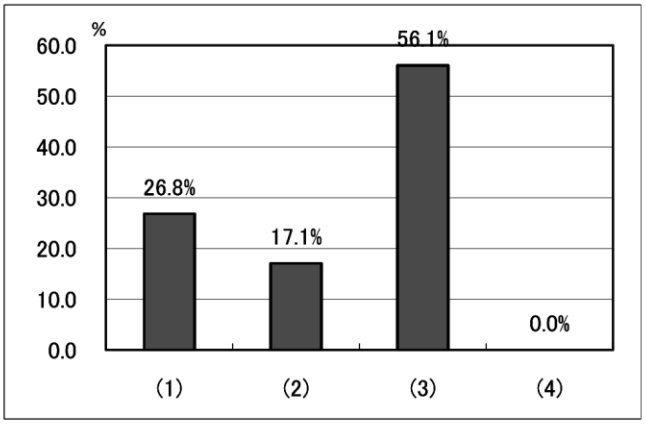

②物流量の推移　　（1）増加　（2）横ばい　（3）減少　（4）わからない

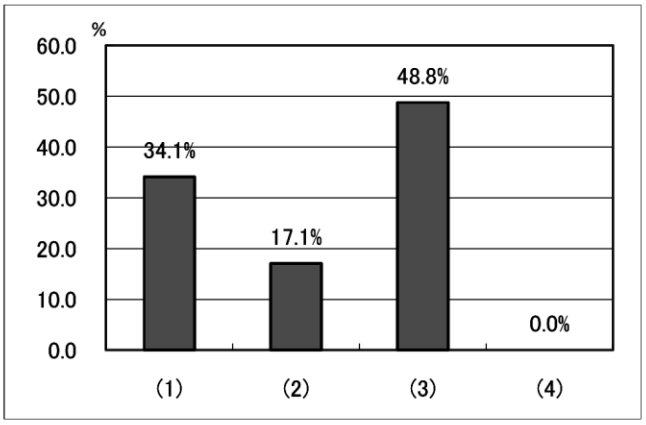

③物流コスト（総額）の推移　　（1）増加　（2）横ばい　（3）減少　（4）わからない

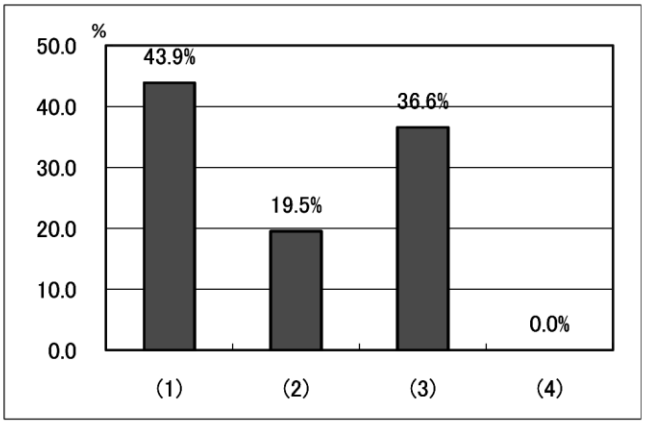

④物流単価の推移　（1）増加　（2）横ばい　（3）減少　（4）わからない

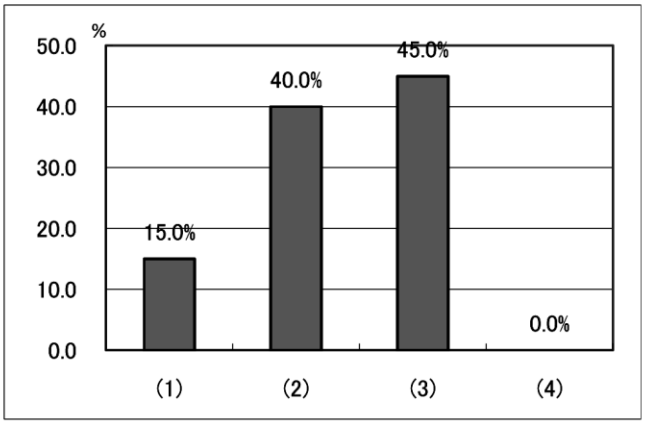

⑤配送頻度　（1）高くなった　（2）変化なし　（3）低くなった

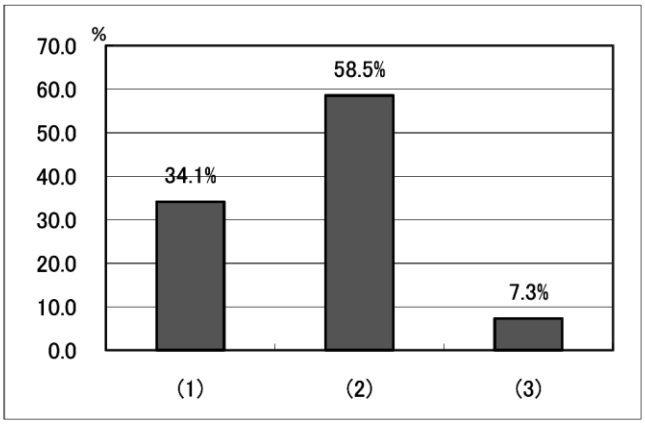

⑥配送ロット　（1）小さくなった　（2）変化なし　（3）大きくなった

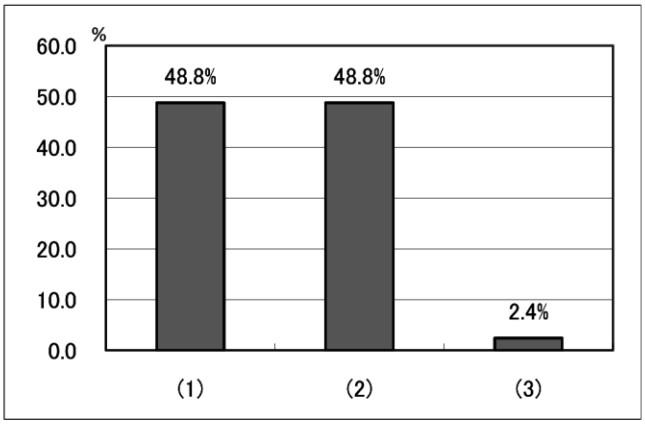

⑦納品リードタイム　（1）短くなった　（2）変化なし　（3）長くなった

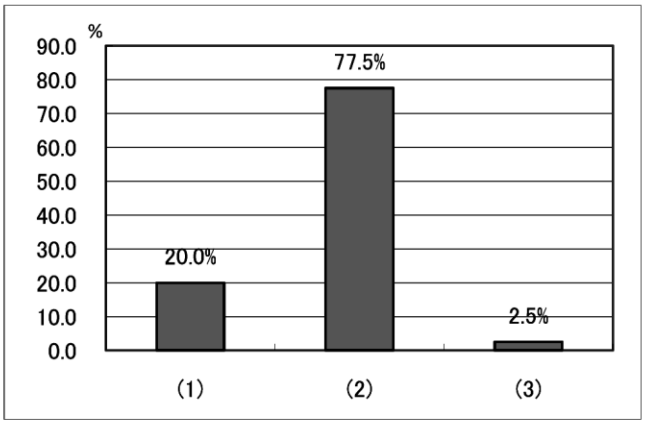

(2) 10年度の貴社の物流の予想(対09年度比)として、当てはまるものを1つお選び下さい。

①物流量の推移　(1)増加　(2)横ばい　(3)減少　(4)わからない

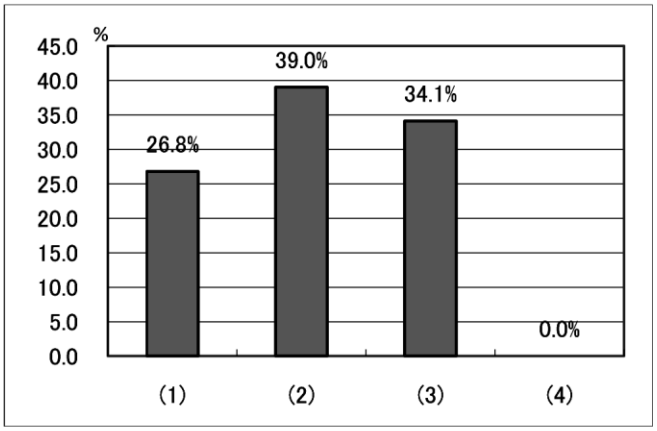

②物流コスト(総額)の推移　(1)増加　(2)横ばい　(3)減少　(4)わからない

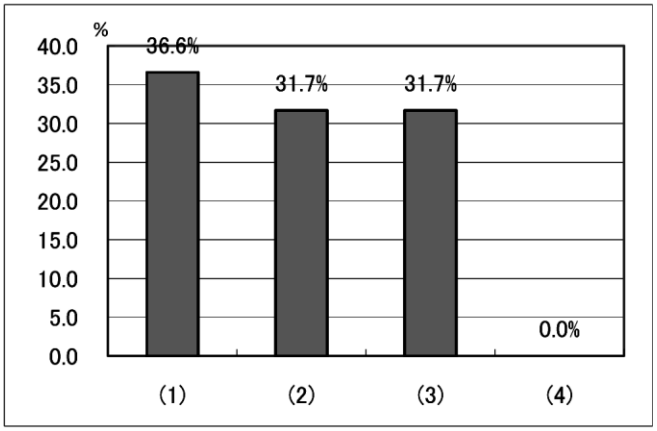

③物流単価の推移　(1)増加　(2)横ばい　(3)減少　(4)わからない

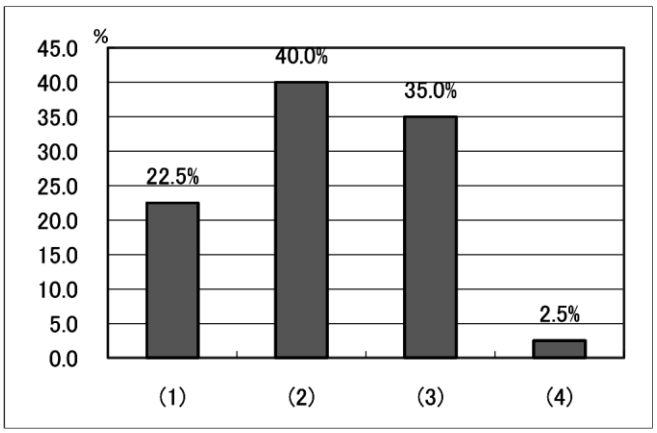

【問－3】物流コスト削減策について、以下の設問にご回答下さい。

① 過去1年程度に実施した物流コスト削減策を「別添資料」の選択肢から全てお選び下さい。

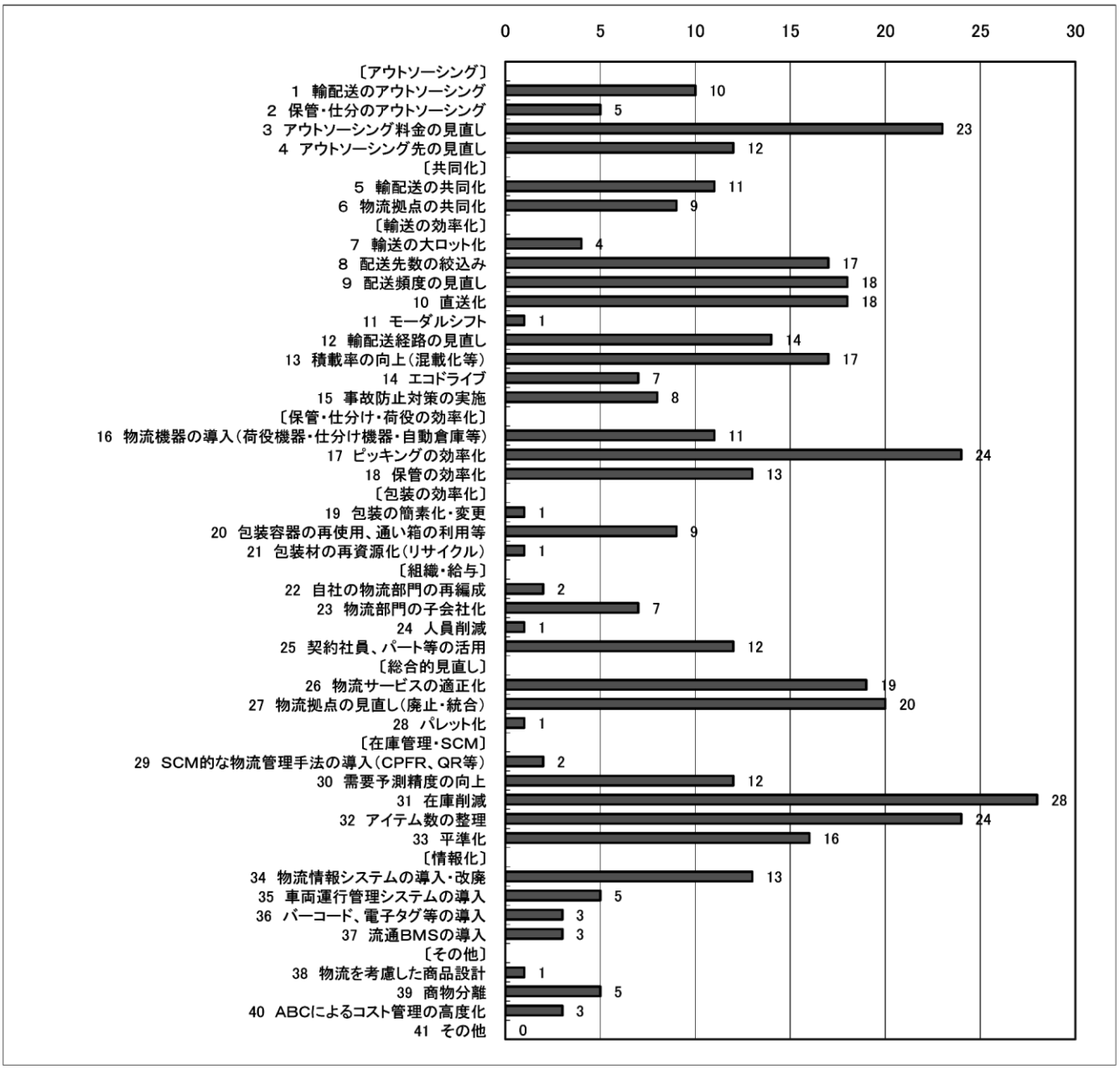

a.①で選んだ選択肢のうち「効果が大きかった削減策」を1つ選び、その番号を記入して下さい。
またその削減策で削減しようとしたコストの種類（主なもの）を下記から1つ選んで下さい。

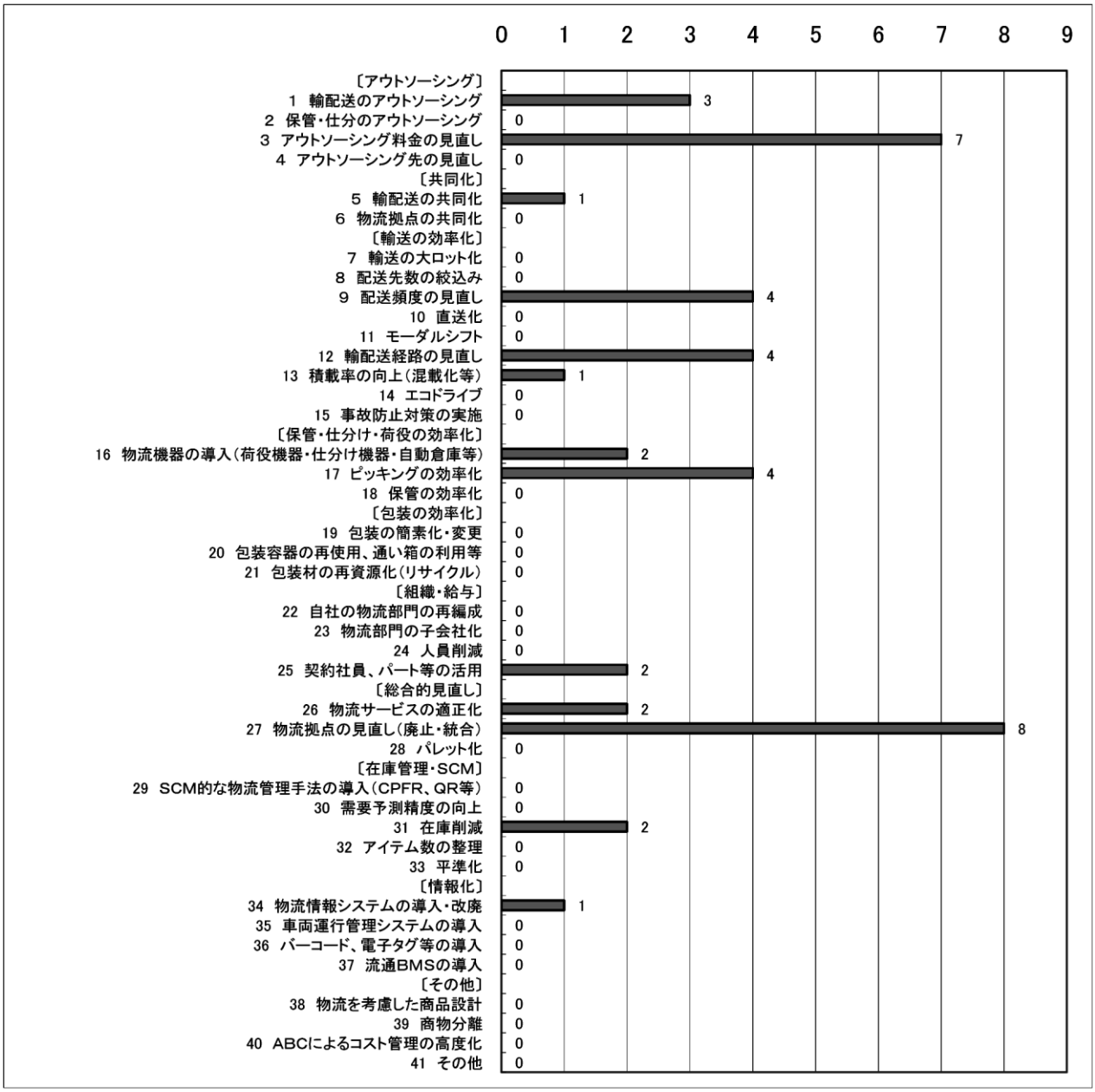

コストの種類

(1)輸送費　(2)保管費　(3)包装費　(4)荷役費　(5)物流管理費

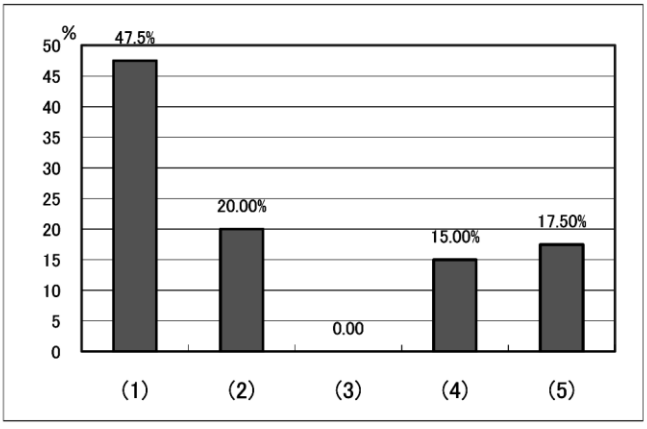

【問－4】物流コストアップ要因について、以下の設問にご回答下さい。

① 過去1年程度にコストアップした要因を「別添資料」の選択肢から全てお選び下さい。

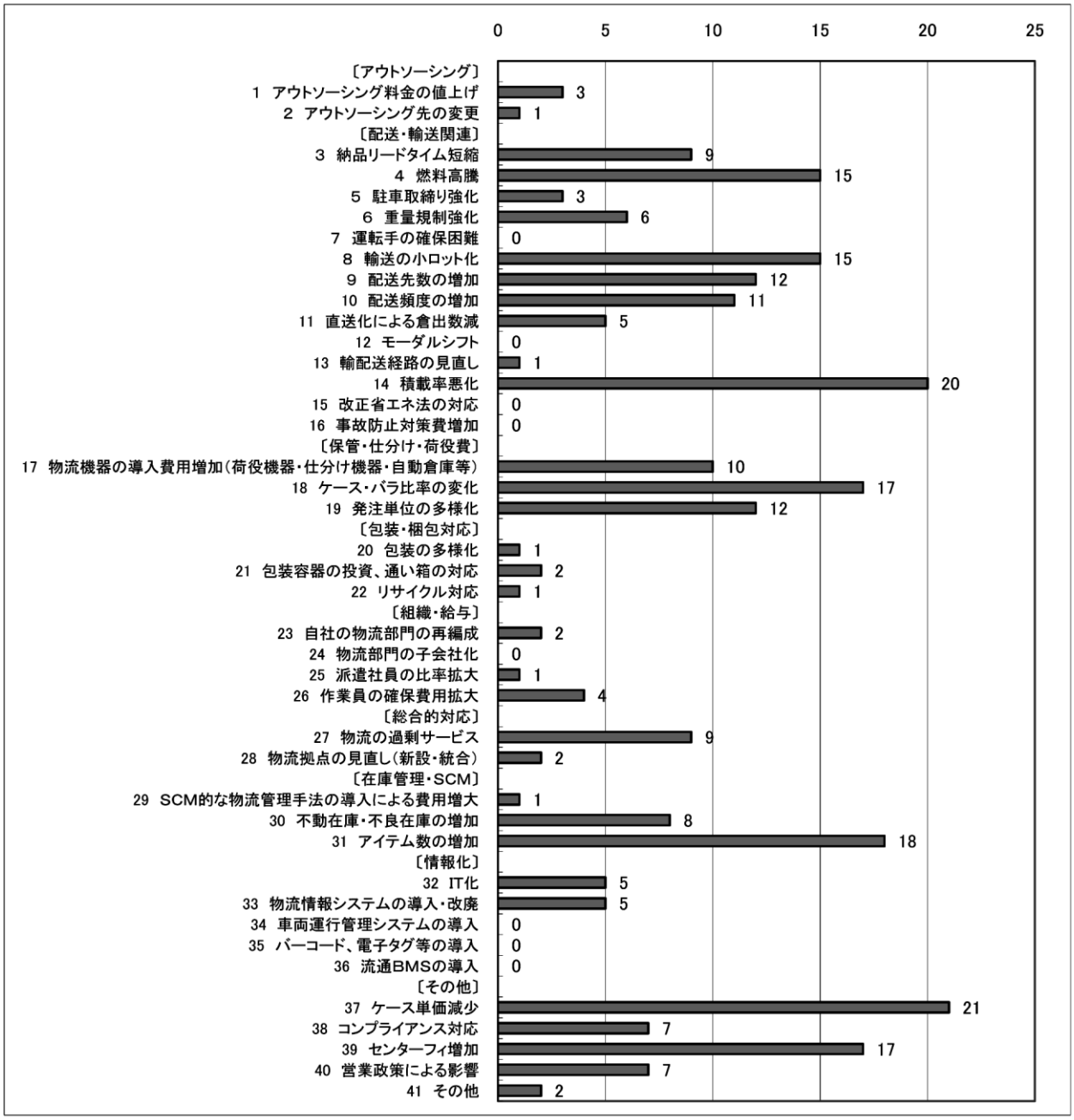

a.①で選んだ選択肢のうち、「影響が大きかったアップ要因」を1つ選び、その番号を記入して下さい。
またその要因でアップしたコストの種類（主なもの）を下記から1つ選んで下さい。

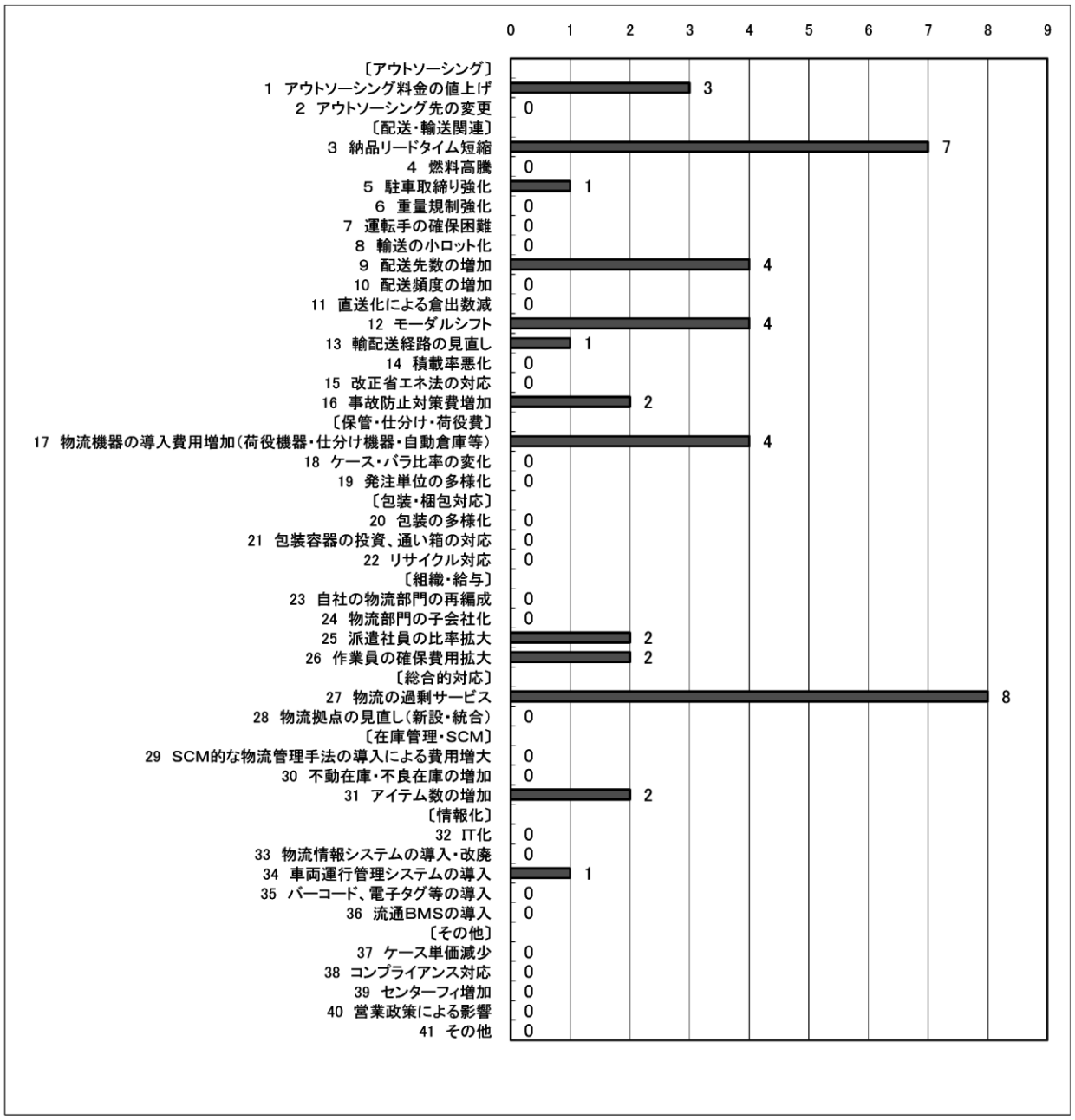

コストの種類

(1)輸送費　(2)保管費　(3)包装費　(4)荷役費　(5)物流管理費

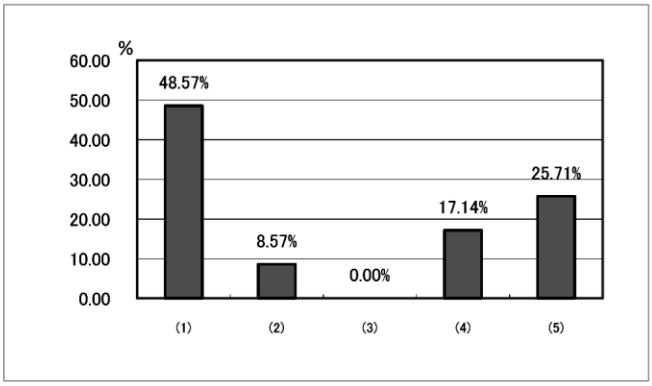

『物流コスト実態調査』協力企業一覧

◆北海道支部 ……日本アクセス北海道㈱・シュレン国分㈱

◆東北支部 ……丸大堀内㈱・㈱山形丸魚・東北国分㈱・福島県南酒販㈱

◆関東支部 ……国分㈱・コンタツ㈱・㈱サンヨー堂・㈱日本アクセス・
日本酒類販売㈱・廣屋国分㈱・㈱升喜・三井食品㈱・
明治屋商事㈱・㈱菱食・ユアサ･フナショク㈱・関東国分㈱・
新潟国分㈱・ヤマキ㈱・㈱昭和

◆東海支部 ……㈱イズミック・㈱梅澤・㈱トーカン・三重国分㈱

◆北陸支部 ……北陸中央食品㈱

◆近畿支部 ……㈱飯田・伊藤忠食品㈱・オーディエー㈱・三陽物産㈱・
加藤産業㈱・㈱ヒメカン・兵庫国分㈱

◆中国支部 ……藤徳物産㈱

◆四国支部 ……旭食品㈱・四国国分㈱

◆九州・沖縄支部 ….ヤマエ久野㈱・大分国分㈱・長崎国分㈱・
亀井通産㈱・平林食品㈱

以上　会員企業１４５社より回答を戴いた企業４１社

（回答率２８.３％）

支　部　活　動

平成22年度　各支部総会及び研修会内容

６月８日（火）　**中国支部**　総会及び研修会
講師　フロンティアマネジメント(株) 代表取締役　松岡真宏氏
「激変する消費環境と流通業界」

６月14日（月）　**東北支部**　総会

６月16日（水）　**東海支部**　総会及び研修会
講師　前伊藤忠商事(株)　取締役相談役　丹羽宇一郎氏
「日本のこれから」

６月17日（木）　**近畿支部**　総会

６月18日（金）　**関東支部**　総会及び研修会
講師　(社)食品需給研究センター　主任研究員　酒井　純氏
「米（こめ）トレーサビリティ法」について

７月１日（木）　**九州沖縄支部**　総会及び研修会
講師　(株)FOUR－SEEDS　代表取締役社長　岡村　洋次氏
「消費再起動に向けた流通産業プログラム」

７月２日（金）　**四国支部**　総会及び研修会
講師　四国産業経済局総務企画課　調査課長　岡　弘昌氏
「四国経済の現状と地域活性化施策」

７月６日（火）　**北海道支部**　総会及び研修会
講師　(株)大丸松坂屋百貨店執行役員大丸札幌店長　柚木　和代女史
「大丸札幌店の戦略と食への取り組み」

７月13日（火）　**北陸支部**　総会

８月24日（火）　**近畿支部**　研修会
講師　(株)関西スーパーマーケット第２商品グループ
取締役マネージャー　柄谷　康夫氏
「小売感度の『見える化！』マーケット」

10月27日（水）　**近畿支部**　研修会
講師　(株)イズミヤ　食品部長　鹿島　正輝氏
「関西の“食”を豊かにしたいーその使命は」

11月12日（金）　**関東支部**　研修会
講師　東洋大学経営学部教授
流通経済研究所客員主任研究員　菊池　宏之氏
「流通環境の変化と中間流通企業の戦略課題」

11月16日（火）　**東北支部**　研修会
講師　(有)システム・リサーチ代表取締役　吉田　繁治氏

「今後の流通業・小売業のあるべき経営戦略」

11月17日（水）　**北海道支部**　研修会

講師　　(社)日本パインアップル缶詰協会　専務理事　柘植　茂晃氏

11月24日（水）　**北陸支部**　研修会

講師　東洋大学経営学部教授

流通経済研究所客員主任研究員　菊池　宏之氏

「流通環境の変化と中間流通企業の戦略課題」

２月14日（月）　**近畿支部**　研修会

講師　作家　守屋　　淳氏

「孫子の兵法に学ぶ」経営における戦い方の最重要戦略

各支部の総会内容

[中国支部]

中国支部総会を６月８日（火）15時よりホテルグランヴィア広島にて開催した。中国支部事務局の磯田英之氏（中村角(株)）の司会進行で、最初に定足数と配布資料の確認を行い、ついで中村成朗氏（中村角(株)）が議長席について、開会の挨拶として、本部の定時総会の内容について報告し、本部役員改選と公益社団法人を目指す方針等について述べた。

その後、議案の審議に入り、①第１号議案平成21年度事業報告に関する件　②第２号議案平成21年度決算報告に関する件を一括して事務局から説明し、監査報告を会計監事の碇　豊樹氏（国分(株)中国支社）が行い、いずれも承認された。

ついで③平成22年度事業計画（案）に関する件　④平成22年度収支予算（案）に関する件を一括して事務局が説明し承認された。

続いて、15時30分より、会場を移して、賛助会員も加わって合同研修会が開催された。

会に先立ち、中村支部長が挨拶し、研修会が始まり、最初に奥山専務理事が「本部活動報告」を行った。ついで講演会に入り、昨年に引き続き、フロンティア・マネジメント(株)代表取締役　松岡真宏氏が「激変する消費環境と流通業界」という演題で講演した。

先生は、①20年間で劇的に消費スタイルを変えた日本の消費者　②総合スーパーで何が起こっているのか（上層階から下層階へ、収益を奪うカテゴリーキラー群、地方食品スーパーやドラッグストアに好機か）③東京への一極集中は今後も続くのか（「ロードサイド」から「レールサイド」へのパラダイム変換、地方コングロマリッという解決策）について述べた。

終了後、懇親会を行い、開宴の挨拶と乾杯を中国副支部長の豊田直之氏（(株)桑宗）が行い、中締めを碇　豊樹氏（国分(株)中国支社）が行って閉会となった。

[東北支部]

６月14日（月）11時３分よりホテル仙台プラザにおいて東北支部総会が開催された。

事務局の黒沢良一氏（東北国分(株)）の司会進行で、最初に定足数の確認を行った後、支部長の堀内琢夫氏（丸大堀内(株)）が開会の挨拶として「厳しい時代だからこそ日食協のコミニュケーションを通じて課題解決を図っていきたい。」と述べた。

この後、支部長が議長席に着いて議案の審議に入った。

第１号議案　　平成21年度事業報告及び決算報告
第２号議案　　平成22年度事業計画及び予算
第３号議案　　役員改選に関する件
第４号議案　　その他として(株)山新商店の退会申し入れの件と今秋に予定される工場見学会と経営実務研修会の講師の選定について検討を行い、最後に奥山専務理事から本部総会の内容についての報告がなされ、総会は終了した。

昼食後、賛助会員の参加を得て、賛助会員連絡会が開催された。

司会は引き続き、黒澤良一氏（東北国分(株)）が担当し、最初に、東北支部長の堀内　琢夫氏（丸大堀内(株)）が開会の挨拶を述べ、ついで賛助会員を代表して岡埜容明氏（キューピー(株)）からご挨拶をいただいた。

この後、奥山専務理事が返品実態調査報告等の「日食協活動報告」を行い
14時10分に賛助会員連絡会は終了した。

平成22年度　東北支部　新役員名簿

支部長	堀内　琢夫	丸大堀内(株)　　代表取締役社長
副支部長	降幡　　進	東北国分(株)　　代表取締役社長
会計監事	阿部　吉伸	明治屋商事(株)　支社長

[東海支部]

６月16日（水）午後１時より名古屋観光ホテルに於いて「第32回定時総会」を開催した。

事務局の山田将聖氏（(株)中部飲食料新聞社）の司会進行で定足数を確認した後、支部長の永津邦彦氏（(株)トーカン）は開会にあたり「東海支部は中部食料品問屋連盟と共催で講演会を開催するなど連携して様々な取り組みをしているが、引き続き本部活動の成果を支部に波及させていく。特に本部が発行している会報は内容が充実しているので、ぜひとも事業に役立てて欲しい」と挨拶した。この後支部長が議長席について審議に入り、

第１号議案　　平成21年度事業報告書承認の件
第２号議案　　平成21年度収支決算書承認の件
第３号議案　　平成22年度事業計画案承認の件
第４号議案　　その他の件

全ての議案を拍手で承認した。この後奥山専務理事から協会活動について報告が為された。閉会に際して東海支部は引き続き中部食料品問屋連盟と協力し加工食品流通業界の発展を目指すなど、今後の方向性を再確認した。

その後、中部食料品問屋連盟との共催の講演会に移り、最初に奥山専務理事が「返品実態調

査報告」を行い、ついで丹羽宇一郎氏（前伊藤忠商事(株)取締役相談役、次期在中華人民共和国日本国大使館特命全権大使）が登壇し「日本のこれから」をテーマに講演し、失われた20年により日本人が心を喪失している事、人口減少や国債の負担に苦しむ今後の日本に向けて、“人・技術・農業”が大切であり教育が鍵となることを解説した。

[近畿支部]

６月17日（木）午後１時より大阪市都島区の太閤園において近畿支部総会が開催された、これに先立ち11時から大阪府食品卸同業会と合同で「日食協の事業活動報告会」が賛助会員のメーカーの方々も多数参加して行われた。

支部総会は、事務局の野間道康氏（伊藤忠食品(株)）の司会進行で行われ、最初に近畿支部長の濱口泰三氏（伊藤忠食品(株)）が開会の挨拶を次のように述べた。

「縮小する消費市場の中で、生活者のライフラインとして地域の食生活に対応した卸機能を提供して小売業、生活者に貢献できる持続可能な業態として評価と価値を高めたい。」この後、事務局が出席者と定足数の確認を行い、支部長が議長席に着いて議案の審議に入った。

第１号議案　　平成21年度事業報告の件
第２号議案　　平成21年度収支決算報告の件
第３号議案　　平成22年度事業計画（案）の件
第４号議案　　平成22年度収支予算（案）の件
第５号議案　　任期満了に伴う役員改選の件

以上について事務局が報告し、決算監査報告を山下　明氏（五大物産(株)）行い、いずれも拍手で承認され閉会となった。

平成22年度　近畿支部　新役員名簿

支部長	濱口　泰三	伊藤忠食品(株)	代表取締役社長
副支部長	浅沼　　明	加藤産業　(株)	専務取締役
会計監事	山下　　明	五大物産　(株)	代表取締役会長
幹　　事	清水　昌樹	(株)ヒメカン	代表取締役社長

[関東支部]

６月18日（金）11時30分より東京大手町レベル21東京會館に於いて、定時総会に先立ち関東支部幹事会が開催された。

関東支部長の吉野芳夫氏（(株)日本アクセス）の司会進行で議事に入り、定時総会の議案内容について確認後、各県ブロック代表から本部活動に対する意見や地域の流通事情について意見が述べられた。

その後13時より定時総会が行われた。当日の内容を議事録から抜粋して以下に掲載する。

定刻　奥山常任幹事の司会兼事務局の発声により開会。
冒頭　吉野芳夫関東支部長（(株)日本アクセス）より、次の如き挨拶がなされた。

吉野支部長挨拶

日食協は、現在149社の会員と、136事業所及び賛助会員133社、団体賛助会員３社の合計421の企業及び事業所にて構成されている、卸の全国唯一の団体であり、北は北海道から九州・沖縄まで全国９支部にて活動している。

その中で最大の支部である当支部が活性化していくことが、日食協発展のベースになることを認識し活動を続けている。

特に賛助会員の皆さまには物資両面でご支援・ご指導を賜り誠に感謝している。

われわれ会員はそのことをきちっと理解したうえで会の活動をより充実させていく必要がある。

本年の関東支部の活動のメインテーマは、社会そのものが大きく変わって来ている状況のなか、食品流通に関する法律、中でも、「独占禁止法」や「省エネ法」に対しその社会を構成する一員としてきちんと対応する事が重要である。

また、総会終了後に研修予定の「米のトレーサビリティ法」に関しては今年の10月から、取引の記録の作成や保存、更に来年７月には米の産地情報の伝達が義務付けられる。今後、我々の活動の中に色濃く出てくるこれらの事に対して、整備や準備をしっかりすることが大事だ。

もう一つのテーマとして、流通効率化に向けた調査・研究にも更に力を入れていく必要がある。返品問題への取組、メーカー・卸間の調達物流、販促金のEDI化や、センターフィの問題は避けて通れない大きなテーマである。

かつて経験した事のないようなことを、どのように克服していくか、更に、最終的には適正価格での流通という具現化が極めて重要である。

卸・メーカー・小売の製・配・販の一体化、少なくとも卸とメーカーとの連帯感は是非とも必要になってくる。それに小売業が参画してもらい、全体最適な流通環境の実現が責務である。

卸として汗をかき、知恵を出す、そういったことをベースにおきながら業界の連帯感を醸成していくことが重要である。会員の皆さまの理解と、賛助会員のご指導・ご支援をもらい流通業界の発展に向けて頑張っていく所存である。

続いて事務局が定足数の報告をし、支部規約第８条により、吉野支部長が議長席に着いた。

議長は議事録署名人として、株式会社サンヨー堂　小林由朗殿と株式会社コンタツ三角悦雄殿を指名し、承認され、議事に入った。

第１号議案　　平成21年度事業報告に関する件
第２号議案　　平成21年度収支決算報告に関する件

議長より事務局に両案続けて説明する様指示があった。これを受けて事務局は、５月28日（金）に開催された本部の定時総会に於ける状況報告を含めて会報Vol. 164号を資料として次の如く報告を行った。

１．本部活動
・任期満了に伴う役員改選について
・事業活動報告

２．関東支部活動

・事業活動概況、

・関東支部流通業務委員会活動報告。

・関東支部の収支決算（前期繰越額1,915,007円、当期収入合計1,000,763円当期支出合計1,675, 405円、次期繰越収支差額1,240,365円、各予算費と内容概要）。

議長は会計監事吉田学文氏（明治屋商事㈱）に監査報告求め、吉田会計監事は「４月14日（水）に監査を行い、正確である事を確認した」旨を報告した。

議長は両案の質疑を求めたが無かったので、承認を求め，拍手で承認された。

第３号議案　　平成22年度事業計画案に関する件

第４号議案　　平成22年度収支予算案に関する件

議長よりこの両案について、事務局よりを続けて説明する様に指示し、事務局はこれを受けて、別添の両案を資料とし、協会の事業計画を演繹して関東支部事業計画を策定し、担当別予定まで流通業務委員会で討議策定した計画案を説明した。

そして収支予算として前期繰越額1,240,365円、当期収入合計2,692,365円、当期支出合計1,940,000円、次期繰越額752,365円の予算内容を説明した。

議長はこれについての質疑を求めたが、無かったので承認を求めた所，拍手で承認された。

第５号議案　　役員改選の件

議長は、本年は役員改選時期でありますが、事務局として何か提案があれば説明をするよう指示した。

事務局より今期は役員の改選期であるが、事前に各役員にご意向を確認したところ、全員から継続して引き受けて戴ける内諾を得た事を報告。ただ、一部の役員から、会社人事の都合で交代の申し出を戴いたため、後任者案も含め、事前の幹事会において重任及び新任の承認を、全員から得たことを報告し、同時に新任の役員のみ紹介をした。

これを受けて議長は役員候補者の就任の是非について会場に諮った所、拍手で承認された。

第６号議案　　その他

議長より当総会場にて審議を必要とする他の問題提起を求めたが、無かったので、本日の全ての審議が終了した事を告げた。

最後に今回にて交代する新旧支部長がそれぞれ挨拶をし、予定された全ての審議事項が滞りなく終了し、14時15分、事務局が総会の終りを告げた。

関東支部　新役員（平成22年６月18日）

［社］日本加工食品卸協会
関東支部（敬称：略）

役　員	社　名	役　職	氏　名	備考
支　部　長	㈱日本アクセス	代表取締役社長	田　中　茂　治	新任
副 支 部 長	国分㈱	取締役酒類統括部長兼関東支社	小 笠 原 優 一	新任
副 支 部 長	廣屋国分㈱	代表取締役副会長	濱口吉右衞門	重任
副 支 部 長	三井食品㈱	常務執行役員営業部門管掌役員補佐	川　村　哲　夫	重任
副 支 部 長	㈱サンヨー堂	代表取締役社長	宗　像　善　昌	新任
副 支 部 長	㈱菱食	常務執行役員関東エリア代表兼東京支社	中　村　　稔	重任
会 計 監 事	明治屋商事㈱	執行役員東京支社支社長	吉　田　学　文	重任
幹　　事	日本酒類販売㈱	代表取締役社長	松　川　隆　志	重任
幹　　事	㈱ヤグチ	専務取締役兼執行役員商品部長	栗　栖　信　也	新任
幹　　事	伊藤忠食品㈱	東日本営業本部営業第一部部長	佐　藤　保　美	重任
幹　　事	㈱梅澤	取締役支社長	牧　野　和　義	重任
幹　　事	コンタツ㈱	物流統括部部長	三　角　悦　雄	重任
幹　　事	㈱升喜	商品政策部部長	秋　庭　　修	重任
幹　　事	㈱新潟リョーショク	代表取締役社長	花　村　昭　男	新任
幹　　事	㈱マルイチ産商	取締役執行役員	仁　科　圭　右	重任
幹　　事	横浜乾物㈱	代表取締役社長	斉　藤　米　造	新任
幹　　事	関東国分㈱	代表取締役社長	小 松 崎 寿 文	重任
幹　　事	ヤマキ㈱	代表取締役社長	山　口　　茂	重任
幹　　事	ユアサ･フナショク㈱	代表取締役会長	上　田　　弘	重任
幹　　事	関東国分㈱	取締役会長	大 久 保 和 政	退任
幹　　事	武田食品㈱	取締役部長	田　村　　悟	新任
幹　　事	常洋水産㈱	取締役営業本部長	照　沼　泰　斗	重任
幹　　事	群馬県卸酒販㈱	代表取締役社長	萩　原　哲　夫	重任
常 任 幹 事	日食協	専務理事	奥　山　則　康	重任

定時総会終了後は、(社)食品需給研究センター　調査研究部主任研究員　酒井　純氏を講師にお招きして本年10月から施行される「米（こめ）トレーサビリティ法」についての研修会を実施した。

関東支部流通業務委員会事業活動報告

流通業務委員会は、関東支部のワーキンググループとして平成22年度の事業計画に基づき、調査研究の継続事業として、①物流コストに関する調査と分析　②返品実態に関する調査と分析　③在庫回転日数に関する調査と分析　④「傭車及び物流動向」に関する調査と分析を行った。以下に４事業の調査結果を掲載する。

◆　平成21年度新物流コスト実態調査（平成21年４月～平成22年３月）

（社団法人　日本加工食品卸協会　関東支部　流通業務員会）

関東支部流通業務委員会は、平成21年度を対象とする物流コストについて、９月に関東支部流通業務委員会企業11社から回答をいただいた新物流コスト実態調査票を集計し、分析を行った。担当は前年に引き続き渡辺　徹氏（三井食品(株)）。

今回の調査は、デフレ圧力の厳しい状況の中で納入ケース単価や物流コスト構造がどのように変化し加工食品卸売業の経営に影響したか大変結果が注目された。

尚、調査結果の数値は、下記の委員会企業の中から加工食品（ドライ食品主体で酒類は除く）の取扱いが90%以上の４社分を集計したものです。

＊（調査対象企業11社：伊藤忠食品・梅沢・国分・サンヨー堂・日本アクセス・日本酒類販売・国分廣屋・升喜・明治屋商事・三井食品・菱食）

＊平均ケース単価は、一昨年に小麦等の原材料の高騰がありメーカーの価格改定が実施され上昇に転じたが、消費者の根強い低価格志向から市況が軟化し、今年度は前年から80円下落した2,587円となる。

＊ケース当たりの物流コストは（CF除く）、昨年から8.52円上昇した132.56円となる。したがってケース当たりの物流コスト比率は、再び５%台に戻り、5.12%になる。内容的にはデータ処理費が1.35円減少したが、設備費が1.40円、流通加工費が2.11円増加し、構成比の高い配送費は6.36円と大幅に増加し、費用構成比も前年の45.3%から47.2%まで上昇した。

今年度の物流コストの実態は、ケース単価の減少とコストの上昇という結果を示し、食品卸の経営にとっては前年とは全く逆のパターンで厳しい環境に転じる。

この物流コスト以外にセンターフィの負担があり、このフィーコストも加えて物流に関するコストのトータル管理を行い、収益とのバランスを図って経営構造の強化に努めたい。

常温加工食品のケース単価及び物流コスト

物流コスト	平成21年度			平成20年度			平成19年度		
	金額(円)	比率(%)	構成比 (%)	金額(円)	比率(%)	構成比 (%)	金額(円)	比率(%)	構成比 (%)
ケース単価	2,587円			2,667円			2,418円		
データ処理料	10.13	0.39	7.6	11.48	0.43	9.3	12.82	0.53	9.8
設 備 費	23.99	0.93	18.1	22.59	0.85	18.2	22.13	0.91	16.9
流通加工費	35.87	1.38	27.1	33.76	1.26	27.2	44.96	1.86	34.3
配 送 費	62.57	2.42	47.2	56.21	2.11	45.3	51.13	2.11	39.0
合 計	132.56	5.12	100	124.04	4.65	100	131.04	5.41	100

◆平成22年度返品実態調査報告（調査期間：平成22年６月～８月）

平成22年６月から８月までの３ヶ月間の返品実態調査を実施し集計と分析を行った。
調査対象企業は、関東支部流通業務委員会の11社であり担当は三井食品㈱　渡辺　徹。

《スーパー》

PB商品は0.53%から、0.19%、ギフトは1.40%から0.95%と共に大きく返品率が減少し改善されたが、圧倒的に構成比の高い一般商品が0.35%から0.41%と悪化した影響からスーパー全体の返品率は前年から0.02ポイント悪化の0.46%となる。猛暑は夏物商材に特需をもたらしたが、逆に売れ筋商材に偏りがあり返品の増加となった。

《 スーパー用 》　　（単位 千円）

22年度

	6月			7月			8月			集計		
カテゴリー	売上金額	返品金額	返品率	売上金額	返品金額	返品率	売上金額	返品金額	返品率	売上金額	返品金額	返品率
一般商品	28,696,514	−88,032	−0.31%	30,091,558	−55,815	−0.19%	29,311,157	−218,083	−0.74%	88,099,229	−361,930	−0.41%
PB商品	88,336	−17	−0.02%	100,902	−201	−0.20%	93,043	−326	−0.35%	282,281	−544	−0.19%
ギフト商品	3,240,586	−29,579	−0.91%	3,982,077	−11,239	−0.28%	861,648	−36,338	−4.22%	8,084,310	−77,156	−0.95%
月間合計	32,025,435	−117,628	−0.37%	34,174,537	−67,255	−0.20%	30,265,848	−254,747	−0.84%	96,465,821	−439,629	−0.46%

21年度

	6月			7月			8月			集計		
カテゴリー	売上金額	返品金額	返品率	売上金額	返品金額	返品率	売上金額	返品金額	返品率	売上金額	返品金額	返品率
一般商品	27,550,591	−71,125	−0.26%	29,080,948	−150,655	−0.52%	28,567,174	−74,346	−0.26%	85,198,714	−296,126	−0.35%
PB商品	152,109	−565	−0.37%	184,163	−707	−0.38%	163,520	−1,398	−0.85%	499,792	−2,670	−0.53%
ギフト商品	3,357,202	−8,488	−0.25%	4,250,725	−65,558	−1.54%	912,448	−45,190	−4.95%	8,520,374	−119,236	−1.40%
	0	0		0	0		0	0		0	0	
月間合計	31,059,902	−80,179	−0.26%	33,515,836	−216,920	−0.65%	29,643,142	−120,933	−0.41%	94,218,880	−418,032	−0.44%

《百貨店》

一般商品が3．20％から5.29％、PB商品が2.57％から3.91％、構成比の高いギフトが2.41％から3.74％と全てのカテゴリーで返品率が悪化し、百貨店全体の返品率は前年から1.61ポイント増加の4.30％となる。百貨店チャネルの経営環境の厳しさから、売上げの減少、返品の増加という悪循環的要素が窺える。

《 百貨店用 》　　（単位　千円）

22年度

	6月			7月			8月			集計		
カテゴリー	売上金額	返品金額	返品率	売上金額	返品金額	返品率	売上金額	返品金額	返品率	売上金額	返品金額	返品率
一般商品	1,662,292	−69,196	−4.16%	2,318,023	−92,638	−4.00%	795,697	−90,749	−11.40%	4,776,011	−252,583	−5.29%
PB商品	3,237	0	0.00%	5,443	−20	−0.37%	3,349	−450	−13.44%	12,029	−470	−3.91%
ギフト商品	2,999,624	−81,334	−2.71%	4,591,135	−103,652	−2.26%	823,459	−130,117	−15.80%	8,414,219	−315,103	−3.74%
月間合計	4,665,153	−150,530	−3.23%	6,914,601	−196,311	−2.84%	1,622,505	−221,316	−13.64%	13,202,259	−568,156	−4.30%

21年度

	6月			7月			8月			集計		
カテゴリー	売上金額	返品金額	返品率	売上金額	返品金額	返品率	売上金額	返品金額	返品率	売上金額	返品金額	返品率
一般商品	1,828,670	−23,087	−1.26%	2,186,733	−39,748	−1.82%	836,044	−92,399	−11.05%	4,851,448	−155,235	−3.20%
PB商品	746	0	0.00%	3,810	−71	−1.86%	7,355	−235	−3.20%	11,911	−306	−2.57%
ギフト商品	3,794,025	−11,145	−0.29%	4,334,811	−57,263	−1.32%	879,301	−148,695	−16.91%	9,008,138	−217,104	−2.41%
	0	0		0	0		0	0		0	0	
月間合計	5,623,441	−34,233	−0.61%	6,525,355	−97,082	−1.49%	1,722,700	−241,330	−14.01%	13,871,496	−372,645	−2.69%

尚、ギフトに関しては５月～９月に期間を拡大して調査をしたところ、９月の返品が非常に多かった事が明らかになったので、中元時期の返品実態をより正確に把握する為、来期以降は今年の実績をベースに調査期間を５月～９月として調査を行う事にした。

◆平成22年度　在庫回転日数調査　（調査期間：平成22年　1月～12月）

「平成22年度の在庫回転日数調査」を実施し2月に分析報告を行った。担当は　大河内　茂氏（升喜㈱）。
調査対象は、関東支部流通業務委員会企業11社で前年と同数。
拠点数は70拠点（前年72拠点）で関連する項目についてアンケート調査を実施した。

● 年間平均在庫日数について

年間倉出金額11社合計

	倉出金額	前年比	増減
食品	2,433億円	104.0%	93億円
酒類	2,114億円	95.7%	−95億円
合計	4,547億円	99.9%	−2億円

年間平均在庫金額11社合計

	在庫金額	前年比	増減
食品	72億円	108.9%	6億円
酒類	43億円	93.5%	−3億円
合計	115億円	102.6%	3億円

在庫金額÷倉出金額×365日で平均在庫日数を算出すると、

食品　10.8日（前年10.3日）　+0.5日
酒類　7.4日（前年7.6日）　−0.2日
合計　9.2日（前年9.0日）　+0.2日

食品は倉出金額の伸び以上に在庫金額が増加し、在庫日数は0.5日悪化する。
酒類は倉出金額が減少するも、在庫金額も減少し、在庫日数は0.2日の良化となる。
合計では0.2日の長期化となる。
全体で0.2日の長期化と捉えることも出来るが、過去4年間の推移を見てみると、

	H22年度	H21年度	H20年度	H19年度
食品	10.8日	10.3日	10.3日	10.4日
酒類	7.4日	7.6日	7.5日	6.7日
合計	9.2日	9.0日	8.9日	8.8日

となっており、全体では年々在庫回転日数は長期化の傾向にあり、平成19年度比では全体で0.4日悪化している。
対象11社別で見ると前年比で食品・酒類合計の在庫日数が改善したのが3社、長期化したのが6社、横ばいが2社となっている。

改善された要因として
- 発注システムの導入により発注精度が向上した
- 回転の速いカテゴリー（ビールなど）の売上シェアが増加し在庫日数が短縮した

などが挙げられた。
悪化した要因としては
- 倉出売上金額が減少しているのに対し在庫が減らし切れなっかた
- 収益確保のため政策在庫が増加した
- 1/3ルールにより出荷不可在庫が増加した
- 欠品ペナルティの要求が厳しく、在庫を厚くする傾向が強まった

などが挙げられた。

● 坪当り倉出金額・在庫金額について

坪当り倉出金額11社合計

	倉出金額	前年比	増減
食品	55,747千円	99.6%	−204千円
酒類	52,655千円	102.8%	1,434千円
平均	64,739千円	97.4%	−1,712千円

坪当り平均在庫金額合計

	在庫金額	前年比	増減
食品	1,592千円	97.4%	−43千円
酒類	1,149千円	101.4%	16千円
平均	1,650千円	97.6%	−41千円

坪当りでは倉出売上金額が2.6%、在庫金額が2.4%と共に減少した結果となる。
ちなみに拠点数は統合により2ヶ所減り、総坪数では1,978坪減少した。
（食品・酒類で在庫場所を明確に区分けし坪数内訳を把握している企業は少ないと推察し、カテゴリー別の数値は参考までとする。）

平成22年度在庫回転日数調査結果

調査項目		平成22年度			前年との比較				平成21年度		
		企業数	対象拠点70		対象拠点-2				企業数	対象拠点72	
			単純合計値	該当企業平均値	単純合計値	前年比%	該当企業平均値	前年比%		単純合計値	該当企業平均値
年間倉出金額 ＜百万円＞	食品	11	243,273	22,116	9,264	3.8%	842	3.8%	11	234,009	21,274
	酒類	8	211,385	26,423	-9,499	-4.5%	-1,187	-4.5%	8	220,884	27,611
	合計/平均	11	454,658	41,333	-235	-0.1%	-21	-0.1%	11	454,893	41,354
年間平均在庫金額 ＜百万円＞	食品	11	7,192	654	587	8.2%	53	8.2%	11	6,605	600
	酒類	8	4,292	537	-300	-7.0%	-38	-7.0%	8	4,592	574
	合計/平均	11	11,484	1,044	287	2.5%	26	2.5%	11	11,197	1,018
年間平均在庫日数 ＜日＞	食品	11	116.0	10.8	-1.0	-0.9%	0.5	4.6%	11	117.0	10.3
	酒類	8	69.0	7.4	3.0	4.3%	-0.2	-2.7%	8	66.0	7.6
	平均	11	107.0	9.2	3.0	2.8%	0.2	2.2%	11	104.0	9.0
坪当り倉出金額 ＜千円＞	食品	11	55,747	5,068	-204	-0.4%	-19	-0.4%	11	55,951	5,086
	酒類	8	52,655	6,582	1,434	2.7%	179	2.7%	8	51,221	6,403
	平均	11	64,739	5,885	-1,712	-2.6%	-156	-2.6%	11	66,451	6,041
坪当り在庫金額 ＜千円＞	食品	11	1,592	145	-43	-2.7%	-4	-2.7%	11	1,635	149
	酒類	8	1,149	144	16	1.4%	2	1.4%	8	1,133	142
	平均	11	1,650	150	-41	-2.5%	-4	-2.5%	11	1,691	154
対象拠点総坪数 ＜坪＞	食品	11	49,709	4,519	74	0.1%	7	0.1%	11	49,635	4,512
	酒類	8	31,339	3,917	-1,978	-6.3%	-247	-6.3%	8	33,317	4,165
	合計/平均	11	81,048	7,368	-1,904	-2.3%	-173	-2.3%	11	82,952	7,541

◆平成 22 年度 傭車及び物流動向調査に関する分析結果

平成22年度庸車及び物流動向調査の分析を平成23年３月に行った。担当は山本忠司氏（国分㈱）アンケート調査対象企業：11社に依頼し、全11社より回答をいただいた。

平成22年度　傭車及び物流動向調査　分析結果（11社回答）

１．傭車動向

１）前提

①対象物流センター数　　165ヶ所　（・増加１社　・変化なし７社　・減少３社　）
②契約運送会社数　　132社　（・増加２社　・変化なし４社　・減少５社　）
③出入り運送会社数　　287社強　（・増加２社　・変化なし５社　・減少４社　）
※　実際に出入りしている運送会社数は、一部把握困難な場合がある。
★前年に比較して、減少・変化なしの回答が多い。

２）契約形態（括弧内：11社回答比率）

- 配送：車建て　９社（82%）
- 配送：個建て　３社（27%）
- 配送・倉出売上金額比率　５社（45%）
- 包括契約（１c/s 当り）　２社（18%）
- 包括契約（売上比率）　６社（55%）
- その他　なし（ 0%）

契約形態の種類数

３種類　６社（55%）　　２種類　２社（18%）　　１種類　３社（27%）
★複数の契約形態を選択している企業が半数を超える。

３）契約単価について

①　今年度の結果　　コストアップ　１社　　据置　７社　　コストダウン　３社
（コストアップ率は＋１%強、コストダウン率は▲1.1%～▲13.0%と幅あり）

②　物量・支払運賃

前年対比	物量	支払運賃
90%以上－95%未満	3社	2社
95%以上－100%未満	2社	6社
100%以上－105%未満	4社	2社
105%以上－110%未満	1社	0社
110%以上－115%未満	0社	1社
115%以上－120%未満	1社	0社

※　物量と支払運賃の相関関係
（傾向１）物量の伸長＞支払運賃伸長　　６社
（傾向２）物量と支払運賃がほぼ比例　　３社
（傾向３）物量伸長＜支払運賃伸長　　２社
★　物量の変化に対応して、支払運賃のコントロールができている傾向が見える。

③ 来年度のコスト予測　　コストアップ　０社　　据置　８社　　コストダウン　３社
（コストダウン率は▲0.02%～▲1.5%）
★ 据置の回答がほとんどである。

２．物流動向

１）コストアップ要因

コストアップ要因	回答数	有効回答率
・燃料高騰		0%
・駐車取締り強化	2	15%
・重量規制強化	2	15%
・運転手及び作業員の確保	2	15%
・料金の値上げ交渉	3	23%
・派遣社員の比率拡大		0%
・物流業者変更	1	8%
・機械化及び IT 化	1	8%
・改正省エネ法の対応	1	8%
・その他 商品単価の下落	1	8%

★ 駐車取締り強化、重量規制強化等の法規制改正による影響、運転手及び作業員確保、委託先からの料金値上げ交渉等、人件費アップがコストアップ要因として挙げられている。
その他回答として、デフレによる商品単価の下落が挙げられている。

２）コストダウン要因

コストダウン要因	回答数	有効回答率
・拠点統合	4	14%
・業務外部委託	1	4%
・物流業者変更	4	14%
・取引先整理	4	14%
・取扱商品整理	3	11%
・機械化及び IT 化	2	7%
・在庫管理改善	5	18%
・人員整理		0%
・要員配置転換		0%
・管理者交代		0%
・倉庫内改装	1	4%
・構内整理		0%
・料金の値下げ交渉	4	14%
・派遣社員の比率拡大		0%
・その他		0%

★ 拠点統合、物流業者変更等の環境変化、取引先、取扱商品整理による効率化推進、在庫管理改善等による管理手法の変化、委託先への料金値下げ交渉と様々な施策を打っていることが伺える。

３．平成23年度に抱えている問題点・改善点

問題点・改善点	回答数
・汎用拠点の物量減による統廃合の推進	3
・物流品質の向上とローコスト運営の両立	2
・商品単価下落による委託料金改定交渉の増加	2
・得意先センターのDCからTC切替によるコスト増	2
・小口配送対応による運賃増と得意先申し入れ	1
・帳合の増減	1
・在庫削減	1
・鮮度管理による不良品処理増加	1

★ 今後もさらなる拠点統廃合が進むと予想される。ローコスト運営と物流品質の両立や委託企業との料金交渉等のコスト面を懸念する回答が目立った。

以上

［九州沖縄支部］

７月１日（木）午前11時より、ANAクラウンプラザホテルに於いて、九州沖縄支部の第62回幹事会が開催された。

主要な議題は、午後に開催される定時総会に関する内容の確認及び任期満了に伴う役員選出についてであったが、特に、役員選出については福岡地区が継続して執行体制を担うことが確認された。

昼食後、午後１時から第33回定時総会が開催された。

事務局の白土恵一氏（コゲツ産業(株)）の司会進行により、最初に定足数の確認をした後、副支部長の出森義人氏（ヤマエ久野(株)）が開会の言葉を述べ、ついで支部長の本村道生氏（コゲツ産業(株)）が開会の挨拶を述べた。

「景気は政治の不成熟の中で不透明感が強いが、我々は卸機能を進化させメーカーと機能や役割を確認しながら、地域の食品流通の円滑な維持を図る事が重要である。」

この後、本村支部長が議長席に着いて議案の審議に入った。

第１号議案　　平成21年度事業報告並びに収支決算書承認の件
　　（監査報告）
第２号議案　　平成22年度事業計画並びに予算案承認の件
第３号議案　　任期満了に伴う役員改選の件
第４号議案　　①取引慣行改善に係わる地域活動の実態報告
　　②商品展示特売会の本年度自粛の継続について

いずれも事務局原案通り拍手で全て承認された。

【取引慣行改善に係わる地域活動の実態報告】

福岡地区協議会代表　　中村　隆氏（ヤマエ久野(株)）

１．返品問題について

日食協本部で返品実態調査を行ったが、九州沖縄地区の返品率は、0.60％で販売先別では百貨店が2.74％、ドラッグストアが1.62％、中小SMが0.98％となっている。また、返品された商品の処分については、仕入先への返品（65.8％）に続いて、廃棄処分（12.2％）の順になっている。これら返品により発生する問題としては当然のことながら、返品商品の受取にかかるコスト、事務処理にかかるコスト、更には廃棄処分により実損も発生する。返品の問題は、メーカー、卸に多大な負担となっているので福岡地区協議会の返品削減の対策として、各卸がお得意先様に対して「返品削減についてのお願い」をまず口頭で申し入れをしていくこととした。

環境問題への取り組み、また食品ロスの削減など社会問題になっておりますが、この点からも粘り強く改善活動を継続することで返品に削減に努めていきたい。

メーカー様からの回収依頼に伴う返品について、情報交換を行い協議をいたしましたが、これら問屋に起因しない返品についての、返品にかかる費用負担は現状各社バラバラでありますが、今後、メーカー様のご協力をお願いしたいとの意見もでております。

２．調達物流について

現在13社の内５社で調達物流を行っております。調達物流を行うことにより、トラック台数

が削減し、入荷時の渋滞問題が解消したという報告もあります。昨年は特に、進捗はありませんでしたが、環境問題もあり、今後も継続して協議していく考えです。

以上で、全ての議案が終了し、その後奥山専務理事が「日食協活動報告」として「2009年度返品実態調査結果概要」を中心に述べた。

14時30分からは(株)FOUR－SEEDS　代表取締役社長　岡村洋次氏を講師に「消費再起動に向けた流通産業プログラム」という演題で特別講演会が行われた。

平成22年度　九州沖縄支部　新役員名簿

支部長	本村　道生	コゲツ産業（株）	代表取締役社長
副支部長	出森　義人	ヤマエ久野（株）	代表取締役会長
会計監事	梶山　尚志	三井食品（株）九州支社	執行役員九州支社長

[四国支部]

７月２日（金）午前11時より、リーガホテルゼスト高松において四国支部総会に先立ち役員会・会員会を開催した。

主な議案は、総会における内容確認と本部からの連絡事項等であった。昼食後、12時30分より賛助会員も加わって支部総会を開会した。

最初に、事務局の渡辺国雄氏（旭食品(株)）が、配布資料の確認と定足数を報告し、ついで四国支部長の竹内克之氏（旭食品(株)）が開会の挨拶を述べた。

「厳しい取引環境ではあるが適正な流通は必要であり、四国島内においては製配販が一体となって正常取引を行って企業が末永く繁栄していく事が重要。返品実態調査に見る如くメーカー各位と協力して四国地区の無駄を省こう。」

続いて支部長が議長席に着いて議案審議に入り、事務局が以下の案件の説明を行った。

議案内容

１．平成21年度事業報告の件

２．平成21年度会計報告の件及び監査報告の件

３．平成22年度収支予算の件

４．その他

以上全て、事務局原案の通り拍手で承認された。その後、奥山専務理事が「日食協本部活動報告」を行い、13時20分に総会は終了した。その後13時30分より「四国経済の現状と地域活性化施策」と題して、四国経済産業局総務企画課調査課長の岡　弘昌氏の講演会が行われた。

[北海道支部]

７月６日（火）15時より京王プラザホテルに於いて定時総会に先立ち北海道支部常任幹事会が開催された。

主要議題としては、この後行われる総会の議案の確認と来年の新年交礼会の開催予定等についてであった。

15時45分から定時総会が開会されたが､今回より賛助会員も総会よりの参加となり活気ある

総会となった。

事務局の斉藤　諭氏（スハラ食品(株)）の司会進行で、最初に定足数の確認を行い、ついで北海道支部長村山圭一氏（スハラ食品(株)）が開会の挨拶を述べた。

「低価格志向が進み、価格競争が激化し、PB商品よりNB商品のほうが安いといった現象も見られる。又北海道地区は小売業の寡占化が進み、日本流通市場の将来の姿としても他の地区からも動向が注目されている。少子高齢化消費税増税は不可避という日本の将来の姿を予想するとやはり量から質への転換をどうしても必要。今後は卸の中間流通機能の競争相手は既存の業者だけではなく他の業者との競争になる。その時に現状の過当競争で各企業が疲弊すれば、競争に参加する以前に退場を強いられる心配もある。そうならないよう適正流通価格を模索しなくてはならない。これは製配販３層が協力して最適流通構築をしなければできない。特にメーカーと卸間の連携は大事で、今後、日食協の役割はますます重要になる。」

ついで議案審議に入り、

第１号議案　平成21年度支部事業報告に関する件
第２号議案　平成21年度支部決算報告及び監査報告に関する件
第３号議案　平成22年度支部事業計画（案）
第４号議案　平成22年度支部事業予算（案）
第５号議案　その他

いずれも事務局から説明し、全て原案通り承認された。

続いて、支部活動状況報告をWGメンバー代表菊池弘祐氏（スハラ食品(株)）が行い、本年度の活動方針として賛助会員との情報交換の推進を図る交流会の新しい試みとして道内メーカーの工場見学会を実施した事などを報告した。

最後に奥山専務理事は本部活動報告として2009年度に行った加工食品返品実態調査結果などを中心に概要を説明した。

休憩後、17時より(株)大丸松坂屋百貨店執行役員大丸札幌店長　柚木和代女史を講師にお招きして「大丸札幌店の戦略と食への取り組み」という演題で講演を行い、百貨店業界の現状や札幌市内の商況などを解説いただいた。

同店売り上げ全体の３割を占める食品部門の戦略、独自に消費科学研究所を持つ優位性、52週MD政策、安心･安全の取り組み、生ゴミ処理機による資源化、発泡スチロール回収などISO14001対応などを紹介し、「札幌店伸長の背景には従業員間のコミュ二ケーションの大切さ、あるいは企画、ヒントをもらった時、それをどれだけ楽しめるか。従業員が楽しまなければお客様を喜ばせる企画はできないという事をいつも心がけており、これが札幌店の強み」と持論をお話しいただいた。

懇談会では須藤　宏氏（北海道味の素(株)）が「製配販三層の抱える課題は多いが、小異を捨てて食品業界発展のために一歩踏み出さなければならない。我々の持つベクトルの先に交わる接点を見出すべく努力をしていきたい」と乾杯し、懇親を深めた。

［北陸支部］

７月13日（火）午前時からホテル日航金沢に於いて、午後から開催される北陸支部総会に先立ち北陸支部役員会を開催した。

主な検討内容は、支部総会の議案内容の確認や今秋に開催予定の経営実務研修会の日程及び講師の選定や運営についてであった。また任期満了に伴う役員改選に臨む方針についても意見交換を行った。

昼食後、12時40分から北陸支部の会員卸、事業所会員卸が参加して北陸支部総会が開催された。最初に北陸支部長の荒木　章氏（カナカン(株)）が開会の挨拶を述べた。

「得意先の環境が大きく変化し、小売業の競争激化による単価の下落とか売り上げの不振が続き卸の経営としては余談を許さない環境である。食品卸業界として消耗戦が加速しないようお互いコミュ二ケーションが取れればいいと願っている。努力は足し算、協力は掛け算であるが、協力しない人がいるとゼロになる。１社１社が全責任を担っているので力をあわせ知恵を合わせて健全な食品卸の経営を目指していきたい。」ついで出席者全員が自己紹介した後、支部長が議長席に着いて議案の審議に入った。

第１号議案　　平成21年度事業報告と収支決算報告に関する件並びに監査報告
第２号議案　　平成22年度事業計画並びに収支予算に関する件
第３号議案　　任期満了に伴う役員改選の件
第４号議案　　その他

事業活動内容を荒木支部長が報告し、収支状況を会計幹事の奥野　潔氏（石川中央食品（株））が行い、会計監査報告を中塚賢一氏（明治屋商事(株)）が行った。

いずれも全て拍手で承認された。昨年から実施した経営実務研修会時の懇親会についても好評につき会費制にて継続してすることを確認した。

全ての議案審議が終了後、奥山専務理事が本部事業活動報告を行い。最後に副支部長の澤田悦守氏（北陸中央食品(株)）が閉会の挨拶を述べて14時に終了した。

平成22年度　北陸支部　新役員名簿

支部長	荒木　　章	カナカン(株)	代表取締役社長
副支部長	澤田　悦守	北陸中央食品(株)	代表取締役社長
会計幹事	奥野　　潔	石川中央食品(株)	代表取締役社長
幹　事	塩田　則國	(株)田中與商店	代表取締役社長
幹事（監査）	藤井　順三	マルコク(株)	代表取締役社長
幹事（監査）	中塚　賢一	明治屋商事(株)	北陸支店長

各県ブロック動向

◆静岡食品卸同業会

静岡食品卸同業会は、６月４日（金）午後３時30分より静岡グランドホテル中島屋にて定時総会を開催した。

副会長の坪井　俊彦氏（(株)静岡メイカン）の司会進行で、最初に会長の山口　茂氏（ヤマキ(株)）が挨拶し、「人口減少化社会においては食べる量の減少は避けられないが、価値あるものを製造し､販売できるような環境をつくることが重要｡安いものだけを評価することなく、価値をどう認めてもらうか、それが我々業界の課題ではないか」と述べた。

次いで、議事に入り、平成21年度事業報告、会計報告、会計監査報告、平成22年度事業計画を審議し全て原案通り拍手で承認された。

この後奥山専務理事から「日食協の事業活動報告」がなされ、終了後懇親会が行われた。

◆神奈川県食品卸同業会

神奈川県食品卸同業会は６月10日（木）午後３時より横浜ロイヤルパークホテルにて定時総会を開催した。

事務局の森谷健一氏（国分(株)の司会進行で、最初に会長の田場正美氏（国分(株)）が開会の挨拶し、「出口の見えない景気状況ではありますが、大切な事は正しい形でこの需要変化に向き合わなければならいないことだ。」と述べた。

ついで議事に入り、平成21年度事業報告、平成21年度会計報告及び監査報告、平成22年度事業計画案を全て原案どおり承認した。

続いて奥山専務理事が「日食協活動報告」を行って総会は終了した。

その後賛助会員も参加して講演会が行われ、講師は現役パラリンピック競泳金メダリスト成田真由美氏で困難を新しいエネルギーに変えて、回りの人たちを元気にしてしまう講演に勇気づけられた。

◆長野県食品問屋連盟

長野県食品問屋連盟は、平成23年３月９日（水）14時から松本市のホテル翔峯に於いて第42回の定時総会を開催した。

総会は、平成22年度事業報告、支部報告、決算報告、会則の改定を承認した後、本部新役員の選出が行われ、現会長の仁科圭右氏（(株)マルイチ産商）に変わって原田文彦氏（(株)マルイチ産商）が新会長に就任した。

ついで新賛助会員が紹介され、新会長が挨拶を述べた後、平成24年度の事業計画と予算案について審議を行い承認された。終了後、来賓の奥山専務理事が「トレーサビリティ確保への中間流通機能の役割」と題して米トレサ法に関する報告を行った。

続いて、記念講演会に移り、講師に「人とホスピタリティ研究所代表　高野　登氏」をお招きして「サービスからホスピタリティへ～感動が生まれる職場作り」という演題で、リッツ・カールトンホテルで育まれた思いやりのあるホスピタリティについて講演された。

事 務 局 活 動

［関連省庁・諸団体］

農林水産省

・「東日本大震災」に対し食料供給等の緊急支援や交通路の確保、被害状況の確認、早期復旧に向けた支援要請、電力節電対応等緊密な連携のもとで対応いただいた。
・電力需要に係わる業界・大口需要の需要抑制対策を提出。
・「食品産業の将来方向」に係わる意見交換会を開催。
・「食」に対する消費者の信頼性向上のため平成20年度に立ち上げた「フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）」に継続して参加し、取組み成果内容について共有化。
・「食品廃棄物発生抑制推進検討会」に委員として参加。
・2009年度環境自主行動計画の調査票を提出し、食品産業における環境自主行動計画の進捗状況を確認。
・平成23年度税制改正等の要望書を提出。
・「緊急災害時対応食糧供給体制整備調査」に対応し資料を提出。
・規制緩和要望や支援措置についての要望調査に対応

経済産業省

・「モーダルシフト等推進官民協議会」に参加。
・「卸売業・小売業連携モデル開発検討委員会」に委員として参加。
・「中小卸売業の実態及び戦略的施策に関する調査研究委員会」に委員として参加。

総務省

・Asp･SaaS普及促進協議会の「食品流通情報サービス展開委員会」に委員として参加。

公正取引委員会

・「優越的地位の濫用ガイドライン（原案）に対するパブリックコメント」を提出。

(財)食品流通構造改善促進機構

・理事団体として食流機構の運営に参加、また「食料品物流円滑化推進協議会」主催の研修会に参加。

(財)食品産業センター

・食品団体連絡協議会に参加（年６回）。
・「食品産業における取引慣行の実態調査委員会」に委員として参加。

事故米穀経営支援協議会

・支援業務を終了し解散。

(社)日本缶詰協会

・団体賛助会員として多大なご支援とご協力をいただく、また缶詰関係団体専務会を主宰いただき定期的に情報交換を行う。

・缶詰関係団体の賀詞交換会の事務局を依頼。

全国食品缶詰公正取引協議会

・「表示審査委員会」の委嘱を受け、「食品缶詰試買検査会」に参加。

(財)食品環境検査協会

・当協会の評議員の委嘱を受け評議員会に参加。

(財)流通システム開発センター

・「流通システム標準普及推進協議会」の副会長店として、流通BMSの普及拡大推進に努める。

(般社)日本卸売協会

・連携してリテールサポート研修プログラムの普及・啓発に努める。

東京23区清掃協議会

・ペットボトル回収事業に係わる会議に参加。

(財)日本貿易関係手続簡素化協会

・「EDIFACT日本委員会」の委員委嘱を受ける。

日本製罐協会

・団体賛助会員として多大なご支援とご協力をいただく。

(社)日本パインアップル缶詰協会

・団体賛助会員として多大なご支援とご協力をいただく。

(公財)日本ロジスティクスシステム協会

・ロジスティクス環境会議のグリーン物流研究会に参加し、物流の環境問題について情報の提供をいただく。

(財)日本情報処理開発協会

・次世代EDI推進協議会（JEDIC）に参加しEDIに関する情報提供を受ける。

異業種交流委員会

・定期的に年２回委員会を開催し、異業種間の情報交換を行う。

［庶務事項］

◆会報発行

Vol.164.May.28.2010　　Vol.165.Jul.30.2010

Vol.166.Oct.29.2010　　Vol.167.Jan. 1.2011

Vol.168.Mar.25.2011

◆平成22年度日食協ＨＰお知らせ掲載情報一覧（Ｈ22／４～Ｈ23／３）

（関係省庁・関連団体のリンク情報）

No.	内容	関連省庁・関連団体
1	「食品企業財務動向調査報告書―食品企業におけるPB取り組みの現状と課題」	(社)食品需給研究センター
2	北朝鮮との前面輸出入禁止措置等の継続について	農林水産省
3	「食品関連産業の将来展望研究会」報告書の取りまとめについて	農林水産省
4	「食料・農業・農村基本計画」について	農林水産省

◆国に対する各種要望とりまとめ（提出先：農林水産省）

平成22年2月

1 予算（補助事業）

支援を要する課題	望ましい支援措置の内容	見込まれる効果	業界/団体/担当者名
PCB含有変圧器処理費用	PCB特措法に則り、PCB含有変圧器処理を申請中であるが、輸送料及び処理費用が高額であり、補助を希望	経費削減（処理費用1器80万円～120万円）	株式会社菱食
食品流通情報サービスの確立	流通業者に負担のかかる内部トレーサビリティに関して情報システムの導入を図る為ASPを活用する選択肢を調査研究。	食品トレーサビリティ制度の確実な実施。	[社]日本加工食品卸協会
運送事業における低燃費トラックへの切替促進	低燃費車輌への切替に伴う自動車取得税の減免。	償却負担を低減し、当該企業の収益採算を改善する事によりエコトラック導入が進みCO2削減も見込める。	加藤産業株式会社

2 金融

支援を要する課題	望ましい支援措置の内容	見込まれる効果	業界/団体/担当者名

3 税制

支援を要する課題	望ましい支援措置の内容	見込まれる効果	業界/団体/担当者名
労働力人口が減少している中、従業員の確保・維持に向けて、従業員の福利厚生のより一層の充実を図る必要がある。	退職給付引当金の損金算入制度の復活。	法人税の減税	株式会社菱食
事業所税は行政サービスへの応益負担という点では、固定資産税等との二重課税であり事業拡大等の阻害となってい	事業所税の廃止、または、加工食品卸売業者の物流拠点施設も、物流業者同様に特例措置が受けられる。	法人税、固定資産税、事業所税の軽減	株式会社菱食
流通BMS環境構築に対する投資促進	流通BMSの普及拡大のスピードアップを図る為の一定のハードウエア、ソフトウエア，SE費用の投資に対する減税措置。	流通業全体の生産性の引き上げ。	[社]日本加工食品卸協会
流通BMS導入開発コスト	税制優遇。	開発コストを負担吸収出来ない中小企業への導入促進。	加藤産業株式会社
共同物流センター建設コスト削減	現在も支援制度が有るが、建物の建設計画を進める前に申請を上げないとメリットを享受出来ないのを建物着工時まで申請出来るよう緩める。	センター建設に係る計画に時間的余裕が出ると共に、マテハンの見積り打合せの制約が減少。	加藤産業株式会社

4 その他（規制緩和及び上記1～3に属さないもの）

支援を要する課題	望ましい支援措置の内容	見込まれる効果	業界/団体/担当者名

事務所移転のご案内

謹啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

さて　この度弊協会は日本橋室町地区の再開発により、下記住所に移転する事になりましたのでご案内申し上げます。これを機に、当業界のより一層の発展のために、尽力致す所存でございます。今後とも倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中をもちましてご案内申し上げます。

謹　白

2011年　４月吉日

社団法人　日本加工食品卸協会

記

◆移転予定日　　2011年4月28日（木）
◆業務開始日　　2011年5月　2日（月）
◆新住所　　〒103-0023　東京都中央区日本橋本町２−３−４　江戸ビル４階
◆ＴＥＬ　　０３−３２４１−６５６８（変更なし）
◆ＦＡＸ　　０３−３２４１−１４６９（変更なし）

新事務所案内図

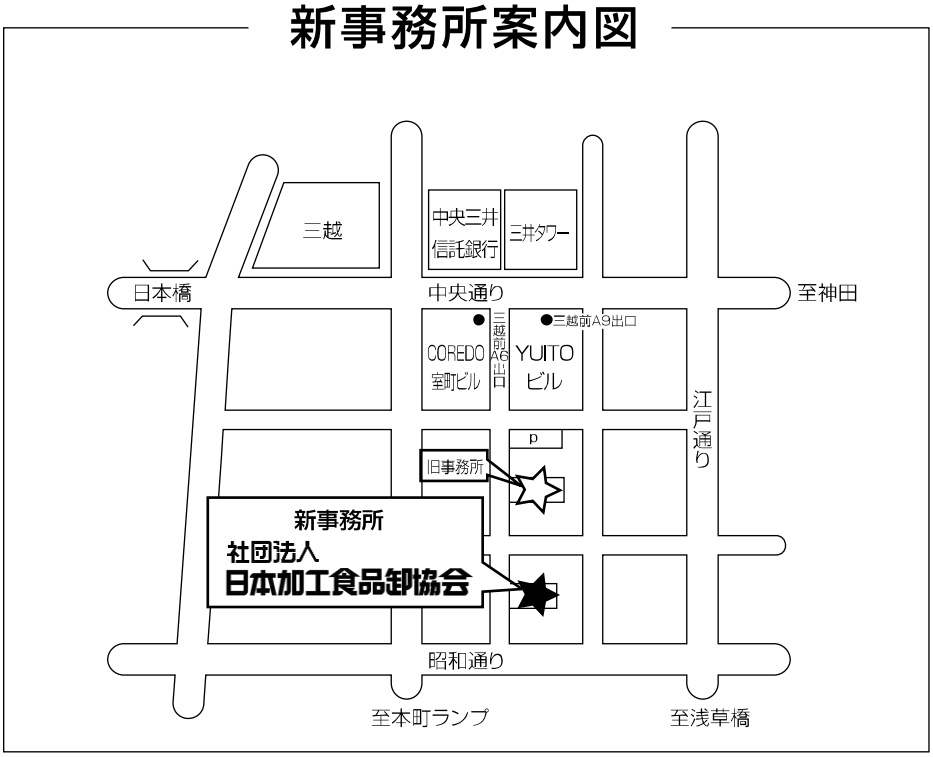

東日本大震災について

２２総合第１７１０号
平成２３年３月１１日

社団法人　日本加工食品卸協会　会長　殿

農林水産省総合食料局長

「東北地方太平洋沖地震」に伴う食料確保について

日頃、食料行政につきましては、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日発生した東北地方太平洋沖地震については、政府におきまして緊急災害対策本部を設置し、対応を行っているところですが、被災地では、現在、被災者に対する食料の十分な供給が困難な状況となっております。

このため、被災自治体からの要請に応じ、被災地に対する食料等の供給につき、特段のご配慮を賜りますよう、ご協力をお願いいたします。

２２総食第１１５３号
平成２３年３月１４日

社団法人日本加工食品卸協会　代表者　殿

農林水産省総合食料局長

食料品の適正流通の確保に向けた対応について（依頼）

東北地方太平洋沖地震で被災された皆様には、謹んで御見舞い申し上げます。また、日頃より、農林水産・食品行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、報道等でも御案内のとおり、今回の地震の影響により、物流の混乱が続く中、消費者への食料供給の停滞が懸念されています。また、米については、岩手、宮城、福島といった主産地における被害も大きく、当該地域における米の搬出作業等が通常どおり行えない事態となっています。

食料生産地帯である東北地方の農地、漁船、卸売市場、食品工場等に被害が発生しており、今後の食料供給に及ぼす影響については別途精査していく必要がありますが、現時点では、全体としての需要を満たす分の供給量は十分に確保されているものと考えています。

つきましては、消費者への安定的な食料供給を確保することを旨として、米をはじめ食料品全体について、特定地域に限定した商品の仕入れを控えて、生産・出荷に余力のある地域からの調達に切り替えるとともに、小売業者におかれては、消費者の需要に応じた適正な販売を徹底いただく等、臨機応変に対応していただきますようお願いいたします。

２２総合第１７１２号
平成２３年３月１３日

(社)日本加工食品卸協会　　代表者　殿

農林水産省総合食料局長

「東北地方太平洋沖地震」に伴う食料品等の輸送について

日頃より、農林水産・食品行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に対しましては、発生直後から、被災地に対する食料等の供給に御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

併せて、被災された貴団体の会員企業及び従業員の皆様に対し、謹んでお見舞い申し上げます。自らも被災者となり大変な御苦労にある中、地域住民の生命・健康の確保を最優先する観点から、地域のライフラインとして、食料供給に御尽力いただいている会員企業に対し、深く敬意を表する次第であります。

さて、現在、政府におきましては、内閣総理大臣を本部長とする緊急対策本部を設置し、被災地に対する支援をはじめとする対応に全力を尽くしているところであります。このような中、被災地への食料品・生活用品の輸送が円滑になされるためには、支援物資のみならず、地域の食品関連企業の皆様の営業の継続が極めて重要であります。

このため、本日３月１３日に警察庁は、警視庁及び各都道府県警察本部に対して、下記のとおり、食料品・生活用品を輸送する車両に対して緊急通行車両確認標章を交付することとするよう通知したところであります。(注記)

貴団体の会員企業におかれましては、被災地への応急食糧支援への御協力のみならず、被災地における食料品等を取り扱っている店舗の継続的な営業のため、被災地以外の各地から被災地に向けた食料品等の輸送に取り組んでいるところでありますが、このことを貴団体の会員企業に周知いただき、なお一層の食料品等の円滑な輸送に資していただきますようお願い申し上げます。

記

１　対象車両
以下の要件をすべて満たす貨物自動車
○　広く販売・配付される食料品・生活用品を輸送するもの（現に積載しているものに限る。）（注記）
○　企業が使用するもの
○　目的地が宮城県以北（宮城県を含む。）のもの
２　緊急通行車両確認標章の交付場所
警察署を原則とする。
３　緊急通行車両確認標章の有効期間
１ヶ月

注記：警察庁広域交通管制室に確認したところ、緊急通行車両確認標章を受けた車両が被災地への食料品・生活用品の輸送を行った後、被災地から戻る場合も緊急車両としての通行は可能です。

２２総合第１７１３号
平成２３年３月１４日

社団法人日本加工食品卸協会　代表者　殿

農林水産省総合食料局長

「東北地方太平洋沖地震」に伴う計画停電及び節電について

日頃より、農林水産・食品行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に対しましては、発生直後から、被災地に対する食料等の供給に御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

併せて、被災された貴団体の会員企業及び従業員の皆様に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、東北地方太平洋沖地震の影響により、東京電力管内において、相当量の供給力が不足する緊急異常事態に直面する可能性が高く、予測不能な大規模停電を回避するため、東京電力では３月 14 日以降、別添１のとおり、地域ごとの「計画停電」を実施することになりました。

こうした状況の中、別添２のとおり東京電力株式会社から節電への協力要請が政府に寄せられるとともに、農林水産省に対してましても、別添３のとおり経済産業省から節電への協力要請が寄せられているところです。

貴団体の会員企業におかれましては、日頃から省エネルギーの取組みに御協力をいただいているところでありますが、電力供給をめぐるこのような状況に御理解をいただくとともに、なお一層の節電に御協力いただきますよう貴団体の会員企業に周知いただきますようお願い申し上げます。

２２総合１７１５号
平成23年３月14日

(社)日本加工食品卸協会　　代表者　殿

農林水産省　総合食料局　流通課長

計画停電の下での飲食料品の供給機会の提供について

日頃より、農林水産・食品行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に対して、発生直後から、被災地に対する飲食料品の供給に御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

併せて、被災された貴団体の会員企業及び従業員の皆様に対し、謹んでお見舞い申し上げます。自らも被災者となり大変な御苦労にある中で、地域住民の生命・健康の確保を最優先する観点から、地域のライフラインとして、飲食料品の供給に御尽力いただいている会員企業に対し、深く敬意を表する次第であります。

さて、東北地方太平洋沖地震の影響により、東京電力管内において、相当量の供給力が不足する緊急異常事態に直面する可能性が高く、予測不能な大規模停電を回避するため、東京電力では３月 14 日以降、地域ごとの「計画停電」を実施することになりました。

このような中で、飲食料品製造業の皆様に対しては、別添資料のとおり、計画停電の下でも飲食料品の必要な生産量を確保できるようお願いしているところです。

飲食料品の流通に携わる皆様におかれましても、適切な供給機会の確保の観点から、輸送・配送の円滑な確保、業務時間の変更、仕入見積等に係る処理の人力化などにより、飲食料品の流通・供給が円滑に行われますようご協力をお願いいたします。

なお、計画停電の予定地域は、３月 14 日については次のようになっており、実際の停電時間帯は、各グループの時間帯のうち３時間程度となります。同じ地区が２つのグループに属する場合がありますが、これはこの地区にいくつかの送電ルートがあることによるものです。このことを含めご不明な点がある場合は、東京電力にお問い合わせください。

＜計画停電の予定地域＞

第１グループ　6:20 ～ 10:00 の時間帯のうち３時間程度
第２グループ　9:20 ～ 13:00 の時間帯のうち３時間程度
第３グループ　12:20 ～ 16:00 の時間帯のうち３時間程度
第４グループ　13:50 ～ 17:30 の時間帯のうち３時間程度
第５グループ　15:20 ～ 19:00 の時間帯のうち３時間程度
第１グループ　16:50 ～ 20:30 の時間帯のうち３時間程度
第２グループ　18:20 ～ 22:00 の時間帯のうち３時間程度

＜東京電力の連絡先＞

地域ごとに連絡先が異なります。別添資料中の宛先をご覧ください。

２２総合第１７１９号
平成２３年３月１４日

社団法人日本加工食品卸協会　代表者　殿

農林水産省総合食料局長

計画停電による食品等の温度管理について

標記について、今般、東日本において電力供給会社による計画停電により、冷蔵・冷凍設備が正常に作動しなくなり、食品等の温度管理が適正に実施できなくなるおそれがあることから、厚生労働省医薬食品局食品安全部長より、別紙のとおり、各都道府県知事あて通知しましたので御了知いただくとともに、貴会会員への周知方お願いします。

（別紙）

食安発０３１４第２号
平成２３年３月１４日

農林水産省総合食料局長
消費・安全局長
生産局長
水産庁長官
殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

計画停電による食品等の温度管理について

標記について、今般、東日本において電力供給会社による計画停電により、冷蔵・冷凍設備が正常に作動しなくなり、食品等の温度管理が適正に実施できなくなるおそれがあることから、別紙（写し）のとおり各都道府県等知事あて通知しましたので御了知いただくとともに、関係団体への周知方お願いします。

２２総合第１７５０号
平成２３年３月２２日

社団法人日本加工食品卸協会　代表者　殿

農林水産省総合食料局長

東京電力福島原子力発電所の事故を踏まえた生鮮食料品等の取扱いについて

日頃より、食品流通行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力福島原子力発電所事故に関連して、３月２１日、政府の原子力災害対策本部において、出荷制限の対象となる地域と対象品目について指示がなされたところであります。

これを受け、農林水産省では、「東京電力福島原子力発電所の事故を踏まえた卸売市場における生鮮食料品の取扱いについて」（平成23年3月21日付け農林水産省総合食料局長通知（別添））により、卸売市場の開設者及び関係団体等に対し、「今回の出荷制限の対象地域内における対象品目以外の品目について、暫定規制値を超える放射性物質が検出されるなど科学的・客観的な根拠がある場合を除き、受託拒否することは、正当な理由があると判断することが難しい」こと等を通知し、科学的・客観的な根拠に基づく適切な行動を求めるとともに、このことについて、同日付けで、皆様方にも既に周知したところであります。

今回の指示により、出荷制限の対象地域の対象品目（ホウレンソウ及びカキナ）については、当該地域から出荷されることはありませんし、卸売市場において受託拒否の対象となり、市場に流通することもありません。

他方、今回の出荷制限の対象地域以外の地域の品目や対象地域内の対象品目以外の品目については、暫定規制値を超える放射線物質が検出されるなど科学的・客観的な根拠に基づき出荷自粛等が行われる場合を除き、その円滑

な流通を確保し、消費者に安定的に供給されることが必要であると考えております。

つきましては、食品小売業者等の皆様におかれましては、今回の出荷制限の対象地域以外の地域の品目や対象地域内の対象品目以外の品目については、原子力災害対策本部、厚生労働省、食品安全委員会及び農林水産省から提供される情報等を十分御理解の上、科学的・客観的な根拠に基づいて適切に対処していただきますよう、再度あらためてお願いいたします。

国としては、今回の原子力発電所の事故に関して、放射性物質の検出結果等を速やかに公表しているところでありますが、更に、放射能の食品への影響や放射性物質等を含んだ食品を摂取した場合の健康への影響等の情報を消費者・国民に積極的に提供して冷静な対応を促し、実際、消費者・国民にも広く理解していただいていると考えておりますので、食品小売業者等の皆様におかれましても、今回の事案に関して科学的・客観的な根拠に基づき適切に行動され、生鮮食料品等の円滑な流通の促進に資するよう再度改めてお願いいたします。

なお、このことを貴団体の会員企業に対し御指導いただくよう、よろしくお願いいたします。

事務局発　345 号
平成 23 年 3 月 16 日

会員卸各位殿

社団法人　日本加工食品卸協会
専務理事　奥山　則康
<公印省略>

東日本巨大地震の被害状況について

日頃より、弊協会の活動にご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に対し、発生直後から、被災地に対する飲食料品の緊急支援の供給にご理解とご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

併せて、被災された会員企業及び従業員の皆様に対し、謹んでお見舞い申し上げます。自らも被災者となり大変なご苦労にある中で、地域住民の生命の確保を最優先する観点から、食のライフラインとして、飲食料品の供給にご尽力をいただいている会員企業に対し、深く敬意を表します。

さて、東北地方太平洋沖地震の影響により、東北から関東にかけて広範囲に被害が発生し混乱を余儀なくされている現状かと存じますが、今の時点でどのような被害状況になっているかを確認させていただき、その状況を食品卸業界として情報を共有化し、行政と連動して今後の対策の一助にしたいと考えておりますのでご協力をお願い申し上げます。大変お手数をおかけしますが、**3 月 24 日（木）**までに添付用紙にご記入の上メールにてご送付いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

『会員各位の被災状況をお知らせ下さい』

社団法人　日本加工食品卸協会

東北・関東地区の被災状況についてお知らせ下さい。

企業名＿＿＿＿＿＿＿＿　　**記入者名**＿＿＿＿＿＿＿＿

◆営業拠点の被災状況

①稼働拠点（具体的名称・住所等）

②稼働停止拠点（上記同様）

◆物流拠点の被災状況

①稼動センター（具体的名称・住所等）

②稼動停止センター（上記同様）

◆関係官庁への要望事項等

※当メールを返信いただくか、またはＦＡＸにて０３－３２４１－１４６９
まで返送下さい。

（提出先　農林水産省）

加工食品卸の状況

（社）日本加工食品卸協会
報告日　3月29日

物流拠点

	企業数	回答拠点数	営業可否		
			営業中（A）	一部営業（B）	閉店中（C）
青　森　県	4	11	11		
秋　田　県	4	8	8		
山　形　県	5	15	15		
岩　手　県	4	19	18		1
宮　城　県	10	23	6		17
福　島　県	3	8	6		2
茨　城　県	2	4	3		1
合　　計	13	88	67		21

加藤産業　日本アクセス　関東国分　山形丸魚　日本酒類販売　丸大堀内　伊藤忠食品 明治屋商事　三井食品　国分　トーカン　菱食　常陽水産	【営業の可否の程度】 A：営業中（影響なし） B：一部営業（店頭販売） C：閉店（被害甚大）

事務局発　第３４６号
平成２３年３月１６日

会　　員　各位

社団法人　日本加工食品卸協会
会長　國分　勘兵衛
<公印省略>

東北地方太平洋沖地震　義援金のお願いの件

日頃より、弊協会の活動にご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に対し、発生直後から、被災地に対する飲食料品の緊急支援にご理解とご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

併せて、被災された会員企業及び従業員の皆様に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

さて弊協会では、東北地方太平洋沖地震の被災者に対する救援活動に役立ててもらうため、加工食品卸業界としての組織的な対応として会員卸の皆様に義援金をお願いすることといたしました。集まった義援金は、日本赤十字社を通じ被災地に送る予定です。弊協会からは、１００万円を拠出させていただき、皆様からご寄付頂いた金額を合計した総額を弊協会からの義援金とさせていただきます。

皆様の格別のご協力をお願い申し上げます。

尚、ご協力いただける際は別紙義援金申込書にご記入、ご連絡の上ご送金をお願い申し上げます。

義援金の募集期間は**３月２５日（金）**までとさせていただきます。

＊お振込先（口座名）：　社団法人日本加工食品卸協会
＊銀行名　：　三井住友銀行　東京中央支店
＊口座番号：普通預金　７４３３１０８
（振込み手数料は会員各位にてご負担願います）

＊本件の問合せ先

社団法人　日本加工食品卸協会　事務局（奥山･小竹・金田）
電話：03-3241-6568、FAX：03-3241-1469
eMail:nsk-kotake@nifty.com

平成２３年　３月　　日

義 援 金 申 込 書

企業名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

一、金　　円也

「東北地方太平洋沖地震」義援金
（消費税不課税扱い）

上記金額を義援金として振り込みます。

［振込銀行］

口座名　　社団法人 日本加工食品卸協会

三井住友銀行 東京中央支店　　普通預金　７４３３１０８

※ 振込手数料は、各位にてご負担のほどをお願い申し上げます。

義援金お振込前に、当用紙に企業名及び金額をご記入の上
メール　もしくは　**ＦＡＸ　０３-３２４１－１４６９**
にて送信下さい。

ニュースリリース

平成 23 年 4 月 4 日
事務局発　第 349 号
社団法人日本加工食品卸協会
〒103-0022　東京都中央区日本橋室町 2-5-11
（江戸ビル 4 階）
会長　國分　勘兵衛

各　位

東北地方太平洋沖地震に関する支援について

平成 23 年 3 月 11 日に発生いたしました「東北地方太平洋沖地震」の影響により被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

社団法人日本加工食品卸協会は、この度の「東北地方太平洋沖地震」の被害に対して、被災地の皆様の救援や被災地の復興に少しでもお役立ていただくため、被災地に対する義援金として、弊協会の会員卸の協力を得て、下記の通り日本赤十字社を通じてお送りいたしました。

記

１．　義援金額　　１億９６４万５千円
２．　寄付先　　日本赤十字社東北関東大震災義援金

以上

◇東北地方太平洋沖地震　義援金寄託企業（順不同）

・国分（株）・（株）サンヨー堂・（株）菱食・西山商事（株）・三井食品（株）
・伊藤忠食品（株）・コゲツ産業（株）・（株）日本アクセス・（株）トーカン
・ヤタニ酒販（株）・（株）梅澤・丸大堀内（株）・五大物産（株）・三井物産（株）
・カナカン（株）・ユアサ･フナショク（株）・ヤグチ（株）・加藤産業（株）
・旭食品（株）・スハラ食品（株）･中村角（株）･明治屋商事（株）･藤徳物産
・福岡地区協議会・（社）日本加工食品卸協会

平成２３年３月 18 日

（送付小売業団体様）

日本チェーンストア協会　様

日本百貨店協会　様

日本スーパーマーケット協会　様

社団法人新日本スーパーマーケット協会　様

日本チェーンドラッグストア協会　様

社団法人日本フランチャイズチェーン協会　様

社団法人日本ボランタリー・チェーン協会　様

社団法人　日本加工食品卸協会
会長　國分　勘兵衛

「東北地方太平洋沖地震」に伴う商品供給に関するお願いの件

謹啓

貴　日本チェーンストア協会におかれましては、ますますのご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、貴協会の小売企業様に対して納品を行う私ども団体傘下の卸企業とのお取引を通じて、格別のご高配を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

この度の「東北地方太平洋沖地震」により、貴協会傘下の小売企業様におかれましても大きな被害にあわれた事と存じます。改めまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、「東北地方太平洋沖地震」の影響から首都圏を中心とする東京電力供給地域においては、計画停電の実施や、ガソリンの供給が厳しくなるなど、円滑な商品供給体制にさまざまな制約が生じております。弊業界といたしましては、現在被災地への物資搬送に鋭意取り組むとともに、貴協会各小売業様に少しでも多くの商品を速やかにお届けするために下記の対応をお許しいただきたく存じます。何卒事情ご賢察の上、ご理解たまわりますようお願い申し上げます。

まずは取り急ぎお見舞いかたがたお願いまで。　謹白

記

◆商品供給に関し、最大限の努力を致しているところでございますが、諸般の事情により欠品が生じる場合は、欠品に係わる手続き業務より、出荷可能商品の出荷作業を優先させていただきますことについてご容赦願いたく存じます。

◆「日付逆転ケース」や、「外箱のへこみ」など商品そのものの価値を損なわない商品は出荷させていただきたく存じます。

◆「計画停電」などによる出荷作業の遅延や、道路交通網の混乱から、指定時間の変更や発注頻度の見直しついてご相談させていただく場合がございます。　以上

（提出先）

平成 23 年 3 月 28 日

内閣総理大臣
菅　直人　殿
農林水産大臣
鹿野　道彦　殿

東京都中央区日本橋室町二丁目 5 番 11 号
江戸ビル 4 階
社団法人日本加工食品卸協会
会長　國分　勘兵衛

仙台空港岩沼臨空工業団地の早期復旧についてのお願いの件

平素は格別のご指導、ご鞭撻を賜り誠にありがたく厚く御礼申し上げます。さて、この度の大震災の影響で流通インフラの集積地であります「仙台空港岩沼臨空工業団地」が壊滅的ダメージを受けました。この団地は、仙台市の中心部から南方に 18Km,仙台空港から南に２Km に位置し、流通団地として仙台東部道路、国道 4 号線、東北自動車道、及び東北新幹線、JR 在来線のアクセスし、仙台空港にも近く輸送交通の利便性の高い団地であることから加工食品卸（菱食、日本アクセス、加藤産業）や小売業の物流センターが数多く配置されております。現状ようやく道路は回復途上にありますが、電気は停電し、いつ復旧できるか全く見通しが立っておりません。この流通団地の機能回復は東北エリアの食品のライフライン回復に欠かせないものでありますので優先的に早急に復旧されますよう格別のご配慮をいただきたくお願い申し上げます。

以上

事務局発　第３５１号
平成２３年　４月吉日

各　　位

社団法人　日本加工食品卸協会
会　長　　國分　勘兵衛

ゴールデンウイーク時の出荷配送体制についてお願いの件

謹啓　時下益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。
平素は弊協会活動にご理解とご支援を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

また　３月１１日発生した東北地方太平洋沖地震に対しましては、発生直後から厳しい状況下におきましても商品供給にご理解とご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて　この度の「東日本大震災」は、日本中に多大な損害と、計り知れない恐怖を見せつけ、自然界の猛威に対する人類の無力さを改めて痛感致した次第ですが、同時に我々の担う「食」のライフラインの社会的使命と重要性を強く感じたところでございます。

つきましては、改めまして弊協会からのお願いでございますが、このさき、ゴールデンウイークという上半期最大の需要期を目前に控え、支援業務を含め、積極的な営業活動を進めていくことが責務と存じますが、ご承知の如く、弊協会の会員卸各位におきましても、東北地方・首都圏を中心に営業拠点や物流拠点のダメージが大きく、正常な機能を充分に発揮することが困難な状況にあります。

何卒、本年におきましては「復興第一」とご理解いただき、このＧ・Ｗの休業形態を、見直していただき、出来る限り平常時に近い出荷体制並びに配送業務をお願い致したく存じます。種々ご事情が有る事とは思いますが、何卒ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

まずは取り急ぎお願いまで。　　謹白

農林水産省総合食料局

各業界・大口企業の需要抑制策の検討について（依頼）

平成２３年3月２５日

１．趣　旨

（1）東電の電力需給見通しでは、夏のピーク時に約１０００万kW（全体需要の約2割）を超える需給ギャップは不可避。

（2）このため、政府として、国民生活や産業活動への影響が大きい計画停電に頼らない取組を進める観点から、本年４月末を目途に事業活動の有り様や国民の生活様式にまで踏み込んだ需要構造の変革を含む抜本的な対策を策定。

（3）当省として、農林水産・食品業界の需要抑制策等を検討・とりまとめ、政府全体の電力需給対策に反映。

2　検討事項

（1）<u>各所管業界（団体）及び大口需要家（契約電力500kW以上）の需要抑制策</u>

(例)

①　事業・勤務体系の見直し

・夏期休業期間の延長や分散

・工場・店舗等の操業・営業時間の短縮・シフト（夜間や休日へ）、休日の分散

・時差出勤、フレックスタイム制の導入

・関東圏以外への生産・事業拠点の活用・シフト

等

②　代替電源の活用

・　　自家発電施設やコジェネレーションシステムの導入等

③　節電対策

・広告灯の消灯、照明の削減やLED化

・空調温度の抑制、クールビス

・エレベーターの運転削減

・断熱機能の強化

等

（2） 夏場・冬場等における電力需給対策全般

・各業界の取組や所管事項に限らず、事業活動や国民生活様式の見直しを含む取組全般

・サマータイムの導入

・全国又は関東圏での営業時間の短縮

・深夜や昼間のテレビ放映自粛

等

（3）上記を推進するための政府の支援策やインセンティブ（制度・予算等）

3　作業スケジュール

3月28日～　　業界団体への説明、対策の検討

3月31日（木）　検討状況の中間報告

4月6日（水）　最終報告

4月4日の週～　内閣官房（加藤補佐官）によるヒアリング

4月18日の週～　対策概定

4月末　　対策決定（電力需給緊急対策本部）

※ 中間報告・最終報告の様式は自由。

（留意点）3月25日電力需給緊急対策本部幹事会での議論

① 抜本的な電力需給対策の実施により計画停電の回避を目指す。（需要削減努力をした上に計画停電を実施するのでは国民・企業へのインセンティブにならないため）

② 各省庁の所管業界の対策のコンテストを通じて対策をまとめていく。

農林水産省総合食料局商品取引監理官

担当：商品投資事業班　森山・岡本

TEL：03-6744-2245　　Fax：03-3502-6847

E-mail：kiyoshi_moriyama@nm.maff.go.jp,toshio_okamoto@nm.maff.go.jp

【団体名：（社）日本加工食品卸協会】

電力需要に係る各業界・大口需要の需要抑制対策について

2　検討事項

（1）各所管業界（団体）及び大口需要家（契約電力 500kW 以上）の需要抑制策

別紙

（2）夏場・冬場等における電力需給対策全般

・クールビズ実施期間の前倒し（6 月～9 月⇒5 月～9 月）
・ノー残業デーを増やす
・扇風機やサーキュレーターの導入
・サマータイムの導入　　・長期夏期休暇導入と分散実施
・屋上緑化推進　　・自家発電設備の導入
・断熱（エコ）ガラスの導入　　・不要な照明の消灯徹底屋外広告･看板の照明消灯
・冷暖房の温度設定の見直しと厳守
・照明の LED 化推進　　・電力デマンド監視サービスの導入

（3）上記を推進するための政府の支援策やインセンティブ（制度・予算等）

・国民生活の様式の変革を求めるような事態を考慮すれば、食品流通業界の電力抑制策は、SCM レベルで考えるべきものであり、小売業の定休日の実施や深夜営業の短縮等の対策を視野に入れて SCM の再構築が必要となる。そのため流通業界全体が協調して国難に対処するため行政からの指導、支援をお願いします。
・太陽光発電等自家発電設備、断熱ガラス、LED 照明導入に対する税制優遇と補助金制度
・多層階センター建設時における上下搬送設備設置削減のため、2 階から上層階への自走式車路とプラットホームの導入促進する建蔽率･容積率の緩和と固定資産税･都市計画税の減免
・CVS や外食店舗への食品食材納入車輌に対する配送時駐停車特別許可証の交付

※ 貴協会又は企業の規模

傘下企業数（団体のみ）：140 企業

東京電力管内企業数：51 企業

東北電力管内企業数：9 企業

平成 23 年 3 月 31 日

電力需要抑制の対策について

社団法人　日本加工食品卸協会

省エネ法と「環境自主行動計画」の遵守を基本的な考え方として以下の施策の実行により電力の需要を抑制する。

施策１．電気使用量を企業ごとに目標を設定（特定事業者）して、月次報告を受け、実績値を、行政に公開する。

・東京電力管内と東北電力管内ごとに大型拠点（契約電力 500KW 以上）の電力使用量を本年１月分から報告する。

施策２．流通 SCM の改善（サマータイムの導入）

①小売業様からの受注締めを早期化

②小売業様からの受注から納品までのリードタイムの延長（当日受注･当日納品から前日受注･翌日納品への変更）

・午前からの日中自然採光下での出荷作業による計画的人員配置と業務効率化による作業時間の削減が可能になり、節電に貢献する。尚、サマータイム導入に際しては、現行の EDI 自動処理の時刻チェックについてのシステム対応をどのように行うかの検討が必要（冬時刻への切り替えにも同様に発生）

③CVS 様対応として､夏季週 7 日配送の見合わせと店舗納品時間枠の拡大等により節電プラス積載効率の改善を図る

④バラ・小分け納品の削減、ケース･正箱納品による作業時間短縮と業務効率化

施策３．「電力需要抑制対策ワーキング･グループ」を早急に立ち上げ、省エネ施策について講演形式で情報を収集し、随時内容をまとめ協会の HP にて掲載、公開する。

施策４．省エネ法における建築物部門の対応を要する届出をした事業者は、弊協会にも報告する。

施策５．国内クレジットとの連動を図る。

・投資を伴う省エネ施策ついては、弊協会宛に事前に施策を提出し、国内クレジットに出来る案件は、クレジット化する。また J-VER の利用についても積極的に行う。

以上

平成22年度活動内容

日食協　平成 22 年度業務日誌　　社団法人　日本加工食品卸協会

月　日	本　　部	支　　部	事務局･関連業務
４月１日	年度始め		WEB-EDIについて流開センター打合
４月２日	執行運営委員会		
４月５日			缶詰時報掲載資料打合･理事会資料作成
４月６日			日缶協市場活性化委員会･関東支部総会準備
４月７日			理事会資料作成・卸売統計調査作成
４月８日			理事会資料作成・支部会計入力
４月９日			支部会計入力･支部活動費予算表作成
４月12日			理事会資料校正・業務監査準備
４月13日	業務監査･情報システム研究会		関東支部監査準備
４月14日	労務管理研究会		団体連絡協議会
４月15日			缶詰関係団体専務会･正副会長会議資料作成
４月16日	情報システム専門部会		専門部会資料準備
４月19日			会長業務打合・理事会資料作成
４月20日			KBS業務打合・EDI関連業務打合
４月21日			支部会計入力･理事会資料準備
４月22日	正副会長会議･理事会		定時総会案内準備
４月23日		関東支部流通業務委員会	定時総会案内発送
４月26日			流通BMS推進協議会通常総会
４月27日			経産省業務打合・小売団体返品打合
４月28日			定時総会及び支部総会案内発送準備
４月30日			理事会議事録押印・返品実態調査啓発

５月６日			返品実態調査啓発・共同広告打合
５月７日	執行運営委員会		返品実態調査啓発・関東支部総会案内準備
５月10日			米トレサ法対応打合・缶詰公取協議会打合
５月11日			日本卸売協会総会出席・業界新聞取材対応
５月12日	政策委員会・第10回賛助会員幹事店会		定時総会出席者名簿作成
５月13日			返品実態調査啓発
５月14日	物流問題研究会		缶詰関係団体専務会
５月17日			緊急災害時供給体制打合・監査法人セミナー
５月18日	情報システム研究会・EDI W･G		年会費請求基礎資料整理
５月19日	法務研究会		P研設立記念行事打合
５月20日	情報システム専門部会分科会		年会費請求基礎資料整理
５月21日			会長業務打合・日チェーン協総会
５月24日			日本缶詰協会定時総会
５月25日			日本小売業協会講演会・総会資料準備
５月26日		流通業務委員会	会報配送手配・関東支部総会準備
５月27日			総会準備・会報配送準備
５月28日	理事会･定時総会		物流コスト実態調査委員会案内発送
５月31日			年会費請求書郵送作業

６月１日	商品開発研究会		理事会･定時総会議事録作成
６月２日			P研設立20周年記念セレモニー･取引慣行調査
６月３日			FINETユーザー会・関東支部長業務打号･取材対応
６月４日			静岡食品卸同業会総会出席
６月７日			缶詰関係団体専務会・取材対応
６月８日		中国支部総会	支部総会用資料送付
６月９日			支部総会準備・フアイネット新旧交替挨拶

6月10日	ネットワーク検討会		神奈川県食品卸同業会総会
6月11日			日本パインアップル缶詰協会総会
6月14日		東北支部総会	支部活動費メンテ及び振込書作成
6月15日			菱食方針説明会・関東支部資料準備
6月16日		東海支部総会	企業団体連絡協議会
6月17日		近畿支部総会	事業報告書作成
6月18日		関東支部総会	関東支部研修会
6月21日			米トレサ法のアンケート調査に関する打合
6月22日	物流コスト実態調査委員会		FCP業務打合･関東支部総会議事録作成
6月23日	労務管理研究会		農水省食品卸ロジ研修随行
6月24日	情報システム専門部会セキュリテイ分科会		内閣府緊急防災対策業務打合
6月25日			食流改善機構理事会
6月28日			JII会議･関東支部議事録作成
6月29日			支部活動費振込み手続き
6月30日			菱食展示会・福岡出張

7月１日		九州沖縄支部総会	改正省エネ法対策調査書類整理
7月２日		四国支部総会	会計伝票起票、整理
7月５日			缶詰関係団体専務会・物流コスト実態調査委員会
7月６日		北海道支部総会	省エネ法アンケート集計
7月７日	執行運営委員会		農林水産省意見交換会
7月８日	物流問題研究会		災害時食品供給対策意見交換会
7月９日	EDI W･G		米トレサのアンケート調査に関する打合
7月12日			改正省エネ法対応アンケート集計
7月13日		北陸支部総会	日食協HP掲載原稿入稿
7月14日	法務研究会		会報原稿入稿
7月15日			トーカン展示会見学
7月16日	情報システム研究会		大府物流センター見学
7月20日	情報システム研究会セキュリテイ分科会		会報原稿入稿･校正
7月21日			次世代流通情報インフラ調査事業検討委員会
7月22日	情報システム研究会専門部会		展示会見学
7月23日		関東支部流通業務委員会	業務用品質系情報標準化打合
7月26日			事故米穀経営支援協議会総会
7月27日			環境問題W･G会議議案打合
7月28日			情報システム研修会企画打合･環境経営プレゼン
7月29日			移行認定申請作業・会報発送準備
7月30日			業界ヒアリング対応･会報発送作業

8月２日			会長業務打合・認定申請業務
8月３日			公取委員会への意見書提出・FLN業務打合
8月４日			米トレサ法アンケート結果について打合
8月５日			流通BMS導入実態調査準備
8月６日			連合広告打合・農業と経済起稿
8月９日			事務所移転打合
8月10日			米トレサ対応調査結果分析・食育W･G活動準備
8月11日			農業と経済起稿・物流コスト調査発送準備
8月12日			農業と経済起稿･委員会案内作成配信
8月13日	EDI W･G		新規会員勧誘促進活動
8月16日			公益社団法人認定申請業務打合
8月17日			コンプライアンス研修
8月18日			米トレサアンケート調査結果集計
8月19日			新規賛助会員勧誘促進・会計入力
8月20日			事故米穀経営支援協議会理事会総会

8月23日			公益認定申請書作成（納税証明書手続き）
8月24日	労務管理研究会		食品廃棄物発生抑制推進事業検討会
8月25日	情報システム研究会分科会		公益認定申請書作成（納税証明書手続き）
8月26日			情報システム研修会企画打合
8月27日		関東支部流通業務委員会	公益認定申請書作成
8月30日			環境自主行動計画調査票準備
8月31日			税務問題対応W・G会合準備

9月１日			環境自主行動計画調査票準備
9月２日	環境問題対応W･G(B)		環境数値算定準備作業
9月３日	執行運営委員会・税務問題対応W･G		各委員会資料作成・新会計入力
9月６日			渥美先生お別れ会・農業と経済入稿
9月７日			缶詰関係団体専務会・研修会案内作成
9月８日	物流問題研究会		フードセレクション業務打合
9月９日		東北支部商品研修会	特定事業者環境数値とりまとめ
9月10日			会報原稿起稿・研修会案内作成
9月13日	食育に関するW･G		業界新聞取材対応・商品研修会打合
9月14日	情報システム研究会専門部会		食品廃棄物発生抑制推進事業検討会
9月15日	拡大執行運営委員会･法務研究会		物流コスト実態調査票整理
9月16日	情報システム研究会分科会		日本小売業協会セミナー
9月17日			日本パインアップル缶詰協会開缶テスト会
9月21日			日食協HP掲載情報打合
9月22日			菊池教授講演打合・流通経済研究所セミナー
9月24日			研修会案内作成・理事会案内作成
9月27日	情報システム研究会		物流コスト実態調査票整理
9月28日		流通業務委員会	米トレサ法対応メーカー打合
9月29日			米トレサ法対象商品の標準規格書配信
9月30日	EDI W･G		物流コスト実態帳票整理

10月１日			会長業務報告打合・業界新聞取材対応
10月４日			缶詰関係団体専務会･モーダルシフト推進協議会
10月５日			異業種交流委員会･公益社団認定電子申請
10月６日			展示会参観・移転物件下見
10月７日			賛助会員業務打合･会報原稿起稿
10月８日			会報原稿入稿・環境数値取りまとめ
10月12日			環境数値調査票整理･執行運営委員会準備
10月13日	執行運営委員会		研修会参加者とりまとめ
10月14日			小売団体打合・取材対応・環境数値打合
10月15日			ユーザー研究会・地域物流円滑化セミナー
10月18日			研修会会議次第修正･支部会計入力
10月19日			物流コスト集計打合・研修会準備
10月20日	政策委員会		内閣府公益社団認定打合
10月21日	情報システム研究会専門部会		環境数値算定標準化協議会準備
10月22日		関東支部商品研修会	公益認定資料作成
10月25日	環境数値算定標準化協議会		公益認定申請補助資料作成
10月26日	商品開発研究会		業務監査
10月27日		流通業務委員会	理事会資料作成
10月28日			会報発送・研究会議案打合
10月29日			情報システム研修会

11月１日			中食連合同懇談会
11月２日			会長業務打合
11月４日	正・副会長会議、理事会		KBS業務打合

11月５日			中央大学研修会打合・物流物件打合
11月８日	EDI W･G		缶詰関係団体専務会
11月９日			流通BMSフォーラム・即席食品工業会業務打合
11月10日	政策委員会	賛助会員幹事店会	会報原稿起稿
11月11日	物流問題研究会		賛助会員幹事店会まとめ
11月12日	全国事務局会議	関東支部経営実務研修会	情報セキュリテイ分科会
11月15日			物流新聞取材、公正取引委員会対応
11月16日		東北支部経営実務研修会	会計伝票入力
11月17日		北海道支部懇談会	関東支部返品実態調査まとめ
11月18日	法務研究会		銀行振込み
11月19日	情報システム研究会専門部会		公益認定等委員会事務局業務打合
11月22日		流通業務委員会	会報原稿起稿・物流コスト分析
11月24日		北陸支部経営実務研修会	関東支部返品実態調査まとめ
11月25日			公益認定に関する打合・所管庁アンケート回答
11月26日			セミナー参加者まとめ・九州支部協議会準備
11月29日			会長業務打合・都税事務所提出書類記入
11月30日	物流コスト実態調査委員会		副会長業務打合･関東支部物流実態調査まとめ

12月１日			日缶協環境問題研究会
12月２日			所管庁監査・副会長業務打合
12月３日			次世代情報インフラ調査事業検討委員会
12月６日			中小卸経営実態調査委員会
12月７日		九州沖縄支部連絡協議会	会報用写真整理･新年挨拶状作成
12月８日			連絡協議会･異業種卸3団体業務打合会
12月９日			地域物流円滑化セミナー
12月10日			缶詰関係団体専務会・新聞取材対応
12月13日			会長業務打合・新年挨拶状作成
12月14日	情報システム研究会		副会長業務打合･残高証明書受取
12月15日			所管庁監査・会報校正
12月16日			食品廃棄物発生抑制推進事業検討会視察
12月17日			食品廃棄物発生抑制推進事業検討会視察
12月20日		流通業務委員会	新年挨拶状作成
12月21日	執行運営委員会		中央大学特殊講座
12月22日			市場流通に関する打合
12月24日	労務管理研究会		監査法人打合・関東支部物流コスト分析
12月27日			会報発送準備・年末挨拶
12月28日			会報発送・書類整理
12月29日			事務所内整理
12月30日			仕事納め

１月５日			仕事始め・新年賀詞交歓会
１月６日			缶詰業界賀詞交換会
１月７日			会報寄稿・会議日程調整
１月11日			米トレサに関する打合・
１月12日			缶詰関係団体専務会
１月13日			流通システム開発センター賀詞交換会
１月14日			外食品卸賀詞交換会
１月17日			卸売協会業務打合・物流コスト資料校正
１月18日			流通シンポジウム準備
１月19日	法務研究会		展示会研修・委員会開催日程調整
１月20日			認定申請追加資料作成･会計伝票入力
１月21日		流通業務委員会	セミナー受講参加者取りまとめ
１月24日			小売業協会新春講演会･監査法人業務打合

1月25日			富士通食品シンポジウム
1月26日	臨時理事会･執行運営委員会		理事会議事録作成
1月27日			講演会資料作成
1月28日			所管省打合会･関東支部調査票集計
1月31日	情報システム研究会		

2月1日			取引慣行調査委員会・業界新聞取材対応
2月2日			異業種交流委員会・公取説明会
2月3日			流通大会2011
2月4日			食育W･G打合・移転打合
2月7日	EDI W･G		関東支部実態調査集計業務
2月8日	情報システム専門部会		缶詰団体専務会
2月9日			食品産業センター連絡協議会
2月10日	物流問題研究会		スーパーマーケットトレードショー参観
2月14日		近畿支部講演会	食品流通情報サービス展開委員会
2月15日			卸・小売連携モデル開発検討委員会
2月16日	新技術検討分科会		展示会参観
2月17日			公益認定等委員会答申書受諾
2月18日			食品廃棄物発生抑制推進検討会
2月21日			平成22年度事業報告まとめ
2月22日			缶詰試買検査会・学生研修会
2月23日			次世代流通情報システム検討会･食品産業文化振興会
2月24日		流通業務委員会	公益認定等委員会事務局打合
2月25日	労務管理研究会		会長業務打合・食育打合
2月28日			政策委員長打合・移転準備打合

3月1日			平成22年事業総括まとめ
3月2日			フーデックス参観
3月3日	情報システム研究会		省エネ法対応ヒアリング調査
3月4日	食育に関するW･G		年間収支予算案作成
3月7日	執行運営委員会		缶詰団体専務会･収支予算案作成
3月8日			会報入稿・定款変更打合
3月9日			長野県食品問屋連盟定時総会
3月10日			会報校正･年度収支予算作成
3月11日	システム専門部会		卸売統計資料集計
3月14日			震災緊急支援活動
3月15日			震災緊急支援活動
3月16日			震災緊急支援活動
3月17日			食流改善機構臨時理事会
3月18日			震災緊急支援活動
3月22日			「食に関する将来ビジョン」ヒアリング
3月23日			政策委員会資料準備・会報郵送準備
3月24日			政策委員会資料作成・ニュースリリース
3月25日	政策委員会		会報発送
3月28日			食品産業における震災に関する説明会
3月29日			会長業務打合・要請書提出
3月30日			電力需要抑制対策打合
3月31日			年度締め･電力抑制策提出

会　員　動　向

会員・事業所会員・賛助会員動向表

平成23年３月31日現在
社団法人　日本加工食品卸協会

年　度	会員	前年増減数	事業所	前年増減数	賛助会員	前年増減数	団体会員	前年増減数	合　計	前年増減数
平成23年	141	▲8	131	▲5	134	1	3	0	409	▲12
22年	149	▲1	136	▲12	133	0	3	0	421	▲13
21年	150	▲7	148	▲6	133	13	3	0	434	0
20年	157	▲8	154	▲4	120	▲1	3	0	434	▲13
19年	165	▲6	158	6	121	2	3	0	447	2
18年	171	▲7	152	4	119	18	3	0	445	15
17年	178	▲11	148	▲21	101	▲1	3	0	430	▲33
16年	189	▲3	169	▲2	102	0	3	0	463	▲5
15年	192	▲8	171	▲10	102	▲1	3	0	468	▲19
14年	200	▲6	181	1	103	0	3	0	487	▲5
13年	206	▲2	180	33	103	▲2	3	0	492	29
12年	208	▲18	147	1	105	▲1	3	0	463	▲18
11年	226	▲21	146	3	106	▲5	3	0	481	▲23
10年	247	▲15	143	8	111	1	3	0	504	▲6
9年	262	▲11	135	▲1	110	0	3	0	510	▲12
8年	273	▲13	136	5	110	▲2	3	0	522	▲10
7年	286	▲7	131	▲18	112	0	3	0	532	▲25
6年	293	▲13	149	1	112	▲1	3	0	557	▲13
5年	306	1	148	10	113	▲3	3	0	570	8
4年	305	2	138	0	116	0	3	0	562	2
3年	303	0	138	3	116	0	3	0	560	3
昭和55年	333	－	135	－	116	－	4	－	588	－

会員・事業所会員・賛助会員動向表

社団法人　日本加工食品卸協会

	会　員	事業所会員	賛助会員	団体賛助会員	計
H22. 04. 01現在	149	136	133	3	421
新規加入	0	0	5	0	5
退会	8	5	4	0	17
H23. 03. 31現在	141	131	134	3	409

支部別会員及び事業所会員内訳

平成23年　3月31日現在

支部	県	会員	事・会員	支部	県	会員	事・会員
北海道	北海道	１１	9	近畿	京都	―	2
	(計)	(１１)	(　9)		大阪	１０	１１
東北	青森	1	―		奈良	1	―
	秋田	1	―		和歌山	―	―
	岩手	―	1		滋賀	―	―
	山形	1	―		兵庫	3	2
	宮城	3	9		(計)	(１４)	(１５)
	福島	3	1	中国	鳥取	―	―
	(計)	(　9)	(１１)		島根	1	1
関東	東京	３１	１６		岡山	3	1
	神奈川	1	5		広島	4	１０
	千葉	3	2		山口	3	―
	埼玉	1	5		(計)	(１１)	(１２)
	栃木	3	1	四国	香川	2	4
	群馬	2	2		徳島	―	1
	茨城	2	2		愛媛	―	1
	長野	2	5		高知	1	2
	山梨	2	1		(計)	(　3)	(8)
	静岡	3	5	九州	福岡	3	１２
	新潟	2	―	沖縄	佐賀	2	―
	(計)	(５２)	(４４)		大分	3	―
東海	愛知	6	9		長崎	3	―
	三重	1	0		熊本	2	―
	岐阜	2	―		宮崎	4	1
	(計)	(　9)	(　9)		鹿児島	3	1
北陸	石川	4	6		沖縄	5	1
	富山	1	2		(計)	(２５)	(１５)
	福井	2	―	合　計		１４１	１３１
	(計)	(7)	(8)				

平成22年度 入・退会会員一覧表

（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

［入 会 会 員］

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考

［退 会 会 員］

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考
H22. 06. 01	東北	福島県	㈱山新商店	会社都合
H22. 06. 10	東海	愛知県	㈱豊橋トーエー	会社都合
H22. 07. 01	九州・沖縄	佐賀県	脇山総合食品㈱	倒産
H22. 08. 01	東海	愛知県	㈱愛知メイカン	会社都合
H23. 03. 31	九州・沖縄	福岡県	㈱久井本店	会社都合
〃	近畿	兵庫県	㈱ウエシマコーヒーフーズ	会社都合
〃	東海	愛知県	㈱梅澤	合併
〃	関東	茨城県	㈱友部豊吉商店	会社都合

［入 会 事 業 所 会 員］

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考

［退 会 事 業 所 会 員］

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考
H23. 03. 31	東海	三重県	㈱トーカントーエー伊勢店	会社都合
〃	関東	神奈川県	㈱梅澤関東支社	合併
〃	東海	愛知県	㈱梅澤中部支社	〃
〃	近畿	大阪府	㈱梅澤西日本支社	〃
〃	九州・沖縄	福岡県	㈱梅澤福岡支店	〃

［入 会 賛 助 会 員］

届出月日	所 在 地	企 業 名	備 考
H22. 09. 09	長野県	マルコメ㈱	
H22. 09. 08	愛知県	永井海苔㈱	
H22. 09. 30	大阪府	ダイドードリンコ㈱	
H22. 12. 27	大阪府	エースコック㈱	
H23. 02. 01	群馬県	㈱マンナンライフ	

［退 会 賛 助 会 員］

届出月日	所 在 地	企 業 名	備 考
H22. 06. 01	愛知県	㈱マルアイ	事業統合
H22. 06. 15	東京都	㈱新進	会社都合
H22. 09. 30	東京都	ユニリーバ・ジャパンカスタマーマーケティング	事業統合
H23. 03. 31	東京都	ケンコーマヨネーズ㈱	業種変更

（平成23年4月1日～平成23年4月30日）

［入 会 会 員］

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考
H23. 04. 01	関東	東京都	㈱三越伊勢丹フードサービス	社名変更
〃	関東	神奈川県	神奈川国分(株)	会社統合

［退 会 会 員］

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考
H23. 04. 01	関東	東京都	㈱二幸	社名変更

［退 会 事 業 所 会 員］

届出月日	支 部	所 在 地	企 業 名	備 考
H23. 04. 01	関東	神奈川県	国分㈱神奈川支社	会社統合

平成22年度 収支計算書

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

一般会計　　(単位:円)

科目	予算額	決算額	差異
Ⅰ 事業活動収支の部			
1．事業活動収入			
会費収入	[54,401,000]	[54,147,500]	[253,500]
会員会費収入	(54,401,000)	(54,147,500)	(253,500)
正会員会費収入	27,620,000	27,505,000	115,000
事業所会費収入	1,360,000	1,360,000	0
賛助会費収入	22,821,000	22,682,500	138,500
団体賛助会費	2,600,000	2,600,000	0
雑収入	[80,000]	[1,685,078]	[△ 1,605,078]
雑収入	(80,000)	(1,685,078)	(△ 1,605,078)
受取利息	30,000	16,063	13,937
雑収入	50,000	1,669,015	△ 1,619,015
事業活動収入計	54,481,000	55,832,578	△ 1,351,578
2．事業活動支出			
事業費	[31,973,000]	[28,587,989]	[3,385,011]
調査研究	(20,272,000)	(20,226,971)	(45,029)
調査研究費	20,272,000	20,226,971	45,029
教育研修事業費	(6,570,000)	(3,757,161)	(2,812,839)
人材育成事業費	5,110,000	2,656,056	2,453,944
情報システム研修会	1,460,000	1,101,105	358,895
知識啓発事業費	(5,131,000)	(4,603,857)	(527,143)
啓発事業費	3,982,000	3,454,757	527,243
宣伝事業費	1,149,000	1,149,100	△ 100
管理費	[26,345,000]	[22,952,186]	[3,392,814]
人件費	(14,525,000)	(14,382,992)	(142,008)
役員報酬	9,510,000	9,510,000	0
職員給料手当	3,765,000	3,765,000	0
福利厚生費	1,250,000	1,107,992	142,008
会議費	(2,120,000)	(1,879,338)	(240,662)
会議費	2,120,000	1,879,338	240,662
事務諸費	(9,700,000)	(6,689,856)	(3,010,144)
旅費交通費	740,000	550,370	189,630
通信運搬費	1,400,000	397,992	1,002,008
消耗品費	1,520,000	1,103,181	416,819
光熱水料費	160,000	157,692	2,308
賃借料	4,690,000	3,120,096	1,569,904
雑費	100,000	80,455	19,545
交際費	90,000	58,770	31,230
租税公課	0	221,300	△ 221,300
支払寄付金	1,000,000	1,000,000	0
事業活動支出計	58,318,000	51,540,175	6,777,825
事業活動収支差額	△ 3,837,000	4,292,403	△ 8,129,403
Ⅱ 投資活動収支の部			
1．投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2．投資活動支出			
特定資産取得支出	[1,135,000]	[1,135,000]	[0]
退職引当資産取得支出	1,135,000	1,135,000	0
投資活動支出計	1,135,000	1,135,000	0
投資活動収支差額	△ 1,135,000	△ 1,135,000	0
Ⅲ 財務活動収支の部			
1．財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0

科　　目	予算額	決算額	差　異
2．財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 4,972,000	3,157,403	△ 8,129,403
前期繰越収支差額	26,581,303	26,581,303	0
次期繰越収支差額	21,609,303	29,738,706	△ 8,129,403

収支計算書に対する注記　　(H23.03.31)

1．資金の範囲

資金の範囲には、現金、預金、定期預金及び仮払金から仮受金・預り金を差し引いたとものする。尚、前期末及び当期末残高は下記２に記載する通りである。

2．次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科　目	前期末残高	当期末残高
現　　金	4,018	40,372
預　　金	21,283,823	24,811,676
定期預金	5,000,000	5,000,000
仮 払 金	390,012	0
未 払 金	0	0
仮 受 金	-96,550	0
預 り 金	0	-113,342
次期繰越収支差額	26,581,303	29,738,706

貸 借 対 照 表

平成23年 3月31日現在

一般会計　　(単位:円)

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　資産の部			
1．流動資産			
現金預金	29,852,048	26,287,841	3,564,207
現　　金	40,372	4,018	36,354
普通預金	24,811,676	21,283,823	3,527,853
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
仮払金	0	390,012	△ 390,012
流動資産合計	29,852,048	26,677,853	3,174,195
2．固定資産			
(2) 特定資産			
退職給付引当預金	4,175,324	3,040,324	1,135,000
特定資産合計	4,175,324	3,040,324	1,135,000
固定資産合計	4,175,324	3,040,324	1,135,000
資産合計	34,027,372	29,718,177	4,309,195
Ⅱ　負債の部			
1．流動負債			
預り金	113,342	0	113,342
仮受金	0	96,550	△ 96,550
流動負債合計	113,342	96,550	16,792
2．固定負債			
退職給付引当金	4,175,324	3,040,324	1,135,000
固定負債合計	4,175,324	3,040,324	1,135,000
負債合計	4,288,666	3,136,874	1,151,792
Ⅲ　正味財産の部			
1．指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2．一般正味財産	29,738,706	26,581,303	3,157,403
正味財産合計	29,738,706	26,581,303	3,157,403
負債及び正味財産合計	34,027,372	29,718,177	4,309,195

平成22年度 正味財産増減計算書

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

一般会計　　（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1) 経常収益			
会費収入	[54,147,500]	[54,491,000]	[△ 343,500]
会員会費収入	(54,147,500)	(54,491,000)	(△ 343,500)
正会員会費収入	27,505,000	27,660,000	△ 155,000
事業所会費収入	1,360,000	1,390,000	△ 30,000
賛助会費収入	22,682,500	22,821,000	△ 138,500
団体賛助会費	2,600,000	2,600,000	0
加入金収入	0	20,000	△ 20,000
雑収入	[1,685,078]	[427,240]	[1,257,838]
雑収入	(1,685,078)	(427,240)	(1,257,838)
受取利息	16,063	27,240	△ 11,177
雑収入	1,669,015	400,000	1,269,015
経常収益計	55,832,578	54,918,240	914,338
(2) 経常費用			
事業費	[28,587,989]	[32,127,174]	[△ 3,539,185]
調査研究	(20,226,971)	(21,616,804)	(△ 1,389,833)
調査研究費	20,226,971	21,616,804	△ 1,389,833
教育研修事業費	(3,757,161)	(5,319,147)	(△ 1,561,986)
人材育成事業費	2,656,056	4,180,442	△ 1,524,386
情報システム研修会	1,101,105	1,138,705	△ 37,600
知識啓発事業費	(4,603,857)	(5,191,223)	(△ 587,366)
啓発事業費	3,454,757	4,042,123	△ 587,366
宣伝事業費	1,149,100	1,149,100	0
管理費	[24,087,186]	[24,054,754]	[32,432]
人件費	(15,517,992)	(14,945,758)	(572,234)
役員報酬	9,510,000	9,510,000	0
職員給料手当	3,765,000	3,750,000	15,000
福利厚生費	1,107,992	1,027,258	80,734
退職給付費用	1,135,000	658,500	476,500
会議費	(1,879,338)	(2,024,065)	(△ 144,727)
会議費	1,879,338	2,024,065	△ 144,727
事務諸費	(6,689,856)	(7,084,931)	(△ 395,075)
旅費交通費	550,370	541,160	9,210
通信運搬費	397,992	354,479	43,513
消耗品費	1,103,181	1,219,995	△ 116,814
光熱水料費	157,692	154,013	3,679
賃借料	3,120,096	4,680,144	△ 1,560,048
雑費	80,455	78,860	1,595
交際費	58,770	56,280	2,490
租税公課	221,300	0	221,300
支払寄付金	1,000,000	0	1,000,000
経常費用計	52,675,175	56,181,928	△ 3,506,753
当期経常増減額	3,157,403	△ 1,263,688	4,421,091
2．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	3,157,403	△ 1,263,688	4,421,091
一般正味財産期首残高	26,581,303	27,844,991	△ 1,263,688

科　　目	当年度	前年度	増　減
一般正味財産期末残高	29,738,706	26,581,303	3,157,403
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ　正味財産期末残高	29,738,706	26,581,303	3,157,403

財務諸表に対する注記

１．重要な会計方針
平成１８年度から「公益法人会計基準」（公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申し合わせ平成１６年１０月１４日）を採用している。
①引当金の計上基準
退職給付引当金は、要支給額を基準とする計上方式を採用している。
②消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込み方式による。

２．基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科　　目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産 退職給付引当預金	3,040,324	1,135,000		4,175,324

３．基本財産及び特定資産の財源等の内訳
基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科　　目	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に関する対応額）
特定資産 退職給付引当預金	4,175,324		4,175,324	4,175,324

専務理事	係

平成２３年　４月１５日監査

監　査　印		

平成22年度 財産目録

平成23年 3月31日現在

一般会計　　(単位:円)

科目	金額		
Ⅰ 資産の部			
1．流動資産			
現金預金	29,852,048		
現金手許有高	40,372		
普通預金	24,811,676		
みずほ日本橋	11,490,506		
三井住友東京中央	1,235,566		
三菱東京ＵＦＪ日本橋	12,085,604		
定期預金	5,000,000		
三菱東京ＵＦＪ日本橋	5,000,000		
流動資産合計		29,852,048	
2．固定資産			
(2) 特定資産			
退職給付引当預金	4,175,324		
みずほ銀行普通	4,175,324		
特定資産合計	4,175,324		
固定資産合計		4,175,324	
資産合計			34,027,372
Ⅱ 負債の部			
1．流動負債			
預り金	113,342		
流動負債合計		113,342	
2．固定負債			
退職給付引当金	4,175,324		
固定負債合計		4,175,324	
負債合計			4,288,666
正味財産			29,738,706

監査報告書

平成２２年度社団法人日本加工食品卸協会の業務報告を受け、財務諸表及び帳票・証憑につき、監査の結果適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。

平成２３年　４月１５日

監　事　株式会社ヤグチ
取締役会長　萩原　弥重

監　事　廣屋国分株式会社
代表取締役副会長　濱口　吉右衛門

監　事　味の素株式会社
常務執行役員　小原　利郎

平成22年度本・支部　収支計算書

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

（単位：円）

科目	予算額	決算額	差異
Ⅰ　事業活動収支の部			
1．事業活動収入			
本部配賦金	[9,260,000]	[9,260,000]	[0]
配賦金	(9,260,000)	(9,260,000)	(0)
配賦金	9,260,000	9,260,000	0
会費収入	[54,401,000]	[54,147,500]	[253,500]
会員会費収入	(54,401,000)	(54,147,500)	(253,500)
正会員会費収入	27,620,000	27,505,000	115,000
事業所会費収入	1,360,000	1,360,000	0
賛助会費収入	22,821,000	22,682,500	138,500
団体賛助会費	2,600,000	2,600,000	0
雑収入	[1,993,058]	[3,788,515]	[△ 1,795,457]
雑収入	(1,993,058)	(3,788,515)	(△ 1,795,457)
受取利息	33,058	19,500	13,558
雑収入	1,960,000	3,769,015	△ 1,809,015
事業活動収入計	65,654,058	67,196,015	△ 1,541,957
2．事業活動支出			
事業費	[42,913,000]	[39,549,778]	[3,363,222]
旅費交通費	(340,000)	(369,780)	(△ 29,780)
旅費交通費	340,000	369,780	△ 29,780
調査研究	(22,552,000)	(22,911,328)	(△ 359,328)
調査研究費	22,552,000	22,911,328	△ 359,328
教育研修事業費	(12,590,000)	(8,412,833)	(4,177,167)
人材育成事業費	10,930,000	6,580,283	4,349,717
情報システム研修会	1,460,000	1,101,105	358,895
商品研修会	200,000	731,445	△ 531,445
知識啓発事業費	(5,131,000)	(4,603,857)	(527,143)
啓発事業費	3,982,000	3,454,757	527,243
宣伝事業費	1,149,000	1,149,100	△ 100
会議費	(2,300,000)	(3,251,980)	(△ 951,980)
会議費	2,300,000	3,251,980	△ 951,980
管理費	[28,341,525]	[25,022,578]	[3,318,947]
人件費	(14,525,000)	(14,382,992)	(142,008)
役員報酬	9,510,000	9,510,000	0
職員給料手当	3,765,000	3,765,000	0
福利厚生費	1,250,000	1,107,992	142,008
会議費	(2,970,000)	(2,728,050)	(241,950)
会議費	2,970,000	2,728,050	241,950
事務諸費	(10,846,525)	(7,911,536)	(2,934,989)
旅費交通費	1,810,000	1,720,630	89,370
通信運搬費	1,400,000	423,112	976,888
消耗品費	1,520,000	1,107,061	412,939
光熱水料費	160,000	157,692	2,308
賃借料	4,690,000	3,120,096	1,569,904
雑費	123,525	101,875	21,650
交際費	143,000	58,770	84,230
租税公課	0	222,300	△ 222,300
支払寄付金	1,000,000	1,000,000	0
事業活動支出計	71,254,525	64,572,356	6,682,169
事業活動収支差額	△ 5,600,467	2,623,659	△ 8,224,126
Ⅱ　投資活動収支の部			
1．投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0

科　　目	予算額	決算額	差　異
2．投資活動支出			
特　定　資　産　取　得　支　出	[1,135,000]	[1,135,000]	[0]
退　職　引　当　資　産　取　得　支　出	1,135,000	1,135,000	0
投資活動支出計	1,135,000	1,135,000	0
投資活動収支差額	△ 1,135,000	△ 1,135,000	0
Ⅲ　財務活動収支の部			
1．財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2．財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ　予備費支出	[100,000]	――――	[100,000]
当期収支差額	△ 6,835,467	1,488,659	△ 8,324,126
前期繰越収支差額	36,075,113	36,075,113	0
次期繰越収支差額	29,239,646	37,563,772	△ 8,324,126

平成22年度本・支部　貸借対照表

平成23年 3月31日現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　資産の部			
1．流動資産			
現金預金	37,677,114	35,781,651	1,895,463
現金	120,980	69,999	50,981
普通預金	32,106,134	30,011,652	2,094,482
定期預金	5,450,000	5,700,000	△ 250,000
仮払金	0	390,012	△ 390,012
流動資産合計	37,677,114	36,171,663	1,505,451
2．固定資産			
(2) 特定資産			
退職給付引当預金	4,175,324	3,040,324	1,135,000
特定資産合計	4,175,324	3,040,324	1,135,000
固定資産合計	4,175,324	3,040,324	1,135,000
資産合計	41,852,438	39,211,987	2,640,451
Ⅱ　負債の部			
1．流動負債			
預り金	113,342	0	113,342
仮受金	0	96,550	△ 96,550
流動負債合計	113,342	96,550	16,792
2．固定負債			
退職給付引当金	4,175,324	3,040,324	1,135,000
固定負債合計	4,175,324	3,040,324	1,135,000
負債合計	4,288,666	3,136,874	1,151,792
Ⅲ　正味財産の部			
1．指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2．一般正味財産	37,563,772	36,075,113	1,488,659
正味財産合計	37,563,772	36,075,113	1,488,659
負債及び正味財産合計	41,852,438	39,211,987	2,640,451

平成22年度本・支部　正味財産増減計算書

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1) 経常収益			
会費収入	[54,147,500]	[54,491,000]	[△ 343,500]
会員会費収入	(54,147,500)	(54,491,000)	(△ 343,500)
正会員会費収入	27,505,000	27,660,000	△ 155,000
事業所会費収入	1,360,000	1,390,000	△ 30,000
賛助会費収入	22,682,500	22,821,000	△ 138,500
団体賛助会費	2,600,000	2,600,000	0
加入金収入	0	20,000	△ 20,000
雑収入	[3,788,515]	[2,664,034]	[1,124,481]
雑収入	(3,788,515)	(2,664,034)	(1,124,481)
受取利息	19,500	33,034	△ 13,534
雑収入	3,769,015	2,631,000	1,138,015
経常収益計	57,936,015	57,155,034	780,981
(2) 経常費用			
事業費	[30,289,778]	[32,296,199]	[△ 2,006,421]
旅費交通費	(369,780)	(23,000)	(346,780)
旅費交通費	369,780	23,000	346,780
調査研究	(13,651,328)	(15,415,858)	(△ 1,764,530)
調査研究費	13,651,328	15,415,858	△ 1,764,530
教育研修事業費	(8,412,833)	(9,459,901)	(△ 1,047,068)
人材育成事業費	6,580,283	7,451,668	△ 871,385
情報システム研修会	1,101,105	1,138,705	△ 37,600
商品研修会	731,445	869,528	△ 138,083
知識啓発事業費	(4,603,857)	(5,191,223)	(△ 587,366)
啓発事業費	3,454,757	4,042,123	△ 587,366
宣伝事業費	1,149,100	1,149,100	0
会議費	(3,251,980)	(2,206,217)	(1,045,763)
会議費	3,251,980	2,206,217	1,045,763
管理費	[26,157,578]	[26,861,146]	[△ 703,568]
人件費	(15,517,992)	(14,945,758)	(572,234)
役員報酬	9,510,000	9,510,000	0
職員給料手当	3,765,000	3,750,000	15,000
福利厚生費	1,107,992	1,027,258	80,734
退職給付費用	1,135,000	658,500	476,500
会議費	(2,728,050)	(4,809,401)	(△ 2,081,351)
会議費	2,728,050	4,809,401	△ 2,081,351
事務諸費	(7,911,536)	(7,105,987)	(805,549)
旅費交通費	1,720,630	541,160	1,179,470
通信運搬費	423,112	354,479	68,633
消耗品費	1,107,061	1,222,221	△ 115,160
光熱水料費	157,692	154,013	3,679
賃借料	3,120,096	4,680,144	△ 1,560,048
雑費	101,875	96,290	5,585
交際費	58,770	56,280	2,490
租税公課	222,300	1,400	220,900
支払寄付金	1,000,000	0	1,000,000
経常費用計	56,447,356	59,157,345	△ 2,709,989
当期経常増減額	1,488,659	△ 2,002,311	3,490,970
2．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0

科　　目	当年度	前年度	増　減
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,488,659	△ 2,002,311	3,490,970
一般正味財産期首残高	36,075,113	38,077,424	△ 2,002,311
一般正味財産期末残高	37,563,772	36,075,113	1,488,659
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ　正味財産期末残高	37,563,772	36,075,113	1,488,659

平成22年度本・支部　財産目録

平成23年 3月31日現在

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　資産の部			
1．流動資産			
現金預金	37,677,114		
現金手許有高	120,980		
普通預金	32,106,134		
みずほ日本橋	12,338,387		
三井住友東京中央	1,235,566		
三菱東京ＵＦＪ日本橋	12,085,604		
三菱東京ＵＦＪ柳橋	17,549		
三井住友大阪中央	455,069		
北洋 大通	2,122,154		
七十七 名掛丁	102,570		
北国 中央市場	97,493		
広島 広島西	684,517		
四国 本店	830,335		
福岡 北九州営業部	2,136,890		
定期預金	5,450,000		
三菱東京ＵＦＪ日本橋	5,000,000		
北国 中央市場	450,000		
流動資産合計		37,677,114	
2．固定資産			
(2) 特定資産			
退職給付引当預金	4,175,324		
みずほ銀行普通	4,175,324		
特定資産合計	4,175,324		
固定資産合計		4,175,324	
資産合計			41,852,438
Ⅱ　負債の部			
1．流動負債			
預り金	113,342		
流動負債合計		113,342	
2．固定負債			
退職給付引当金	4,175,324		
固定負債合計		4,175,324	
負債合計			4,288,666
正味財産			37,563,772

平成23年度事業計画（案）

（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

社団法人　日本加工食品卸協会

未曾有の大震災は、原発事故という深刻な事態も引き起こし、電力不足は食品流通にも大きな試練を与えている。今回の大震災は、あらためて非常時の食品流通のあり方や生活を守る社会的使命感と生活貢献を最優先する業界としての産業行動の姿勢、真価が問われているものと考える。

このような環境の中で、生活様式の変革を求めるような国難に対処すべく、食品流通業界全体で「食」のライフラインを維持するため、従来の食品流通のSCMを抜本的に見直し、状況に適した流通システムを再構築して、国内市場を整備する事がより重要であると考え、平成23年度の事業を次の如く計画する。

１．調査研究事業

（１）電力節電抑制策の業界「自主行動計画」の調査と策定
（２）構造変革と競争環境の中で、卸売業の活性化とその方向性にについての調査研究
（３）業界として変化する制度、関連法規への適正な対応を図る調査研究
（４）TPP（環太平洋経済連携協定）に関する業界への影響についての調査研究
（５）次期「環境自主行動計画」についての調査研究
（６）食育運動について加工食品卸売業界としての新たな取組みについての調査研究
（７）加工食品卸売統計調査の継続

２．研修・普及啓発事業

（１）業界流通インフラの整備強化と普及啓発
（２）卸売経営活性化への基本ポリシーとその方向性についての研修
（３）「新物流コスト」の実態調査における普及啓発

３．本部活動

（１）公益法人制度改革への対応
（２）本部活動の効果的運営と支部活動の活性化支援
（３）会員相互間のコミュニケーション強化と情報発信力を高めるHPのリニュアル

以　上

平成23年度実施計画（案）

社団法人　日本加工食品卸協会

概　要

平成23年度は、事業計画（案）に基づき主要な組織活動として下記のような事業を実施する。

（１）政策委員会

・直面する環境変化に適応した流通SCMの抜本的見直しと普及啓発
・「食品取引改善協議会」や「賛助会員幹事店会」の組織活動をとおして食品卸売業の活性化とその方向性について協議、提言する
・業界として変化する制度、関連法規への適正な対応を図る調査、研究を行う
・「環境数値算定標準化協議会」は次期「環境自主行動計画」の在り方について調査し対応を図る

（２）執行運営委員会

・電力節電抑制策の業界「自主行動計画」を調査と策定
・行政改革推進法に基づく公益法人制度改革への対応と推進
・TPP（環太平洋経済連携協定）に関する業界への影響についての調査研究加工食品卸売統計調査の継続
・本部の情報発信力を高めるHPのリニュアル

（３）ワーキンググループと主要研究会の活動テーマ

①　食育に関するW･G
・「食育と食品選択のためのハンドブック」の内容リニュアルとHPのリリース

②　環境問題W･G
・次期「環境自主行動計画」について実務的立場で研究し協議会に提言する

③　EDI　W･G
・IFRS対応のEDIシステムの標準化についての研究

④　情報システム研究会
・各システム研究団体活動の共有化と「流通BMS」の普及拡大
・業界のクラウドコンピューテイングについての調査研究

⑤　物流問題研究会
・「物流コスト実態調査」の結果についての普及啓発

以　上

平成２３年　４月　１日

運営組織図（案）

［社］日本加工食品卸協会

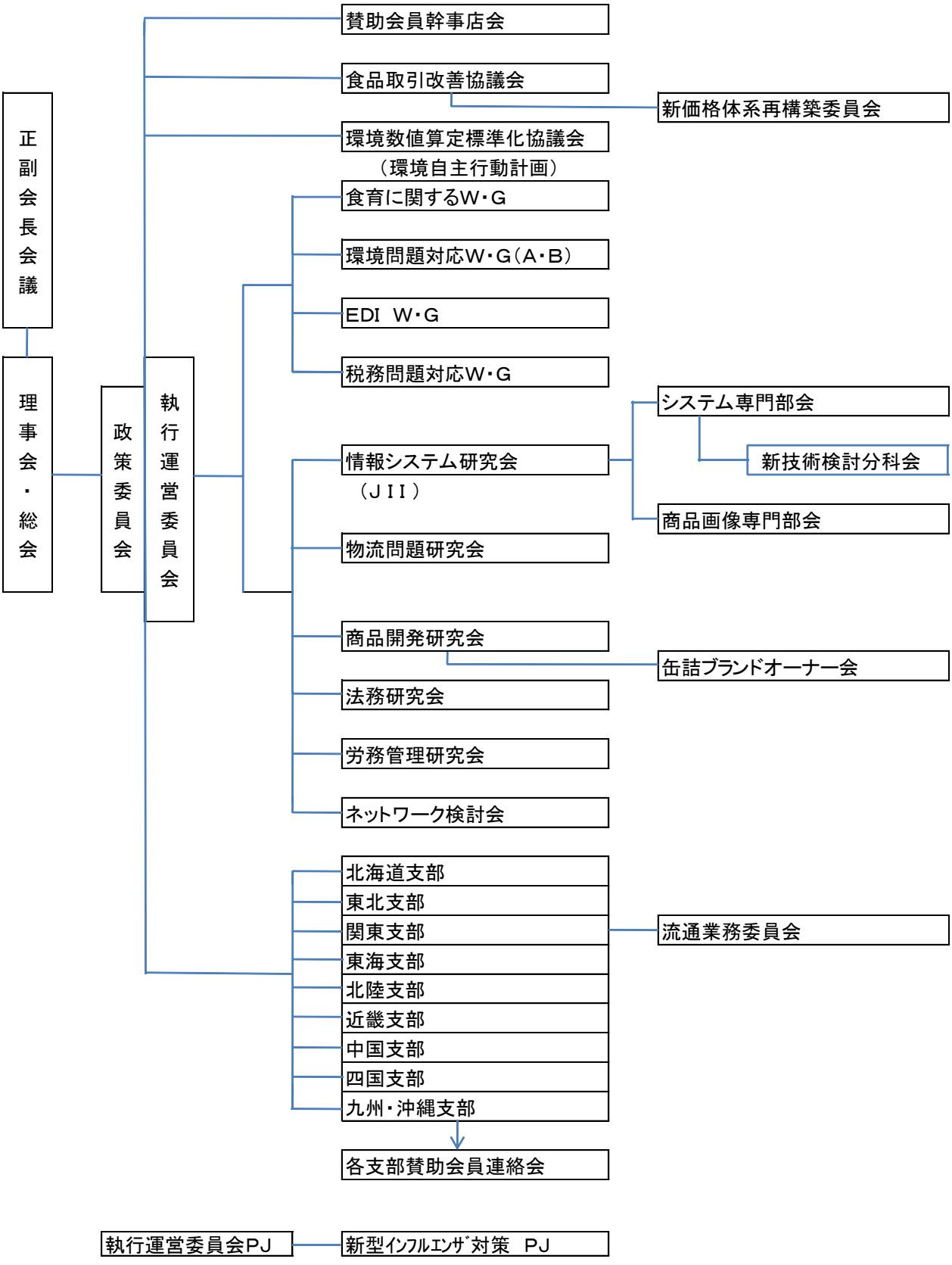

平成23年度　運営組織名簿

㈳　日本加工食品卸協会
（社名50音順：敬称略）

政策委員会・食品取引改善協議会

	会社名	委員名	所属・役職
○	伊藤忠食品㈱	足立　　誠	取締役・専務執行役員東日本営業本部長
	加藤産業㈱	多原　善雄	常務取締役東京本部長
○	国分㈱	北見　　賢	常務取締役経営統括本部副本部長兼営業本部長
	㈱日本アクセス	堀井壯一郎	専務取締役社長補佐東日本営業管掌兼広域営業本部長
	三井食品㈱	川村　哲夫	顧問
	明治屋商事㈱	山本　泰生	取締役常務執行役員営業本部副本部長兼広域流通部長
◎	㈱菱　食	中嶋　隆夫	取締役副社長執行役員営業管掌兼加食営業統括
	［社］日本加工食品卸協会	奥山　則康	専務理事

◎印：委員長　　○印：副委員長

執行運営委員会

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品㈱	青山　裕一	商品本部商品統括部部長
加藤産業㈱	福島　和成	取締役東京本部副本部長兼東関東支社長
国分㈱	清水　宣和	常務取締役経営統括本部副本部長兼業務本部長
コンタツ㈱	湯浅　正男	取締役営業統括部長
㈱サンヨー堂	小林　由朗	取締役営業本部商品部長
㈱日本アクセス	成田　祐一	専務取締役　総合企画本部長　中国事業管掌
三井食品㈱	大江　正彦	執行役員営業本部副本部長
明治屋商事㈱	和田　　正	常務執行役員首都圏支社長
㈱菱食	田口　耕輝	執行役員加食商品本部長
［社］日本加工食品卸協会	奥山　則康	専務理事

○印：委員長

賛助会員幹事店会

会 社 名	氏 名	役 職
味の素㈱	小原　利郎	常務執行役員食品事業部副本部長（国内営業統括）
カゴメ㈱	寺田　直行	取締役専務執行役員営業管掌兼ｺﾝｼｭｰﾏｰ事業本部長
カルピス㈱	岸上　克彦	常務執行役員
キッコーマン食品㈱	福光　正則	取締役常務執行役員兼ﾅｼｮﾅﾙ・ｾｰﾙｽ・ﾏﾈｼﾞｬｰ
キユーピー㈱	山本　範雄	執行役員家庭用本部本部長
サントリーフーズ㈱	安部　　博	常務取締役営業本部長
日清オイリオグループ㈱	吉田　伸章	執行役員東京支店長兼ＲＳ営業部長
日清食品㈱	三浦　善功	代表取締役専務取締役営業本部長

日清フーズ㈱	岩崎　浩一	常務取締役営業本部長
日本水産㈱	西田　潤一	執行役員広域営業本部長
ネスレ日本㈱	芹澤　祐治	常務執行役員営業本部長
ハウス食品㈱	井上　　始	取締役専務執行役員営業本部長
㈱桃屋	菅原　通之	営業企画室室長

［日本加工食品卸協会委員各位］

会 社 名	氏 名	役 職
伊藤忠食品㈱	足立　　誠	取締役専務執行役員東日本営業本部長
加藤産業㈱	多原　善雄	常務取締役東京本部長
国分㈱	北見　　賢	常務取締役経営統括本部副本部長兼営業本部長
コンタツ㈱	湯浅　正男	取締役営業統括部長
㈱サンヨー堂	小林　由朗	取締役営業本部商品部長
㈱日本アクセス	堀井壯一郎	専務取締役　社長補佐東日本営業管掌兼広域営業本部長
三井食品㈱	川村　哲夫	顧問
明治屋商事㈱	山本　泰生	取締役常務執行役員営業本部副本部長兼広域流通部長
㈱菱食	中嶋　隆夫	取締役副社長執行役員営業管掌兼加食営業統括
日食協	奥山　則康	専務理事

環境数値算定標準化協議会

	会社名	委員名	所属・役職
	協議委員		
○	㈱菱食	原田　　務	取締役専務執行役員戦略機能部門統括
	㈱日本アクセス	中井　　忍	常務執行役員ロジスティクス本部長
	国分㈱	清水　宣和	常務取締役経営統括本部副本部長兼業務本部長
	実務委員		
	㈱菱食	小林　一之	戦略機能部門統括部ＳＣＭ統括チームリーダー
	㈱日本アクセス	高田　英一	ロジスティクス本部ロジスティクス管理部担当部長
△	国分㈱	山田　英夫	経営企画部環境担当リーダー
	［社］日本加工食品卸協会	奥山　則康	専務理事

○印：協議委員長　△実務委員会座長

食育に関するＷＧ

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品 ㈱	杉本　匡生	営業サポート室営業企画チームチーム長
加藤産業㈱	里中　　周	営業企画部専任課長

	国　分㈱	岡村　宏隆	社長室長兼経営企画部広報担当部長兼環境担当部長
○	㈱日本アクセス	中島　敏彦	総合企画本部営業企画部担当部長
	〃	掛村　佳代	総合企画本部営業企画部営業推進１課
	三井食品㈱	笠井　　隆	営業本部営業推進部副部長
	明治屋商事㈱	石見　英一	営業本部リテールサポート推進部RSチーム課長補佐
	㈱菱　食	宮田　史生	次世代事業推進本部Ｒ－プランニング部 営業サポートチーム　副主事

○印：座長

環境問題対応W･G（Ａチーム）

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品㈱	花澤　隆志	人事総務本部人事総務部総務課
加藤産業㈱	安井　弘人	環境管理部専任課長
国　分㈱	山田　英夫	経営企画部環境担当
㈱日本アクセス	田近　博巳	CSR･法務・コンプライアンス部
〃	青木　　丹	〃　　環境管理課担当課長
三井食品㈱	木内　治久	物流本部物流管理部遵法推進室室長
明治屋商事㈱	菊島　隆文	営業本部ﾛｼﾞｽﾃｨｸｽ部戦略企画ﾁｰﾑ課長
○ ㈱菱　食	三宅　義之	管理本部CSR推進室　室長代理
㈱菱　食	小林　一之	戦略機能部門統括部SCM環境チーム　チームリーダー

○印：座長

環境問題対応W･G（Ｂチーム）

	会社名	委員名	所属・役職
	伊藤忠食品㈱	関戸　　隆	環境・品質管理室課長役
○	加藤産業㈱	大海　裕也	環境管理部係長
	〃	里中　　彌	ロジスティクス部課長
◎	国　分㈱	山田　英夫	経営企画部環境担当課長
	日本酒類販売㈱	亀山　　猛	情報物流本部物流統括部物流企画課参事補
	㈱サンヨー堂	石黒　健児	業務部次長
	㈱日本アクセス	田近　博巳	CSR･法務・コンプライアンス部
	〃	青木　　丹	〃　　環境管理課担当課長
	三井食品㈱	高田　憲一	物流本部物流管理部遵法推進室
	明治屋商事㈱	吉見　政宣	管理本部人事総務部総務チームリーダー
	㈱菱　食	小林　一之	戦略機能部門統括部SCM環境チームリーダー

◎印：座長　○印：副座長

EDI W･G

	会社名	委員名	所属・役職
○	伊藤忠食品㈱	佐多　洋文	システム企画開発部企画第二課係長
	加藤産業㈱	生嶋　正基	情報システム部係長
	国　分㈱	平田　幸則	情報システム部ＥＤＩシステムチーム・チームリーダー
	㈱日本アクセス	天野　浩平	システム開発部業務・会計システム課
	日本酒類販売㈱	今野　政亨	情報物流本部情報統括部開発課
	三井食品㈱	松本　芳幸	コーポレートスタッフ本部情報システム部支援室
	明治屋商事㈱	大野　智広	管理本部システム部システム技術チーム課長
	㈱菱　食	山口　　陽	ITﾈｯﾄﾜｰｸ本部IT管理企画部ﾕﾋﾞｷﾀｽ創造推進ﾁｰﾑﾘｰﾀﾞｰ

○印：座長
※オブザーバー　　太田　岳秀　㈱ファイネット企画・開発部主任

税務問題対応 WG

	会社名	委員名	所属・役職
	伊藤忠食品㈱	酒井　健雄	財経本部副本部長兼財経企画室長
○	国　分㈱	鈴木　清史	経理財務部　副部長
	㈱サンヨー堂	小林　由朗	取締役営業本部商品部　部長
	㈱ 日本アクセス	重田　一頼	常務執行役員 管理本部長
	三井食品㈱	荒井　　徹	経理財務本部経理部　部長
	明治屋商事㈱	瀬戸　弘道	管理本部豊洲管理チームリーダー
	㈱菱　食	桜井　信彦	管理本部経理部　部長

○印：座長

情報システム研究会

	会社名	委員名	所属・役職
	旭食品㈱	竹内　恒夫	情報システム本部情報管理部部長
◎	伊藤忠食品㈱	竹腰　雅一	情報システム本部副本部長
	加藤産業㈱	弥谷惠太郎	常務取締役システム本部長
○	国　分㈱	高波　圭介	情報システム部長
	㈱ジャパン･インフォレックス	井口　泰夫	代表取締役社長
	㈱ トーカン	牧内　孝文	執行役員流通ｼｽﾃﾑ統括部長兼機能開発部長
	㈱日本アクセス	八十島幹夫	情報システム本部システム開発部部長
	日本酒類販売㈱	大西　完治	情報物流本部情報統括部部長
	三井食品㈱	弘中　治行	コーポレートスタッフ本部情報システム部部長
	明治屋商事㈱	加藤　秀久	管理本部システム部長
	ヤマエ久野㈱	草場　信之	経営・情報企画部ビジネスサポート課次長
	㈱菱　食	熊谷　孝志	ITネットワーク本部　東日本ユーザーサポート部長

◎印：座長　　○印：副座長
※オブザーバー　　村田　利衛　株式会社　ファイネット　営業推進部長

情報システム研究会システム専門部会 新技術検討分科会

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品 ㈱	侭田 直之	情報システム本部システム企画開発部システム企画第一課
加藤産業 ㈱	岩井 和司	情報システム部係長
国 分 ㈱	嘉数 裕樹	情報システム部運用・インフラチーム
㈱トーカン	五十川裕樹	流通システム統括部業務システム設計業務企画課主査
㈱日本アクセス	山本 真悟	情報システム本部システム開発部物流システム課
日本酒類販売 ㈱	佐藤 勝一	情報物流本部情報統括部システム企画課課長
三井食品 ㈱	大島 史照	コーポレートスタッフ本部情報システム部運用室
明治屋商事 ㈱	遠藤 慎治	管理本部システム部営業システムチーム課長補佐
㈱菱 食	平井 健之	ＩＴネットワーク本部IT開発部営業･管理システム開発チーム

※座長：輪番制

情報システム研究会システム専門部会

	企 業 名	情報処理料担当		EDP費比較項目担当	
		部 署	氏 名	部 署	氏 名
	㈱日本アクセス	システム企画部 IT業務管理課課長	田中 広介	システム企画部 IT業務管理課課長	田中 広介
	㈱トーカン	流通システム統括部 業務システム設計部 業務企画課 主幹	堀場 和昭	流通システム統括部 業務システム設計部 業務企画課 主幹	堀場 和昭
	明治屋商事㈱	管理本部 システム部長	加藤 秀久	管理本部 システム部長	加藤 秀久
◎	三井食品㈱	コーポレートスタッフ本部 情報システム部部長	弘中 治行	ｺｰﾎﾟﾚｰﾄｽﾀｯﾌ本部 情報システム部部長	弘中 治行
	㈱菱食	ITネットワーク本部 IT開発部長	新居 貴文	ITネットワーク本部 IT開発部長	新居 貴文
	伊藤忠食品㈱	情報システム本部 システム企画開発部部長	北濱 久司	情報システム本部 システム企画開発部部長	北濱 久司
	国分㈱	情報システム部	島 敏明	情報システム部	島 敏明
	加藤産業㈱	東京本部営業部 ユニットマネージャー	佐藤 一樹	東京本部営業部 ユニットマネージャー	佐藤 一樹
	日本酒類販売㈱	情報物流本部情報統括部 情報企画課課長	佐藤 勝一	情報物流本部情報統括部 情報企画課課長	佐藤 勝一

◎：座長

情報システム研究会「商品画像専門部会」

会社名	委員名	所属・役職	備　考
伊藤忠食品㈱	國京　　明	営業サポート室室長	
〃	杉本　匡生	〃　　営業企画チームチーム長	
加藤産業㈱	里中　　周	営業企画部専任課長	
〃	山田　良知	情報システム部専任課長	
国分㈱	花澤　　裕	営業本部ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ担当副部長兼事業開発部新規事業担当副部長	
㈱日本アクセス	中島　敏彦	総合企画本部営業企画部担当部長	
〃	樋口　綾子	総合企画本部営業企画部営業推進１課	
三井食品㈱	井原　　孝	営業本部営業推進部	
明治屋商事㈱	大岡　秀有	営業本部リテールサポート推進部部長	
〃	津吹　勇志	〃　　営業研修チーム主任	
㈱菱食	村尾　康宏	業務統括本部情報管理部長	
〃	豊嶋　和義	Ｒ－プランニング部営業サポートチーム副主事	
㈱JII	井口　泰夫	代表取締役社長	
〃	西田　邦生	取締役副社長	
〃	宍戸　良造	常務取締役	
〃	吉田　泰則	情報システム担当課長	
〃	黒田　　亮	〃　　専任課長	
〃	谷原　郁子	インフォレックス推進部EDI情報管理チーム課長補佐	
㈱サイバーリンクス	杉谷　宗紀	SCM推進室事業推進課課長	
㈱JII	堀川　益雄	取締役副社長	事務局
〃	仁木　崇夫	画像情報担当　課長補佐	〃
加藤産業㈱	小川　宗大	営業企画部　主任	〃
㈱ファイネット	大村　勝利	営業推進部部長代理	〃
㈱サイバーリンクス	薮中明希子	SCM推進室事業推進課	〃

物流問題研究会

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品㈱	神山　浩二	ロジスティックス本部ロジスティックス部企画課課長
◎　国　分㈱	荻野　　司	執行役員物流部長
〃	本郷　秀貴	物流部課長
日本酒類販売㈱	佐藤　　稔	情報物流本部物流統括部次長
コンタツ㈱	三角　悦雄	物流統括部部長
㈱サンヨー堂	石黒　健児	業務部次長
㈱日本アクセス	鶴井　　弘	ロジスティクス本部汎用物流部長
三井食品㈱	木内　治久	物流本部物流管理部遵法推進室室長

	明治屋商事㈱	竹島健二郎	執行役員営業本部ロジスティクス部長
○	㈱菱　食	楠堂　昌純	戦略機能部門統括部長

◎印：座長　　○印：副座長

商品開発研究会兼ブランドオーナー会

	会社名	委員名	所属・役職
◎	㈱サンヨー堂	宗像　義昌	代表取締役社長（日食協理事）
	〃	島垣　研二	取締役缶詰部長
	国分㈱	鉄林　康司	食品統括部開発商品担当部長兼育成商品担当部長
	〃	森　　公一	食品統括部開発商品担当副部長
	㈱明治屋	滝下　広明	商品事業本部マーケティング部部長
	〃	中川　　泉	本社品質保証部品質保証チームリーダー兼お客様相談室長
○	㈱菱食	萩原　義久	㈱リリーコーポレーション代表取締役社長
	伊藤忠食品㈱	大平　吉彦	商品本部商品統括部商品統括第一課課長
	伊藤忠商事㈱	中野　和真	食材流通部開発輸入課課長代行
	加藤産業㈱	上岡　正典	商品管理部次長
	川商フーズ㈱	景山健太郎	食品流通部食品流通グループグループ長
	㈱北村商店	北村　篤司	代表取締役社長
	正栄食品工業㈱	山本　一彦	果実商品部フルーツ加工品グループ課長
	ストー缶詰㈱	須藤　修吉	代表取締役社長
	㈱日本アクセス	渡辺　　亨	商品本部加工商品部長
	三井食品㈱	平岩　敏郎	品質管理部部長
	明治製菓㈱	渡部　信二	健康事業本部健康事業営業部長
	㈱ヤグチ	佐々木隆一	取締役執行役員原料部統括部長

◎印：委員長　　○印：幹事店会座長

※幹事店会メンバー

・㈱サンヨー堂　　・㈱明治屋　　・国分㈱　　・㈱菱食

法務研究会

座長輪番	会社名	委員名	所属・役職
8	旭食品㈱	池上　　隆	本社管理本部法務部部長
7	伊藤忠食品㈱	五島　　実	審査法務本部審査法務部部長
3	国　分㈱	柄　　秀典	審査法務部長
5	㈱日本アクセス	北山　　誠	執行役員CSR・法務・コンプライアンス部部長
6	日本酒類販売㈱	柳川　俊泰	執行役員内部監査室室長兼管理本部　法務部部長 兼内部監査室長兼管理本部法務部長 兼内部監査室長兼管理本部法務部長
2	三井食品㈱	松野　啓介	コーポレートスタッフ本部法務部部長
1	明治屋商事㈱	新屋　寿春	執行役員リスクマネジメント部部長
4	㈱菱　　食	高木　邦幸	執行役員管理本部ﾘｽｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ部長

座長：輪番制

労務管理研究会

座長順番	会社名	委員名	所属・役職
6	伊藤忠食品㈱	上床　浩生	人事総務本部人事総務部人事課課長
9	加藤産業㈱	中島　嘉幸	総務部長
3	国　分㈱	小木曽泰治	執行役員人事総務部長
7	㈱サンヨー堂	池田　正輝	総務部次長
2	㈱日本アクセス	森本　雄介	人事・総務本部 人事部長代行
4	廣屋国分㈱	伊東　一昌	業務本部人事総務担当課長
5	三井食品㈱	篠田　　博	コーポレートスタッフ本部人事総務部部長
8	明治屋商事㈱	渡辺　只雄	人事総務部人事チームリーダー
1	㈱菱　食	稲好　隆明	執行役員管理本部総務部長兼人事部長

座長：輪番制

ネットワーク検討会

	会社名	委員名	所属・役職
○	伊藤忠食品㈱	竹腰　雅一	情報システム本部副本部長
	国分㈱	福沢美二郎	情報システム部EDIシステムチーム課長
	三井食品㈱	松本　芳幸	コーポレートスタッフ本部情報システム部支援室
	日本酒類販売㈱	島田　剛宏	情報物流本部情報統括部開発課課長代理
	明治屋商事㈱	大野　智広	管理本部システム部システム技術チーム課長
	㈱日本アクセス	森下　昌紀	情報システム本部システム開発部部長代行
	㈱菱食	山口　　陽	ITﾈｯﾄﾜｰｸ本部IT管理企画部ﾕﾋﾞｷﾀｽ創造推進ﾁｰﾑﾘｰﾀﾞｰ

○印：座長

執行運営委員会P.J「新型インフルエンザ対策」

会社名	委員名	所属・役職
伊藤忠食品　㈱	花澤　隆志	人事総務本部人事総務部総務課
加藤産業　㈱	入江　幸徳	本社社長室次長
国　分　㈱	山本　栄二	取締役コンプライアンス担当役員
㈱日本アクセス	佐々木靖之	人事・総務本部総務部部長
三井食品　㈱	篠田　　博	コーポレートスタッフ本部人事総務部部長
明治屋商事㈱	吉見　政宣	管理本部人事総務部総務チームリーダー
㈱菱　食	渡邉　泰史	管理本部総務部　部長代理

平成23年度 本・支部総収支予算(案)

（自平成２３年４月１日～至平成２４年３月３１日）

社団法人　日本加工食品卸協会

（単位：円）

科目	平成２３年度 予算額(A)	平成２２年度 予算額(B)	増減 (A-B)	備考
Ⅰ　事業活動収支の部				
１．事業活動収入				
①会費収入	54,293,000	54,401,000	-108,000	
会員会費収入	54,293,000	54,401,000	-108,000	
正会員会費	27,215,000	27,620,000	-405,000	
事業所会員会費	1,310,000	1,360,000	-50,000	
賛助会員会費	23,168,000	22,821,000	347,000	
団体賛助会員会費	2,600,000	2,600,000	0	
加入金	0	0	0	
②本部配賦金	9,300,000	9,260,000	40,000	
本部配賦金	9,300,000	9,260,000	40,000	
本部配賦金	9,300,000	9,260,000	40,000	
③雑収入	2,182,430	1,993,058	189,372	
雑収入	2,182,430	1,993,058	189,372	
受取利息	22,430	33,058	-10,628	
業務受託料	0	0	0	
臨時会費	2,110,000	1,910,000		
雑収入	50,000	50,000	0	
事業活動収入　計	65,775,430	65,654,058	121,372	
２．事業活動支出				
①事業費支出	42,485,000	42,913,000	-428,000	
調査研究事業費	22,136,000	22,422,000	-286,000	
調査研究費	22,136,000	22,422,000	-286,000	
教育研修事業費	15,157,000	15,360,000	-203,000	
人材育成事業費	13,727,000	13,900,000	-173,000	
情報システム研修会	1,430,000	1,460,000	-30,000	
知識啓発事業費	5,192,000	5,131,000	61,000	
啓発事業費	4,042,000	3,982,000	60,000	
宣伝事業費	1,150,000	1,149,000	1,000	
②管理費支出	27,936,000	27,341,525	594,475	
人件費	14,525,000	14,525,000	0	
役員報酬	9,510,000	9,510,000	0	
職員給料手当	3,765,000	3,765,000	0	
福利厚生費	1,250,000	1,250,000	0	
退職給付費用	0	0	0	
会議費	2,745,000	2,970,000	-225,000	
会議費	2,745,000	2,970,000	-225,000	
事務諸費	10,666,000	9,846,525	819,475	
旅費交通費	2,364,000	1,810,000	554,000	
通信運搬費	675,000	1,400,000	-725,000	
消耗品費	1,510,000	1,520,000	-10,000	
光熱水料費	120,000	160,000	-40,000	
賃借料	5,615,000	4,690,000	925,000	
備品費	0	0	0	
雑費	159,000	123,525	35,475	
交際費	153,000	143,000	10,000	
租税公課	70,000	0	70,000	
事業活動支出　計	70,421,000	70,254,525	166,475	
事業活動収支差額	-4,645,570	-4,600,467	-45,103	
Ⅱ　投資活動収支の部				
１．投資活動収入				
①特定資産取崩収入	0	0	0	
退職給与積立資産取崩	0	0	0	
投資活動収入　計	0	0	0	
２．投資活動支出				
①特定資産取得支出	1,135,000	1,135,000	0	
退職給与積立資産取得	1,135,000	1,135,000	0	
投資活動支出　計	1,135,000	1,135,000	0	
投資活動収支差額	-1,135,000	-1,135,000	0	
Ⅲ　財務活動収支の部				
１．財務活動収入	0	0	0	
２．財務活動支出	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
Ⅳ　予備費支出	1,250,000	1,100,000	150,000	
当期収支差額	-7,030,570	-6,835,467	-195,103	
前期繰越収支差額	37,563,772	36,075,113	1,488,659	
次期繰越収支差額	30,533,202	29,239,646	1,293,556	

平成23年度 本部収支予算(案)

（自平成２３年４月１日～至平成２４年３月３１日）

社団法人　日本加工食品卸協会

（単位：円）

科　　目				平成２３年度 予算額(A)	平成２２年度 予算額(B)	増減 (A-B)	備考
Ⅰ　事業活動収支の部							
	１．事業活動収入						
		①会費収入		54,293,000	54,401,000	-108,000	
			会員会費収入	54,293,000	54,401,000	-108,000	
			正会員会費	27,215,000	27,620,000	-405,000	
			事業所会員会費	1,310,000	1,360,000	-50,000	
			賛助会員会費	23,168,000	22,821,000	347,000	
			団体賛助会員会費	2,600,000	2,600,000	0	
			加入金	0	0	0	
		②雑収入		70,000	80,000	-10,000	
			雑収入	70,000	80,000	-10,000	
			受取利息	20,000	30,000	-10,000	
			業務受託料	0	0	0	
			雑収入	50,000	50,000	0	
	事業活動収入　計			54,363,000	54,481,000	-118,000	
	２．事業活動支出						
		①事業費支出		31,058,000	31,973,000	-915,000	
			調査研究事業費	20,186,000	20,272,000	-86,000	
			調査研究費	20,186,000	20,272,000	-86,000	
			教育研修事業費	5,680,000	6,570,000	-890,000	
			人材育成事業費	4,250,000	5,110,000	-860,000	
			情報システム研修会	1,430,000	1,460,000	-30,000	
			知識啓発事業費	5,192,000	5,131,000	61,000	
			啓発事業費	4,042,000	3,982,000	60,000	
			宣伝事業費	1,150,000	1,149,000	1,000	
		②管理費支出		25,572,000	25,345,000	227,000	
			人件費	14,525,000	14,525,000	0	
			役員報酬	9,510,000	9,510,000	0	
			職員給料手当	3,765,000	3,765,000	0	
			福利厚生費	1,250,000	1,250,000	0	
			退職給付費用	0	0	0	
			会議費	2,120,000	2,120,000	0	
			会議費	2,120,000	2,120,000	0	
			事務諸費	8,927,000	8,700,000	227,000	
			旅費交通費	719,000	740,000	-21,000	
			通信運搬費	675,000	1,400,000	-725,000	
			消耗品費	1,510,000	1,520,000	-10,000	
			光熱水料費	120,000	160,000	-40,000	
			賃借料	5,615,000	4,690,000	925,000	
			備品費	0	0	0	
			雑費	128,000	100,000	28,000	
			交際費	90,000	90,000	0	
			租税公課	70,000	0	70,000	
	事業活動支出　計			56,630,000	57,318,000	-688,000	
事業活動収支差額				-2,267,000	-2,837,000	570,000	
Ⅱ　投資活動収支の部							
	１．投資活動収入						
		①特定資産取崩収入		0	0	0	
		退職給与積立資産取崩		0	0	0	
	投資活動収入　計			0	0	0	
	２．投資活動支出						
		①特定資産取得支出		1,135,000	1,135,000	0	
		退職給与積立資産取得		1,135,000	1,135,000	0	
	投資活動支出　計			1,135,000	1,135,000	0	
投資活動収支差額				-1,135,000	-1,135,000	0	
Ⅲ　財務活動収支の部							
	１．財務活動収入			0	0	0	
	２．財務活動支出			0	0	0	
財務活動収支差額				0	0	0	
Ⅳ　予備費支出				1,000,000	1,000,000	0	
当期収支差額				-4,402,000	-4,972,000	570,000	
前期繰越収支差額				29,738,706	26,581,303	3,157,403	
次期繰越収支差額				25,336,706	21,609,303	3,727,403	

平成23年度　支部収支予算(案)

（自平成２３年４月１日～至平成２４年３月３１日）

社団法人　日本加工食品卸協会

（単位：円）

科　　目	平成２３年度 予算額(A)	平成２２年度 予算額(B)	増減 (A-B)	備考
Ⅰ　事業活動収支の部				
１．事業活動収入				
①会費収入			0	
会員会費収入			0	
正会員会費			0	
事業所会員会費			0	
賛助会員会費			0	
団体賛助会員会費			0	
加入金			0	
②本部配賦金	9,300,000	9,260,000	40,000	
本部配賦金	9,300,000	9,260,000	40,000	
本部配賦金	9,300,000	9,260,000	40,000	
③雑収入	2,112,430	1,913,058	199,372	
雑収入	2,112,430	1,913,058	199,372	
受取利息	2,430	3,058	-628	
業務受託料	0	0	0	
臨時会費	2,110,000	1,910,000		
雑収入	0	0	0	
事業活動収入　計	11,412,430	11,173,058	239,372	
２．事業活動支出				
①事業費支出	11,427,000	10,940,000	487,000	
調査研究事業費	1,950,000	2,150,000	-200,000	
調査研究費	1,950,000	2,150,000	-200,000	
教育研修事業費	9,477,000	8,790,000	687,000	
人材育成事業費	9,477,000	8,790,000	687,000	
情報システム研修会	0	0	0	
知識啓発事業費	0	0	0	
啓発事業費	0	0	0	
宣伝事業費	0	0	0	
②管理費支出	2,364,000	1,996,525	367,475	
人件費	0	0	0	
役員報酬	0	0	0	
職員給料手当	0	0	0	
福利厚生費	0	0	0	
退職給付費用	0	0	0	
会議費	625,000	850,000	-225,000	
会議費	625,000	850,000	-225,000	
事務諸費	1,739,000	1,146,525	592,475	
旅費交通費	1,645,000	1,070,000	575,000	
通信運搬費	0	0	0	
消耗品費	0	0	0	
光熱水料費	0	0	0	
賃借料	0	0	0	
備品費	0	0	0	
雑費	31,000	23,525	7,475	
交際費	63,000	53,000	10,000	
租税公課	0	0	0	
事業活動支出　計	13,791,000	12,936,525	854,475	
事業活動収支差額	-2,378,570	-1,763,467	-615,103	
Ⅱ　投資活動収支の部				
１．投資活動収入				
①特定資産取崩収入	0	0	0	
退職給与積立資産取崩	0	0	0	
投資活動収入　計	0	0	0	
２．投資活動支出				
①特定資産取得支出	0	0	0	
退職給与積立資産取得	0	0	0	
投資活動支出　計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
Ⅲ　財務活動収支の部				
１．財務活動収入	0	0	0	
２．財務活動支出	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
Ⅳ　予備費支出	250,000	100,000	150,000	
当期収支差額	-2,628,570	-1,863,467	-765,103	
前期繰越収支差額	7,825,066	9,493,810	-1,668,744	
次期繰越収支差額	5,196,496	7,630,343	-2,433,847	

新年度事業活動

正・副会長会議開催

－４月21日－

４月21日（木）午前10時30分より、理事会に先立ち正・副会長会議が開催された。
当日に開催される理事会の内容確認が主要な議案であるが、今回は公益法人制度改革への対応や定款変更に関する件など重要な議案もあり、また震災に関する件や電力節電抑制策等について、それぞれ意見交換を行い共通認識をもって理事会に臨むこととした。

理 事 会 開 催

－４月21日－

４月21日（木）午前11時30分より、レベル21東京會舘において定例理事会が開催された。
今回は、代理出席も含めて22名が出席し、５月26日（木）に開催予定の定時総会に向けての議案審議を行った。以下に当日の内容を議事録から掲載する。

議　　案　第１号議案　平成22年度事業報告に関する件
第２号議案　平成22年度収支決算報告に関する件
第３号議案　会員の動向に関する件
第４号議案　会費の額及び徴収の方法に関する件
第５号議案　平成23年度事業計画案に関する件
第６号議案　平成23年度収支予算案に関する件
第７号議案　役員の一部改選に関する件
第８号議案　定款変更に関する件
第９号議案　公益法人制度改革への対応に関する件
第10号議案　定時総会の開催に関する件
第11号議案　その他

出欠状況　理事総数　26名中　出席理事　22名　委任状　４名　計26名
監事総数　３名中　出席監事　３名　計３名
来賓出席　農林水産省総合食料局流通課　商業調整官　山田　啓二　様
係長　大熊　光輝　様

開　　会　定刻になり奥山専務理事の司会により開会。
来賓の紹介後、冒頭　國分勘兵衛会長が次の如く挨拶を行った。

國分勘兵衛会長　開会ご挨拶

本日は、ご多忙の中、またご遠方からも、ご出席頂き誠にありがとうございます。

とりわけ、農林水産省からは公務ご多用の中、総合食料局流通課の吉井課長様はじめ幹部の方にご来臨賜り誠に有難く厚く御礼申し上げます。

このたびの「東日本大震災」で被害を受けられました皆様には心よりお見舞い申し上げます。また、各会員卸の皆様におかれましては震災直後から大変厳しい状況にありましても、物流ルートの確保、被災地の小売業への商品供給など、地域社会にとって必要不可欠な可欠な「食のライフライン」としての社会的使命を懸命に果たしていただき、更には業界として義援金のご協力や緊急支援の食糧供給などに格別のご理解、ご協力をいただき心からの敬意を表させていただきます。

私ども日食協といたしましては、現地復興、インフラの復旧、電力節電抑制策への対応等に、メーカー団体、小売業団体や関係省庁との連携を密にして微力を尽くす所存でございますが、協会としてお役に立てることがございましたら、協会まで申し付け下さるようお願い申し上げます。

大震災が起きてから１ケ月以上になりますが、このダメージは東日本だけにとどまらず日本経済そのものを痛めつけており、危機克服の見通しもはっきりしない状況にありますが、足元の課題を直視して、この危機を総力で乗り切るべく業界が協調してやるべきことは協調しておこない、卸の存在を主張して参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

特に、東京電力、東北電力管内における、この夏の電力節電抑制策につきましては行政のご指導、ご助言をいただいて流通業界全体で適応力、転換力を発揮して対処していく必要があろうかと考えております。

後程、業界の自主行動計画につきましてご検討いただきたいと思います。

さて本日は、５月26日に定時総会の開催を予定いたしておりますので、これにさきがけまして、これらの報告内容につきましてご充分なるご審議をお願いするものであります。特に、公益法人制度改革への対応につきましては、当協会は誠に残念ながら公益社団法人については内閣府から「不認定」との結論がだされましたので、あらためまして次善の策として「一般社団法人」として認可申請をおこなう考えでご審議をいただきたいと思います。

また本年は役員の改選時期ではございませんが、人事異動等によりまして一部改選の件もございます。また、協会本部の事務所移転と理事の定数の見直しを含めた現行の定款の変更につきましてもご審議をいただくことになっておりますので、それぞれご充分にご審議をお願いしたいと思っております。

最後に、今回の大震災をとおして特に感じたことではございますが、何事につけてもやはり卸の団結、協会のまとまりというのは大変重要な事だと思います。つきましては、これは特に、全国規模でご商売をされている理事の方にお願いしたい事でございますが、これから開催されます各地域の総会や研修会のお集まりには、各地域の責任者の方にご出席いただき顔の見える業界にしていただきますよう理事の皆様からぜひご指示いただき、支部活動、業界活動にご協

力をいただきますようお願い申し上げます。
甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

次いで来賓を代表して農水省総合食料局の山田商業調整官が次の如くご挨拶された。

平素は､食品流通行政の御理解と御協力を賜りこの場をお借りいたしまして御礼申し上げす。

この度、東日本大震災により、甚大な被害がもたらされた。尊い人命を失い誠に痛ましい限りでございます。犠牲者の御遺族ら対し哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

先ずは、日食協の事務局をはじめ、傘下会員におかれましては、震災時において、被災地に対する食料品の緊急支援に御協力を賜り、特に緊急時のため土日を含め迅速な対応に改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。
また、義援金の取組みついても、早急な取組について敬意を申し上げます。

農林水産省　流通課
山田啓二商業調整官　ご挨拶

現在、農林水産省としては、被災地支援に向けた取組として、いわゆる風評被害は、何よりも正確な情報を消費者等へ提供することが重要と考えており、消費者及び小売業者に対して出荷制限の対象となっていない農作物等について、普段どおりに買い物や商売をしていただくようメッセージを発信いたしました。
また、被災地支援に向けた取組につきましては、現在、政府一丸となってとり進めておりますが、引き続き被災地に御支援方を是非ともお願いいたします。
こうした中、専門小売業者においても「絶対応援宣言」や「被災地農家応援キャンペーン」こうした中、専門小売業者においても「絶対応援宣言」や「被災地農家応援キャンペーン」また、卸売市場関係者には「風評被害の解消に向けた産地支援」を実施しており、農林水産省では、「食べて応援しょう」（被災地を応援）のキャッチフレーズで４月15日にホームペ―ジを開設し、産地の活力再生を通じた被災地の復興を応援しています。日食協の傘下会員の方においても前向きな対応をしていただいているところです。

４月８日に開催された「夏期の電力需給対策の骨格」が決定されました。
電力の需給ギャツプは、東京電力で1500万キロワット、東北電力では330万キロワットとなっており、このため夏期の電力の需給対策について、需要家毎に大口では25%、小口で20%、家庭・個人で15～20%抑制することを目標として取り組むこととしています。創意工夫で節電に御協力を御願いします。

貴協会におかれましては、引き続き傘下会員に対して放射性物質の検査結果や出荷制限など

に関する正しい情報を提供していただくともに、被災地に対する御支援方お願いいたします。
23年度の予算につきましては、食料品アクセス問題について当該地域が地形、公共交通機関、需要量、供給量、家族構成などの諸条件を考慮し、食料品アクセス困難度を客観的に推計するための指標を検証・実用化する事業を実施します。被災地の店舗や人口など状況が変化しておりますので、当該地域の実行についは検討しなければならないと考えております。

最後に、経済環境が厳しい中、地震により自粛ムードとなっておりますが、経済発展のため通常のとおり行っていただくことが重要と考えております。農林水産省といたしましては皆様方のご商売の反映とご多幸をお祈り致し御挨拶といたします。

事務局はここで本日の出欠状況を報告し、会の成立と共に定款27条により会長が議長席に就く事を告げた。
議長は出席理事の中から、議事録署名人として、宗像善昌理事と足立誠理事の指名を行い、了承を得て議事に入った。

第１号議案　　平成22年度事業報告に関する件
第２号議案　　平成22年度収支決算報告に関する件

議長より、第１号議案と第２号議案を続けて事務局より報告するよう指示があり専務理事より、手元に配布された資料の確認をした後、概況並びに事業活動のポイントについて次の内容を報告した。
① 政策委員会・食品取引改善協議会の活動内容。
② 調査研究事業として、「米トレサ法に関するアンケート調査」「環境自主行動計画の調査票提出」「独占禁止法の改正についてのパブリック・コメントの提出」「物流コストの実態調査」「IFRSに関するアンケート」を報告。
③ 研修・普及・啓発・実践事業として、「情報システム研修会」を開催。
④ 本部活動として、「公益法人制度改革への対応」「加工食品卸売統計調査」を実施。「本部事務所の移転計画」をまとめる。
⑤ 関連省庁・諸団体との交流活動について。⑤関連省庁・諸団体との交流活動について。
⑥ 平成22年度収支決算報告（収支計算書・貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録）。

同時に４月15日に監事各位により監査を受けた経緯を報告した。
議長はここで監事に監査報告を求め、濱口吉右衛門監事は「去る４月15日に監事３名にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告した。
議長は、両議案の質疑を求めたが無かったので、承認を求め、拍手で承認された。
続いて、議長は第３号議案の説明を事務局に求めた。

第３号議案　　会員の動向に関する件
事務局より、平成22年度内に於ける入退会者のリストに基づき、報告を行い、承認された。

第４号議案　　会費の額及び徴収の方法に関する件

議長の指名をうけ、事務局より平成23年度の年会費の額及び徴収方法について説明した。額に関しては一昨年度、自主申告いただいた売上高に基づく会費区分により算定。また、賦課徴収方法については

①　年額一括
②　銀行振込み
③　振込手手数料は会員各位負担
④　納付期限　　平成23年６月30日（木）

との説明があり、議長はこれに関して承認を求め異議なく賛同を得た。

第５号議案　　平成23年度事業計画案に関する件
第６号議案　　平成23年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう指示があった。

平成23年度事業計画案について、中嶋政策委員長より、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業及び実施計画案についての説明がなされた。

「平成23年度の主要な事業計画につきましてご説明申し上げます。

未曾有の大震災は、原発事故という深刻な事態も引き起こし、電力不足は食品流通にも大きな試練を与えています。

今回の大震災は、あらためて非常時の食品流通のあり方や生活を守る社会的使命感と生活貢献を最優先する業界としての産業行動の姿勢、真価が問われているものと考えております。

こうした環境の中で、生活様式の変革を求めるような国難に対処すべく、食品流通業全体で「食」のライフラインを維持するため、従来の食品流通のSCMを抜本的に見直し、状況に適した流通システムを再構築して、国内市場を整備する事がより重要であると考え、調査研究事業としては最優先して、電力節電抑制策の業界「自主行動計画」の調査と策定を行い、そして実践をして参りますます。

また、メーカーの皆様とは構造変革と競争環境の中で、卸売業の活性化についてお互いの機能役割を確認しながら検討していきたいと考えています。

関連する法制度の問題では、７月からいよいよ「米トレサ法」において産地情報の伝達が始まりますので、我々が第１義に望んでおります容器・包装への記載により運用できますよう充分普普及啓発して参ります。

理事会会場

また大震災により、TPPに関する進展がやや遅れてはおりますが、我々業界にとりましても大変重要な課題でもありますので影響について調査をして参ります。

環境問題では、現在の我々の「環境自主行動計画」は今年度が最終年度になっておりますので、次期計画をどのような目標、内容にしていくか検討する必要があります。原発の問題で日本の環境状況が大きく変わって参りますので、充分与件を踏まえて準備して参ります。

最後に、業界の情報発信力を高めるために、今年度は協会のHPをリニュアルしたいと存じます。ぜひご関心をもってご覧いただきたいと存じます。

以上主要な事業計画の内容でございますが、これらの活動につきまして食品卸業界自身の協調性強い団結力が何より前提となりますので、ここにご出席の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げましてご報告とさせていただきます。

第６号議案については事務局より、事業計画と連動した収入、支出について新会計基準に基づき資料の如くに策定した根基について説明した。

ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求めたが、拍手を以って承認された。

第７号議案　　役員改選に関する件

議長より、本年は役員改選期の年ではないが、会社人事の都合により一部の方から役員交代の申し出が有った事、更には、ご本人のご都合により退任の申し入れを受けた事等の報告があり詳細についての説明を事務局に促した。

事務局より申し出順に報告がなされた。

	［退任］	［新任］
㈱日本アクセス	今泉忠也　理事	堀井壯一郎　氏
国分㈱	成田　健　理事	北見　　賢　氏
三井食品㈱	水足眞一　理事	長原　光男　氏
㈱梅澤	鈴木重一　理事	
㈱ヤグチ	萩原弥重　監事	

報告を受け議長より、理事３名の交代並びに鈴木理事及び萩原監事の退任という事務局案の承認を求め、拍手を以って異議なく承認された。

第８号議案　　定款変更に関する件

議長より８号議案の内容を説明するよう事務局に要請。事務局から添付資料に基づき定款変更案（①事務所移転に伴う所在地の変更②理事の定数変更）について報告がなされ、出席者全員から賛同を得た。

第９号議案　　公益法人制度改革への対応に関する件

過日内閣総理大臣あてに申請した公益社団法人の審査が「不認定」となったこと受け今後は一般社団法人の認可に向け、再度、申請したいとの事務局からの申し出に対し、出席者全員から承認をいただく。

第10号議案　　定時総会の開催に関する件

議長より「以上の審議内容を定時総会の議案として総会を開催したい」と発言があり、事務局より平成23年５月26日（木）15時よりレベル21東京會舘にて開催する旨の報告があり、理事会の決議を求め、承認された。

なお事務局より一般社団法人としての認可後の理事会の開催時期等について説明する。

それを受けて、３月及び４月の理事会は、決算時期等により非常に多忙な時期なので理事本人の出席が困難な事態が想定できるため、開催の時期に関しては慎重に対応する様要請を頂戴する。事務局として強く認識をする。

最後に、その他として何かご意見・ご要望が有れば申し述べるよう議長から要請。

それを受けて東北の堀内理事より震災発生後から今日までの状況報告、近畿の加藤理事からは阪神･淡路大震災時の教訓､また山田調整官から国の支援体制等について意見が述べられた。

議長より、引き続き当協会へのご協力要請と本日の長時間審議についての御礼が述べられ、13時45分に閉会となった。

以　上